モ書位署書ノ時ハ實名加之、（委見二五卷一）

一付年號ノ時ハ實名計書之、御下知等之事也（但可レ依二于事一歟也）□

一制札幷書紙ノ御下知等ニ實名不レ載之（但御下知上包ニハ、本奉行一人受領ノ下ニ書二加之一、折紙ハ各別也、）

一尸書之事、非二朝廷之臣一者不レ書之云々、雖レ然率土之人民孰無二非王臣一云々、此謂歟、制札御下知等ニ非二四品一而奉行、與二朝臣一稱レ之、官氏朝臣氏ニ依テ朝臣宿禰眞人ト書也、

一件留ノ者留之事

件ハ品也、クダリト云字儀モアリ、又紛レナシト云心アル故ニ、人ニ从牛ト書ケリ、（略○中）

一急劇之時分御制札、御判ヲ以、五山其外諸寺社家ヘ被レ成事モ有レ之御事候、御文言如レ常少シ手ニ葉可レ有二相違一、御判計也、鳥子ヲ四半ニキル、

禁制　攝津國何郡――寺

一軍勢甲乙人濫妨狼藉事

一伐採竹木事（付レ一）

一非分課役事

右條々堅（令レ被）停止之訖、若有二違犯之輩者一、速可レ處二嚴科一、（者也、仍下知如レ件、）

右二行書（右ノ方ハ右將ノ下知ノ旨所レ被二仰下一也、仍下知如レ件、）

左ノ方ハ奉ノ下知也（○中略）

一掟事

天下之儀以下被二相定一事ヲ、以二一書一被二注置一儀候、下々學之、而後々迄不レ改替一事ハ紙ニ書テ、其家々ニ被レ置ヲ申也、但神前佛前其外事ニ依テ、若シハ板ニモ書之、

押紙云

何々社頭掟事

一社內納物事

一社頭金物事

一馬場掃除事

右一月ニ十五日、社人爲二順番一可レ成レ之、若於二懈怠之輩一者、可レ改二所帶一者也、仍如レ件、

延德五年八月十五日　　在判

一定書事

物ノ品ヲ分テ、善惡ヲ取交テ書之、又ハ於二市町一、米錢等ノ定、於二鄉里一稻田增減以下之定可レ書之、是ハ板ニモ書、紙ニモ書之、掟ノ心ノアサキヲ申候也、

押紙云

定

一不レ可二押買狼藉一事

一國質所質禁制事

一不レ可レ有二喧嘩口論一事

右條々定置訖、諸商人等守二此旨一、於二當市場一可レ致二商賣一、若至二違犯之輩者一、可レ處二罪科一者也、仍如レ件、

應永七年三月十日　　左衞門尉判

近江守判

〔書禮秘訓抄〕禁制

一軍勢甲乙人濫妨狼藉之事

一陣取付放火等之事

一相二懸兵粮以下一之事

右條々堅令停止畢、若有違犯之輩者、可被處嚴科也、仍掟如件、

年號月日　　官途判

無官之人は氏に名乘也、受領之人は官の所に受領を書て、判なり、奉行の札なり、又禁制と年號と同通也、條書之項より一字可下、此札之書樣は伊勢駿河守之義なり、

定

一盜賊人之事

一放火人之事

一喧嘩口論之事

右彼條々於有注進者、別而可加感賞者也、仍如件、

年號月日　　三ノ判　二ノ判　一ノ判

是者橫板之札也、條書は何ケ條も書故に、橫板長仕なり、常之掟是也、候と云字は不書者也、

一きんせい

一おしがいの事

一ふつうにこし、ようきやく、せいせんの事、

一こうろんの事

一かたきうちの事

一しぜんたうぞく有べきをかくし可置事

右でう〳〵、一事たりといふとも、いはいのともがらあらば、かたくせいくわせらるべきものなり、仍下知如件、

年號月日　　某判

是は日市抔の時、誰々もよみ能樣假字に書事一の故實なり、人に寄、朝臣と不書て、官受領計判有人も有故、故實口傳、

一受領前の守之事、五年過而可書を、中頃より三年被縮歟、當代只今受領而、其座より前と云字を書交不可然候、縱令親の受領相續候共、如何に候哉、況前之と書事、謂難意得候、程を不經而我が前の次第は、更不可立候へばとの事を、前成て昔繼敷心歟、諸人の可爲嘲也、

〔集古文書三十掟八〕室町家掟書蜷川某藏

殿中御掟

一不斷可被召仕輩、御部屋衆定詰、同朋已下、可爲如前々事、

一公家衆御供衆申次御用次第可有參勤事

一總番衆面々可有祇候事

一各召仕候者、御緣罷上儀爲當番衆、可被下旨、堅可被申付、若於用捨輩者、可爲越度事、

彈正忠〇織田信長

一公事篇內奏御停止事〇略中

永祿十二　正月十四日

〔信長公記八〕天正三年九月十四日、信長豐原より北莊迄被納御馬候、〇略中

掟條々　　越前國

一國中へ非分課役不可申懸、但差當子細有て、於可申付者、我々へ可相尋、隨其可申出事、

一國に立置候諸侍を雅意に不可扱、いかにも悃にして可然候、さ候とて、帶紐を解候樣には、有まじく候、要害彼此機遣簡要候、領知方嚴重に可相渡事、

一公事篇之儀順路憲法たるべし、努々最員偏頗を不レ存可レ裁許、若又雙方存分不レ休においては、雜掌我々に相尋可レ落著候事、

一京家領之儀、亂以前於レ當知行一者可レ還付一、朱印次第たるべき事、但理有レ之、〇略中

一雖レ事新き子細候、於何事も、信長申次第に覺悟肝要候、さ候とて無理非理之儀を心におもひながら、巧言不レ可レ申出一候、其段も何とぞかまひ有レ之者、理に可レ及レ聞屆一可レ隨レ其候、とにもかくにも、我我を崇敬して、影後にても、あだにおもふべからず、我々あるかたへは、足をもさゝざるやうに、心もち簡要候、其分に候へば侍の冥加有て、長久たるべく候、分別專用に候事、

天正三年九月日

〔太閤記〕筑紫陣御觸之事

明れば天正十五年正月元旦之出仕など、亂世に事かはり、式掌の沙汰に及で、物ふりてけり、〇略中

九州御出勢に付御掟之條々

一兵粮幷馬之飼料、九州之地、令二參著一之日より可レ被レ下行一之事、

一別紙出勢之日次、二月十日より無二相違一立出、泊々不レ指合一やうに、宿奉行次第可レ守二於其旨一之事、

一喧嘩口論仕出來候はゞ、雙方其罪遁まじき事、

一追立夫、をしかひらうぜき等有まじき事、

一奉公人先主に暇をもこはず、主取を仕有之處、先主見付候て、理不盡に成敗仕候はゞ、却て可レ爲二越度一、見付次第、當主人に相理り、其上を以、急度可二申付一、又屆有レ之、奉公人をにがし候はゞ、其主人越度たるべき事、

一城を打圍む事、相定る攻手之外、一切令二停止一事、

一合戰に出立、先陣後陣之儀軍奉行次第下知を相守可レ申之事、

右軍法を背き、自由のかけ引有レ之においては、可レ被二處嚴科一者也、依レ如レ件、

〔敎令類纂初集三十七〕寛永九壬申年六月十六日　肥後國之御制法、

掟

一寺社方幷町人百姓以下如二前々一之可レ居二住一事

一人賣買停止之事

一肥後國中におゐて無二主人一抱置べからざる事

一竹木濫に剪採べからざる事

一押買狼藉すべからざる事

一未進方棄破すべき事

一未進方に取つかふ男女未進同前可二棄破一事

一家僕之儀、主從相對次第事、

一在々所々欠落之百姓、逆迎幷宿を借し候事、國中之儀は不レ及二沙汰一、隣國にも抱置べからざる事、

右可レ相二守此旨一もの也、仍執達如レ件、

寬永九年六月十六日

伊丹播磨守
稻葉丹後守
石川主殿頭
內藤左馬助
水野日向守

法度書

〔和簡禮經八〕一法度書事

大半制止之旨趣相籠ヶ候、禁制書ハ一篇ニ制止之旨也、法度書ハ是非相兼而書之、依レ之禁制ヨリ

モ輕キ事ニ書申也、

〔武州文書〕北條氏條目

永代法度之事

一當年改而申出候、いか樣にも兵粮を嗜、自然に籠城つゞき候やうに可レ致二覺悟一、當意市町にてかい、其日々々仕候儀かたく法度に候、兼而兵粮致二支度一、寄親之藏へ入可二預置一候事、

一朝夕も又正月も、一騎合衆は白衣に而もくるしからず候、多はかみこ木綿こそで可レ然、夏は布かたびら、又はたふかたびらもくるしからず候、總別衣羽衣たくいくつつい入義無用候事、

一一騎合衆何もきうせん三ケ一の馬を乘べし、たかき馬一圓無用候、只今持候馬之取べきはくるしからず候、左候とて馬やせ候事有間敷候事、

一武具は、てかい、はいだてまで、いたすべし、中間小者迄忠可レ致事かんよう也、具足は雨風に當候てもそんじざるやうに可レ致候、はおりも黑木綿可レ然候、きれ小旗さい鑓法度事、

右法度書は、陣番普請しげく候間、如レ此被二仰出一、朝夕見ぐるしき爲レ體くるしからず候又黃金代物支度候者有レ之候はゞ、おんみつにて可二申上一、則可二御褒美一候也仍如レ件、

天正十八年三月廿日　　逸見與八郎殿

〔香取文書五〕法度

一喧嘩口論之事

一押買狼藉之事

一盜賊等之事

右於二違犯之輩一者、可レ加二成敗一者也仍如レ件、

式條

式目

條目

天正二十年卯月五日　　花押

〔御成敗式目〕一狼藉時不レ知二子細一出二向其庭一輩事

右兼日於同意與力之輩者、不レ及二子細一、至二其輕重一者、兼難レ定二式條一、尤可レ依二時宜一歟〇下略

〔吾妻鏡二十八〕寬喜四年〇貞永元年九月十一日、武州以二五十箇條式條一、相二副和字御書一、被レ送二遣于六波羅一、

〔吾妻鏡三十一〕文曆二年〇嘉禎元年九月十日庚午、鎭西有二强盜人一、彼所領被二召放一者、可レ賜之旨、義村註上覽狀申之、不レ可レ望二未斷闕所一之趣、近年雖レ被レ載二式條一、爲二評定衆今及此義一、人以不二甘心一云云、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜四年〇貞永元年八月十日、武州〇北條泰時令二造給一御成敗式目一被レ終レ篇五十箇條也、今日以後、訴論是非、固守二此法一、可レ被二裁許之由一被二定云云一、〇下略

〔御成敗式目追加〕一嘉禎三年八月十七日評定云、或構二謀書一被二押領之由一訴レ之、或掠二奪御下文一、知行之條、不レ可レ依二此式目之旨一鬱申輩、雖二其數在一、不レ論二理非之詞一、已相二叶此儀歟一、自今以後、雖レ有二文書之訛謬一、過二廿ケ年者一、守二式目之趣一、不レ顧二理非一、就二知行之年紀一、可レ有二御成敗一云云、

〔武家名目抄文書三上〕按、凡條々書立たるものを條目といふなり、然るを後代專法令をさして、いふが如くなり行しは、法度のことは、多く條目書にするが故なるべし、

〔侍所沙汰篇追加〕一爲二守護人號一、犯科跡沒收所領田畠事

此條目、大將家御時、至二于當時御式目一、守護成敗條々仁雖レ不レ被レ載レ之、動令二沒收一事、云二本沒收一云二新沒收一、其訴訟連々出來候歟〇下略

〔武家嚴制錄十七〕一上總介忠輝朝臣領地被二召上一候時の條目

條々

一喧嘩口論堅令二停止一之訖、若有二違犯之輩一者、雙方可レ令二斬罪一、万一令二荷擔一者、其咎可レ重二於本人一事、

一不レ可レ押二買狼藉一、幷不レ可レ伐二採竹木一事、

一今度在番中、人通之義停止之事、
一其所之者、其所にて留之、但主従相對次第可任覺悟事、
一未進方又は、年季差置候男女等申合棄破之上者、其所に可相留事、
右之條々、可相守此旨者也、
元和二年七月五日　御判

篇目

〔武家名目抄文書三上〕按、篇目は、猶條目といふがごとし、凡箇條書は、一條ごとに、某事々々と記すが故に、或は又事書ともいふなり、

事書

〔吾妻鏡八〕文治四年二月二日戊辰、所々地頭等所領已下事、自京都或屬強緣、或獻消息、愁申人々多之、仍有其御沙汰、而處廷尉公朝、自去年冬在鎌倉、近日可歸洛之間、得其意、爲令披露彼訴條々、載篇目於一紙、可與公朝之由云云、

〔吾妻鏡五十二〕文永三年三月十三日丙午、就諸人訴論事、有被定篇目等所謂、
一御評定日々當參奏事
兼日可被付名目於勘解由判官
一事書事
御評定之後、執事之仁令進草案、事書者、被加一見、理致無相違者、可被付對馬前司也、

〔庭訓往來〕就先度御事書、藝才七座之居、諸國商人旅客宿所運送賣買津、悉令遵行候、

〔庭訓往來〕奉行人令取捨事書、於引付寛御評定異見所令成敗也、

〔武家名目抄文書三上〕按、一ケ條にもあれ、數ケ條にもあれ、某書とかゝげて書が故に、事書といふなり、法令掟等の事書をば、法度書とも條目ともいひ、雜事なるをば、篇目などもいふなり、

〔太平記十五〕三井寺合戰幷當寺撞鐘事附俵藤太事
抑金堂ノ本尊ハ、生身ノ彌勒ニテ渡セ給ヘバ、角テハ如何トテ、或衆徒御首計ヲ取テ、藪ノ中ニ隱シ置タリケルガ、多被討タル兵ノ首共ノ中ニ交リテ、切目ニ血ノ付タリケルヲ見テ、山法師ヤ仕タリケン、大札ヲ立テ、一首ノ歌ニ事書ヲ副タリケル、

○按ズルニ、事書ハ、公文ノミニ限ラズ、條款ヲ別チテ、事ヲ列載セル私書ヲモ亦事書ト云ヒシナリ、

〔沙汰未練書〕一事書取捨事
以引付落居趣奉行人書事書之符案引付披露、是取捨引付云、
一評定沙汰事
關東者兩所、京都者兩六波羅殿、五方引付頭人衆中皆參之時於評定所有其沙汰、先以孔子定意見之次第、其後其開闔一人、合奉行一人、又聞奉行云、以文書參評定所、向御前各數圓座引付勘錄事書讀上、是讀進云、○略中

一同評議綺終後、事書之頭、是非被書付、是頭書云○中略
一御下知被成事
以評定落居事書奉行人書御下知案文引付披露、是御下知取捨云
〔新御式目〕一政務事正應六五廿五、評、○中略
一庭中事
被召先事書幷本奉行、當日可有御沙汰、○略中
正安二七十九　但馬前司渡之○略中
一評定事書頭付幷繼目封事、當日可令申沙汰事、
〔常照愚草〕一諸侯知行分、或京濟、或免除之在所、古今有之、然者奉行より、其守護へ御下知を成すに、

事書を一紙相添なり、其事書に、

御卽位ニカヤラズ　何國段錢事年號月日　御卽位要脚

以二彼要脚一、被二附其足一畢、早除二三社領、幷北野社領、諸五山諸塔頭、等持寺等持院領一、以下先々免除京濟之地、令二支配一、壹段別五十文宛上於二公田一、來何月十日以前、可レ被二究濟一之、若難澁之在所者、爲レ有二其沙汰一云々、

領主交名、云二土貢員數一、共以可レ被レ注二申之一矣、

如此認て、うらに國分の奉行一人判を仕也、是をうらを符すると云也、名乘も不レ書して、たゞ判計也、さてくる〳〵と卷て、上書には、さし上て、事書と二字書也、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年五月廿五日丁未、被二差遣雜色六人於典膳大夫近藤七等之許一、是畿內雜訴成敗之間、久經二年月一、國平三人可二召仕之由一、所レ被二仰付一也、以二此次一京畿之間可レ致二沙汰一條々、被レ遣二御事書一、其間久經不レ可レ耽二人之賄一、國平不レ可レ現二僻事之趣一、被レ載加之云々、

〔吾妻鏡八〕文治四年二月二日戊辰、所々地頭等所領已下事、自二京都一、或屬二强緣一、或獻二消息一、慇申人々多レ之、仍有二其御沙汰一、而延尉公朝自二去年冬一在二鎌倉一、近日可二歸洛之間一、得二其意一、爲レ令二披露一、彼訴條々、載二篇目於一紙一、可レ與二公朝一之由云々、彼公朝下向之次、消息等、所有二其沙汰一也、

寶殿御事書云

越後國奧山莊地頭不當事

修理大夫家

尾張國津島社板垣冠者不辨所當之由事

右衞門佐御局

信濃國四宮莊地頭不レ進二辨年貢幷領家得分一由事

大宮御局

伊勢國志禮石御厨字輪田右馬允不當事

賀茂神主

大夫判官搜求之由事

高雄上人背二宣旨一、押二領神領一由事

新中將殿

伊賀國若林御園內七町九段妨由事

公朝

備前國吉備津宮領西野田保地頭職貞光事、任二道理停止一、論人之妨、如レ本無二相違一、欲レ令二知行一事、

已上所々、尤可レ有二御成敗之處一、凡如レ此之訴訟者、觸來者全不レ可レ致二沙汰法一也、善惡於二御定一者、不レ能二左右一事也、以レ緣々一令二沙汰一者、世間人定似二偏頗之由一、存レ歟、仍今度無二御沙汰一也、

三月十七日癸丑、東大寺材木、周防國出レ杣之處、十本引失訖、仍被レ宛二諸國一者、還可レ爲二懈緩之間、被レ宛二諸大名一者、存二結緣一、可二沙汰進一歟之由、雖レ有二院宣一、御家人趣善緣之類少者歟、有二難澁思一者、大功難レ成歟之由、今日被レ進二一品〇源頼朝請文一、次付二莊々一、有レ被二申條事一、先々雖レ令二申給一、未無二左右一仰云々、仍重被二整事書一云々、

一陸奧白河領元信後小松內府領　頼卿知行事

此所不レ輸二知行一候、但未レ辨二本家一、若爲二院御領一歟、可レ濟二年貢一候歟、將又隨時可レ禁御大事候歟、可レ隨二仰候一、

一私寄進神社領事

奉レ爲二朝家御祈禱一、所寄進也、但濟本所年貢者、早可レ加二下知一候、

一下野國　中泉　中村　鹽谷等莊事

件所々、雖レ不レ入二沒官注文一候、爲二坂東之內一、自然知行來候、年貢事地子、同前

一常陸國村田、田中、下村等莊事、

或安樂壽院領云云、或八條院御領、年貢可ㇾ沙ㇾ汰何御倉候哉、

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建元年九月九日庚申、古莊左近將監能直、自ㇾ陸奥國ㇾ進ㇾ使者、注ㇾ進兩州輩忠否幷兼任伴黨所領等、仍爲ㇾ盛時奉行ㇾ彼賞罰條々、被ㇾ經ㇾ沙汰ㇾ被ㇾ下ㇾ事書於能直ㇾ云云、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月廿三日丙子、去十六日相州〇北條時房武州〇北條泰時飛脚、今夜丑刻到ㇾ來鎌倉、合戰無爲、天下靜謐、次第披ㇾ委細書狀ㇾ公私喜悦、無物取ㇾ喩、即時有ㇾ卿相雲客罪名以下、洛中事之定、大官令禪門〇大江廣元勘ㇾ文治元年沙汰先規ㇾ相ㇾ計之、整事書、進士判官代隆邦執筆注文ㇾ云云、廿四日丁丑、今日寅刻、安東新左衞門尉光成、帶ㇾ昨日事書、出關東上洛、廿九日壬午、子刻安東新左衞門尉光成著ㇾ于六波羅、洛中城外謀叛之輩、可ㇾ被ㇾ斷罪條々具ㇾ申之、相州武州披關東事書、如ㇾ駿河前司毛利入道有ㇾ評定ㇾ云云、

〔新編追加政所〕一凡下輩不ㇾ可ㇾ買領買地事延應二四廿五

右以ㇾ私領令ㇾ沽却ㇾ事、爲ㇾ定習之由、先度雖ㇾ被ㇾ書ㇾ載自今以後者、縱雖ㇾ爲ㇾ私領、於ㇾ賣渡凡下之輩幷借主等者、任ㇾ近例ㇾ可ㇾ被ㇾ收ㇾ公、彼所領ㇾ也、又雖ㇾ爲ㇾ侍已上、非ㇾ御家人者、不ㇾ及ㇾ知行ㇾ又以ㇾ山僧爲ㇾ地頭代官ㇾ事、可ㇾ被ㇾ停止ㇾ之由、被ㇾ載ㇾ事書畢、

〔吾妻鏡三十五〕仁治四年〇寛元元年九月廿五日戊辰、諸人訴論事、有ㇾ評定ㇾ事書入ㇾ見參ㇾ、可ㇾ施行之由、被ㇾ仰ㇾ下之御處、御成敗遲々、尤以不便、自今以後、付ㇾ奉行人ㇾ註ㇾ事書ㇾ早々可ㇾ成ㇾ御下知ㇾ、又御下知與ㇾ事書ㇾ於ㇾ相違ㇾ者、可ㇾ下之由依ㇾ仰加賀民部大夫、注所ㇾ可ㇾ令ㇾ勘合ㇾ事書無ㇾ相違ㇾ者、可ㇾ下之由、

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年〇寶治元年六月五日丙戌、被ㇾ進ㇾ飛脚於京都ㇾ遣ㇾ御消息二通於六波羅相州〇北條重時一通奏聞、一通爲ㇾ令ㇾ下ㇾ知近國守護地頭等ㇾ也、又事書一紙、同所ㇾ被ㇾ相副ㇾ也、〇中略

事書云

一謀叛輩事

爲ㇾ宗親類兄弟等者、不ㇾ及ㇾ子細ㇾ可ㇾ被ㇾ召ㇾ取其外京都雜掌、國々代官等事者、雖ㇾ不ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾ、委尋明、隨ㇾ注申ㇾ追可ㇾ有ㇾ御計ㇾ者、

〔吾妻鏡三十九〕寶治二年後十二月廿三日丙寅、今日雜人訴訟事、被ㇾ定ㇾ其法、其事書樣、

一雜人訴訟事

百姓等與ㇾ地頭ㇾ相論之事、時有ㇾ其謂ㇾ者、於ㇾ妻子所從以下資財作毛等者、可ㇾ被ㇾ糺明ㇾ也、田地齊令ㇾ安堵、其身事者、可ㇾ爲ㇾ地頭進止ㇾ歟、

〔吾妻鏡四十〕建長二年十二月廿日辛亥、御所中頗無人、自ㇾ小侍所ㇾ頻雖ㇾ被ㇾ加ㇾ催促ㇾ似ㇾ無ㇾ其詮、仍伺ㇾ申相州間、可ㇾ令ㇾ披露之旨、就ㇾ令ㇾ返答給、今日有ㇾ其沙汰、於ㇾ不法輩者、被ㇾ止ㇾ出仕、加ㇾ多年勤厚人於其闕、始可ㇾ令結番之由被ㇾ定之、清左衞門尉讀ㇾ申彼事書ㇾ云云、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〇文應元年正月廿三日辛酉、〇推前後干支、酉恐卯誤、可ㇾ禁ㇾ遏殺罪輩之由有ㇾ其沙汰、被ㇾ定事書ㇾ云云、

一六齋日幷二季彼岸殺生事

右魚鼈之類、禽獸之彙、重ㇾ命逾ㇾ山岳、口ㇾ身同ㇾ人倫、因ㇾ茲罪業之甚、無ㇾ過ㇾ殺ㇾ生、是以佛敎之禁戒惟重、聖代格式炳焉也、然則件日々、早禁ㇾ魚網於江海、宜ㇾ停ㇾ狩獵於山野ㇾ也、自今以後、固守ㇾ此制、一切可ㇾ隨ㇾ停止、若猶背禁遏、有ㇾ違犯輩者、至ㇾ御家人ㇾ者、令ㇾ注ㇾ進交名、於ㇾ凡下輩者、可ㇾ加ㇾ罪科之由、可ㇾ被ㇾ仰ㇾ諸國之守護幷地頭等、但至ㇾ有ㇾ限神社之祭者、非ㇾ制禁之限ㇾ矣、

〔光明寺殘篇〕伊勢國凶徒退治事、事書一通進之候、守ㇾ此旨可ㇾ令ㇾ致ㇾ沙汰ㇾ給候、恐々謹言、

元弘三年五月廿四日　　前治部大輔高氏判

謹言　吉見殿

〔建武以來追加〕一寺社幷本所及武家輩所領等事

事書一通遣之、早守彼狀當國分來月十日以前、嚴密可遵行、將又土貢以下、令先納者、悉可糺返之、若猶遲怠者、任彼定置之旨可處罪科之狀如件、

建武五年後七月廿九日御判

播磨國守護諸國同前

近國十日以前　中國廿日以前　遠國來月中

廿

〔建武以來追加〕一寺社本所領事（觀應三、八、廿一、御沙汰、）

違背先日事書、不應使節遵行、空令馳過當年西收之由、多以訴之、造意之企、難遁其咎、於如然之族者、可處所當罪科之上、縱雖立忠功、永可止恩賞、〇略下

〔花營三代記〕貞治七年〇應安元年六月十七日、寺社本所領事、依勅許所被定下也、早分國之所々守護事書、嚴密令遵行、來月中可被申左右、更不可有緩怠之條、依仰執達如件、

武藏守判

應安元年六月十七日

佐々木大夫判官入道殿

寺社本所領事（應安元、六、十七、布施彈正大夫入道奉行也、）

禁裏仙洞御料所、寺社一圓佛神領、殿下渡領等、異他之間、曾不可有半濟之儀、固可停止武士之妨、其外諸國本所領、暫相分半分、沙汰付下地於雜掌、可令企向後之知行、此上若半分之頭人、或違亂雜掌方、或致過分之掠領者、一圓被付本所、至濫妨人者、可處罪科也、將又雖爲本家寺社領之號、於領家人給之地者、宜准本所領歟、早守此旨、云一圓之地、云半濟之地、嚴密可打渡于雜掌矣、

次自先公御時、本所一圓知行地事、今更稱半濟之法、不可改動、若令違犯者、可有其咎焉、

次以本所領、誤被成御下文一地事、被宛行替之程、先本所與給人、各半分可爲知行、不可有守護人之綺一矣、

次月卿雲客知行地頭職事、爲武恩被補任之上者、難混所領可停止半濟之儀焉、

〔建武以來追加〕一万壽寺兩班座位事（布施彈入奉行）

万壽寺兩班座位事、可爲五山列之由、去貞治二年載事書、被定下之處、于今不及遵行之條、大不可然、仍重所被仰也、所詮守先度事書之旨、彼寺々之者舊令參暇之時、當寺之座位任名字、敢以不可有違亂、今度猶云住持云大衆及異儀、於背上裁者、須被閣寺訴之上、就張本可處罪科之狀依仰執達如件、

武藏守判

應安五年九月四日

南禪寺長老（自餘五山、文章同前、〇中略）

一關東五山事（應安六、十九、布施彈入奉行、）

於住持職者、自京都被定下之條、不及子細、其外細々事、向後可爲關東御沙汰也、且規式條々、守曆應康永御事書、五山一同不可有改動、寺家違犯之儀者、嚴密可有誡沙汰矣、

〔豐臣太閤御事書〕覺

一殿下陣用意、不可有由斷候、來正二月比、可爲進發事、〇略中

右條々被仰合西尾豐後守候之條、可被得其意候也、

五月十八日　　秀吉朱印

關白殿

〔和簡禮經　八〕一壁書事

奉行所ヨリ事始リタル儀候諸人ニ知セン事ヲカベニ押付テ、

壁書

富永石見守時行申、——國——庄事、有致訴訟輩者可申出可尋承子細者也、仍壁書如件、

年號月日

押紙云
　壁書
一博奕一切停止事
一野心二心之輩見聞之趣可申聞事、
一有思違子細之時、不依仁不背申存分者、可爲忠節事、仍壁書如件、
　天文十三年正月　日
右上古之風也、是ヨリ人ニ知セン事ヲ、板カベニ押付テ置申也、世俗禁制ノ事ノミ、壁書ト申ナラシ候、存知誤ル歟、又アナガチ知行分之事計ニモ不限、普ク人ニ知センコトヲ、板壁ニ書付置申也、別ニ書様故實ノ沙汰ナシ、
〔貞丈雜記九書札〕壁書の事、書札條々に云、存分を書て、奉行所に壁におしてをくをいふ也、武雜書札篇に云、壁書之事、
　壁書
備中國鴨莊之事、有致訴訟之輩者、尋承爲子細猶申披、壁書如件、
　永正六年五月　日　　安永左衞門尉宗行申
〔政所壁書〕洛中洛外酒屋土倉付地下人等條々永享二九卅
一酒屋土倉闕所事
若有如然闕所者、可被付納錢方焉、○中略
一作替借書事文正元五廿六
於借錢者、不可過一倍之段、雖爲先例、近年依爲有名無實、去永享年中重堅被定置訖、然號作替以利平書加本錢、恣錢主等改借狀云々、敢非正義、所詮遂一倍勘定、弃破彼狀、可被返附質券地以下於本主向後有背制止之族者、可被處罪科、次借物方事、不帶政所之賦、猥及訴訟條、太不可然、自今以後、慥被停止之上者、奉行人各可令存知焉、
　已上十二箇條政所壁書
〔大內家壁書〕御判
　安藝國西條鏡城法式條々
一當城衆當番以名代不可勤事
一當城普請每日不可懈怠事
一縱雖爲城衆知人不可入城內事
一置兵粮無爲之時不可配當城衆事
一博奕堅固可停止事
　以上
右於背此旨之輩者、可致御成敗之由、所被仰出也、仍壁書如件、
　文明十年六月廿日
〔豐太閤大坂城中壁書〕御掟
一諸大名緣邊之儀得御意以其上可申定事、
一大名小名等、令契約誓紙等、堅御停止之事、
一自然於喧嘩口論者致堪忍之輩、可屬理運之事、
一無實之儀申上輩有之者、雙方召寄、堅可被遂御糺明事、
一乘物御赦免之衆、家康利家、景勝輝元、隆景、並古公家、長老、出世之衆、此外雖大名若年之衆者、可爲騎馬、年齡五十以後之衆者、路次及一里者、駕籠之儀、被成御免候、於當病者是又駕籠御免之事、

右條々於違犯之輩者、可ㇾ被ㇾ處ㇾ嚴科ㇾ者也、

文祿四年八月三日

隆景
輝元
利家
秀家
家康〇御掟追加略

押書

〔大内家壁書〕定

條々

赤間關　小倉　門司　赤坂のわたりちんの事〇中略

就ㇾ右御定法、赤間關地下人押書案文

赤間關わたしもりの事、御せいさつより外に、くわんたい仕もの候はゞ、聞たて候て、則可ㇾ申上ㇾ候、

少も無沙汰申候はゞ、やがて御ざいくわに相可ㇾ申候、恐惶謹言、

文明十九四月廿日

太左衞門
次郎左衞門
次郎三郎

看板

〔公裁秘錄一〕評定所始幷看板之寫

寛永十二年乙亥十一月十日、評定所被ㇾ相定ㇾ、同年十二月十二日ゟ寄合始ル、

酒井讃岐守
土井大炊守

一看板之面、寛永十二年亥十二月二日

右看板當時之御文言

一寄合之式日、毎月二日十一日廿一日、諸奉行之立合、四日十三日廿五日、但公儀之御用於ㇾ在之者、

可ㇾ爲ㇾ延引事、

一寄合所江評定衆卯刻半時致ㇾ出座ㇾ、御用隙明次第可ㇾ爲ㇾ退散ㇾ事、

但此出座刻限之義、式日ハ前々之通御座候、寄合刻限ハ享保七寅年伺之上、辰刻半時揃寄合

候筈ニ極候、

一評定所江役人之外一切不ㇾ可ㇾ參、勿論音物停止之事、〇中略

一裏判幷召狀を請、遲參之者ハ、其所之遠近を考、日數を積り、輕重ニ應じ可ㇾ爲ㇾ過料ㇾ事、

右之條々、可ㇾ被ㇾ相守ㇾ者也、

年號月日

伊賀
左近
老中
和泉
山城

〔慣習例〕芝口掛看板

一芝口掛看板、行倒其外變死之類出ル、

一掛看板出ル節、小檢使持參懸之、七日之間八日目、小檢使はづしに罷越候、

但芝口月行事江渡、はづし候節にも、月行事ゟ受取持歸候事、供人持夫等ハ小檢使之方ニ傳

達有ㇾ之、

昨朔日六半時頃、谷中門通り道左之方堀際ニ、六拾歳餘ニ相見へ候道心者體之男、中せいにて、面體長く、色白き方、鼻筋通り、眉毛濃く、齒並揃ひ、月代厚き方、上に古黑麻衣を著し、下に白色木綿單物を著、古黑木綿頭巾をかむり、白木綿下帶をゞ、鼠木綿細帶ニ而首縊相果居候、心當り之ものハ脇坂淡路守方江早々可ㇾ申出ㇾ也、

掛札

十一月二日

右御名ハ一體之文字ゟ餘程大く認可ㇾ申也、大體一行ニ、

脇坂――守方 江

と右之通に可ㇾ認

一外奉行所ニ而ハ可ㇾ申出もの也 與 認候得共、寺社奉行計ニ而ハ可ㇾ申出也と前ニ認、ものハ除申候、

〔慣習例〕捨訴掛札

一西ノ内ニ認、松板ニ張付、表門番所窓格子江掛ル、

但小檢使 江 渡、夫より小頭 江 渡、立合ヒ掛候、尤掛候日より三日之内朝六半時掛、夕七半時外し候、且朝夕懸外し、御門小頭爲ㇾ取計ㇾ候、

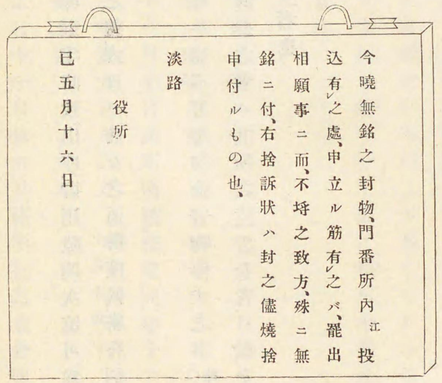

當時ハ懸札板ハ厚サ八分程、樫板ニ而、裏ニチキリ木入候事、

張文張紙

○按ズルニ、已トアルハ寛政八年ナリ、

〔慣習例〕口達之覺

一假訴所別々席總席之事

但懸札張札之事

訴所ハ御玄關之最寄ニ而假ニ一ケ所御補理可ㇾ被ㇾ成候、飾置候道具其外之儀ハ、小檢使中 江 小檢使共ゟ御傳達可ㇾ申候、且總席別席十疊位之所ニタ間無之候而ハ不ㇾ相成、右別席之內 江 貳疊程衝立等ニ而隔をいたし、別々席補理置可ㇾ申候、尤總席別席は續候處宜候、

但追而其席直ニ本席ニ御用ひニ相成候ハヽ、疊數等其節御談可ㇾ被ㇾ成候、

〔吾妻鏡 九〕文治五年十月一日丁亥、於ㇾ多賀國府ㇾ郡頭ㇾ土民ㇾ之由御旨及ㇾ再三ㇾ加之ㇾ被ㇾ置ㇾ一紙張文於府廳ㇾ云云、其狀云、

以ㇾ莊號之威勢ㇾ不ㇾ可ㇾ捍ㇾ不肖之道理ㇾ於ㇾ國中事ㇾ任ㇾ秀衡泰衡之先例ㇾ可ㇾ致ㇾ其沙汰ㇾ者、

〔慣習例〕屋鋪帳張紙

一張紙は小美濃紙ニ細字ニ認申候、上包み等左之通、

但御同役樣方 江 之御配は、屋敷改より御返書來り候上、差出御仕來なり、

尤御內寄合之節、御持出御配之事、若內寄合相止候ハヽ、奉札を以て御配也、

屋鋪帳張紙

上紙大半紙 當時ハみの紙 壹枚の時は右之通、貳枚よりは何枚と認申候、ヒレ札御名等無之、

制札
高札
建札

但壹枚ニ而も、壹枚ニ認候樣極ル、

〔里見九代記 二〕一高札ハ其時ニ當テ急ニ法度ヲ出スベキ事ヲ書シルシ立ル者也、急度可ニ相守一、若背輩ハ重科タルベシ、若又相止テ可レ然法度有ル時ハ指加テ可レ然、落書ニテ可ニ申上一、乍レ去人名指テ惡口ヲ書キ候ハヾ、譬ヘ有事ヲ書タリトモ重科タルベシ、相手有テ申旨アラバ、評定所ヘ可ニ申出一事、

〔和簡禮經 八〕一高札事

大形制札之外、押並而札書ノ總名之樣ニ、上古ハ存成候處、近代ハ微細之事ヲ書顯シ、市町ニ打ヲ耳、名付申ト相見候、是ハ賣物買物ニ付而、可レ致ニ沙汰一樣ヲ書付、板ニ書テ、路頭ニ打ヲ高札ト申也、又如レ此モ書レ之、

定

一樂市たる上は諸役有べからざる事、

一諸商人に關渡有べからざる事

一質券之男女、舊借之米錢等、鄉質所質以下之違亂煩有べからざる事、

右條々、有ニ違背之族一者、可レ處ニ嚴科一者也、仍如レ件、

年號月日　　判形

端作ニ是モ定トモ、又ハ高札トモアルベシ、

〔書禮秘訓抄〕一制札之事

禁制

一盜賊狼藉之事

一放火人之事

一博奕之事

右之條々、堅令ニ停止一者也、仍如レ件、

年號月日　　某判

禁制

一甲乙人等亂入之事

一諸人推て居住之事

一竹木伐採之事

右條々、若有ニ違犯之族一者、可レ被レ處ニ嚴科一者也、仍下知如レ件、

年號月日　　山城守平朝臣判

右始文ハ、禁制と條書之間、一行退ニ可レ書、是ハ守護之札なり、奉行所ハ一文字と條書之間、一字闕書也、問注所ハ一文字ニ續る事書を出也、年號ハ一文字と同通也、官領職之者、制札共書也、又次ケ樣之制札ハ、名乘ハ不レ書、守受領判形可レ書、無官之人ハ、氏名乘可レ有レ之、禁制と年號ハ同通也、條書之頭に一字可レ下奉行之札也、何人も判形有ハ、奥上事也、何も理同也、能々可レ被ニ相心得一者也、

〔享保通鑑 一〕享保三年七月

先年被仰出候高札ニ、此度御書添之趣〇發砲禁止令　關東八ケ國知行有之面々建可レ被レ申候、尤其所々總百姓共ニ名主讀聞之、承知仕候ものも、名主手前より地頭方之證文取置可レ申候重而鳥見幷野廻之者共廻り候節相改可レ申候、已上、

戌七月

〔代官觸留〕寬保二戌年二月

右書付、二月三日、松平左近將監殿御渡被レ成候、

總而宿々建來候高札之內、文字消候儀有之旨相聞候、右體之高札者、屆之上追々墨入可被申付候、
以上、

〔大乘院寺社雜事記〕明應二年二月廿八日
一制札到來
禁制
一軍勢甲乙人等亂入狼藉事
一伐採竹木事
一相懸兵粮事
右條々、堅被停止、若有違犯之輩者、可處罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、
明應二年三月廿七日　　大乘院門跡別當大和國安位寺

〔諸國高札一〕日本寺
制札
一談所總構塘之內江入馬入事
一木草切刈事
一松杉等苗木損亡事
右之旨於相背者、可爲曲事者也、
元和第三丁巳年十一月十五日　　對馬前司平賀朝臣判
筑後前司清原眞人判

〔憲教類典四ノ七高札〕享保七壬寅年二月
評定所前箱之際建札

每月貳日訴狀箱出し置、書付入候筥之處、去月廿一日箱出し不申前、此所へ書付はり置候者有之、
不屆ニ候、向後右之通り之儀有之候ハヽ、早速役人封之儘燒捨可申者也、
寅二月

〔公裁秘錄〕日本橋、淺草橋、常盤橋、芝車町、糀町、筋違橋、各六ヶ所高札、文言左之通、
定
一親子兄弟夫婦を始、諸親類ニしたしく、下人等ニ至迄、是を可出事、
一家業を專ニし、懈る事なく、万事其分限に過べからざる事、
一いつわりをなし、又は無理を云、總而人の害になるべき事をすべからざる事、
一博奕之類、一切禁制之事、
一喧嘩口論を愼、若其事有時、猥ニ出合べからず、手負たる者、隱置べからざる事、
一鐵炮みだりに可打からず、若違犯之者あらば可申出、隱し他所ゟ顯に於てハ、其罪重かるべき
事、
一盜賊惡黨之類あらば可申出、急度御褒美可被下事、
一死罪に行ハるゝ者ある時ハ、馳集るべからざる事、
一人賣買かたく停止、但シ男女之下人、或者永年季、或ハ普代に召置事ハ、相對に任すべき事、
附、普代之下人又ハ其所ニ住來輩、他所ゟ罷越妻子をも持、在付候者、呼返すべからず、但シ罪
有者ハ制外之事、
右條々可相守、若於相背者、可被行罪科者也、
正德元年五月日　　奉行○中略

火附訴人之事高札此高札、十月ゟ三月迄相建候、日本橋へ計り、

覺

一火を付ル者召捕、町奉行へ可ㇾ來事、

一火を付ル者之在所を知らば、早速可ㇾ訴出ㇾ事、

右之品々在ㇾ之ハ、爲ㇾ御褒美、此銀子三拾枚可ㇾ被ㇾ下候、縦同類と云共、其科をゆるし、御褒美可ㇾ被ㇾ下候、惟敷者ハ不ㇾ慥ニ候者ニ候共、召つれ來るべし、若火を附る者見のがし、聞遁しニ仕、追而相知候ハヾ、其科重かるべき者也、

寅〇天保十三年十一月　奉行

〔憲教類典四ノ高札七〕天和二壬戌年十一月

吉原大門口江出る高札之寫

何者によらず、馬乘物醫隱の外、一切無用たるべし、

附鑓、長刀、門内江堅停止たるべき事、

戌十一月

天和二壬戌年十一月

吉原大門口江出る高札之寫

此以前より制禁之通り、江戸町々端々に若遊女ばいた隱し置かバ、早々番所江可ㇾ申出候、身のまにまになし可ㇾ遣者也、

戌十一月

〔憲教類典四ノ高札七〕万治元戊戌年十月

一雜事高札。

定

一人賣買一圓停止たり、若猥之ともがら於ㇾ有之者、其輕重を分ち、或ハ死罪籠舍、或ハ過錢たるべき事、

附口入同罪之事

一男女抱置事、十ケ年を限るべし、過ㇾ十年ハ可ㇾ爲ㇾ曲事ㇾ事、

一いにしへより其領内に在來輩たりといふとも、他所江相越、久しく在著妻子をも令ㇾ所持ㇾ、其上科無之者ハ呼返儀可ㇾ爲ㇾ停止ㇾ事、

一手負たるものを不ㇾ可ㇾ隱置ㇾ事

一江戸より品川へ駄賃錢一駄に付四拾文、無荷物之乘合ハ廿四文、歸馬之駄賃同前たるべし、但夜通し急相通輩ハ、荷なしに乘といふとも、夜三分ハ一駄荷之積りに駄賃錢可ㇾ取事、

一御傳馬幷駄賃之荷物、一駄四十ゞ目たるべし、但四拾貫目より重き荷物ハ秤にかけ、おもき分可ㇾ除旨、荷主江申斷べし、除まじきと申輩あらバ幾度も申斷、其上にも承引無之におひてハ馬を不ㇾ可ㇾ出事、

一人足之荷物壹人ニ付五貫を限るべし、其貫よりおもき荷物ハ荷主へ斷之、重き分可ㇾ相除之、自然除まじきと申におひてハ、先條之ごとくたるべし、人足賃ハ馬の半分たるべき事、

附、人馬之御朱印を傳馬次之所に於て拜見いたし、御書付之外一疋一人も多く不ㇾ可ㇾ出之事、

一宿賃之事、薪代ともに一人ニ付て錢十六文、馬にハ十文たるべき事、

一人馬之賃宿賃以下御定之外、まし錢を取もの在之ば、三十日籠舍たるべし、幷其町之年寄過料として五貫文、其外ハ家一軒ゟ百文ヅヽ可ㇾ出之事、

一御傳馬駄賃之荷物馬を持次第可ㇾ出之、但し駄賃馬多く入時ハ、其町より在々所々へやとひ、荷

物置ニ無之様ニ、雨風の時も可レ出之事、

一往還之ともがら、高札之面を相背、理無盡之儀不レ可レ申懸之、又往還之者ニ對し、其所之族非分申におひてハ可レ爲二曲事一事、

右可レ相二守此旨一者也、仍執達如レ件、

万治元年十月　　奉行

〔憲教類典四ノ高札七〕元祿三庚午年五月

東海道添高札

一近年道中宿々令二困窮一ニ付て、此度駄賃錢一割半增し候間、品川より江戸へ駄賃錢一駄ニ付七拾二文、乗懸荷ハ人ともに同前、荷なしに乗ハ四拾七文、人足賃ハ一人にて三十二文、川崎江一駄ニ付八十五文、乗懸荷ハ人共に同前、荷なしにのらバ五拾六文、人足賃ハ四十三文可レ取レ之但し泊々ニ而木賃主人壹人廿七文、召仕壹人十三文可レ取レ之、馬壹疋ニも廿七文可レ取レ之者也、

元祿三庚午年五月　　奉行〇中略

天龍川高札

條々

一役船、前々のごとく彌無二懈怠一出レ之、晝夜可二相勤一事、

一往還人多時ハ、よせ船を出し、人馬荷物等無滯入レ精可レ渡レ之、奉公人之外、舟賃出す輩ハ、人壹人十二文荷物一駄三拾文、乗懸荷ハ十九文可レ取レ之、此定之外賃錢多く取べからざる事、

一荷物つけながら馬を船にのすべからざる事

右之條々、於二令一違背一者、後日相聞といへども、せんさくの上可レ被レ處二嚴科一もの也、

元祿三午年五月

〔憲教類典四ノ高札七〕年號無之

辻〇札〇

此土手、水放、不レ崩様に掃除いたし、相定のごとく、芝をおかるべし、勿論ちりあくた捨べからず、

右之通相背於有レ之ニおひては、近所辻番之ともがら見出し次第、其者に申二斷之一奉行所江可レ訴レ之、自然於二隱置一ハ、可レ被二行一同罪一者也、

巳十月　　奉行

右者年號不レ詳候間、取調相知れ候ハヾ認入可レ然候、

〔憲教類典四ノ高札七〕正德二壬辰年八月

浦々添高札

前々より浦々高札相建

公儀之船ハ申ニ不レ及、諸色廻船共、猥なる儀無レ之様被二仰付一候處、難風ニ逢ひ候節も、所之者ども、船の助けにハ不二相成一却て破舟之様にいたしかけ荷物をはねさせ、あるひハ上乘船頭と申合、不法之儀ども有レ之様に相聞へ、不届ニ候、御料者御代官、私領ハ地頭より常に吟味をとげ、毛頭不レ埒不レ仕様に急度可レ被二申付一候、若此上不レ及、所之者まで可レ被二行一重科一、其上其所之御代官地頭迄可レ爲二越度一事、〇中略

右之條々、急度可二相守一、若違犯之輩於レ有レ之ハ、詮義之上可レ被二行一罪科一不吟味之子細も候ハヾ、其所支配之御代官、又ハ地頭まで可レ爲二越度一もの也、

正德二年辰八月

〔武家嚴制錄二十五〕一長崎制札

禁制　　肥前國長崎

一伴天連日本江乘渡事

一日本之武具異國江渡事

一奉書船之外、日本人異國江渡海事、

附日本住宅之異國人同前事

右條々、於違犯之族者、速被處嚴科者也、仍而執達如件、

寛永十一年五月廿八日　　奉行

〔諸國高札五〕豐前國宇佐社領町々建置候高札寫〇中略

右四枚之奥書

忠孝高札奥書之覺

右之趣被仰出之訖、宇佐神領御朱印所依爲領内相渡之間、堅可相守之者也、

松平主殿頭判

毒藥高札奥書之覺

右同斷略之

きりしたん高札奥書之覺

右同斷略之

捨馬高札奥書之覺

右同斷略之

以上

右ハ拙者領分村々井浦方宇佐八幡神領ニ、

公儀高札受建置候、文言之寫如斯御座候、

一往古ゟ建置候高札且又御關所領内ニ無御座候、以上、

正德三癸巳年十二月

松平主殿頭

上申狀

下ヨリ上ニ旨ヲ通ズル文書ノ種類甚ダ多シ、款狀、申狀、目安、言上書、解文、送文、注進狀、進達書等是ナリ、今之ヲ總稱シテ上申狀ト云フ、款狀トハ下ヨリ上ニ申訴スル書ナリ、蓋シ款ハ誠ノ意ニシテ、之ヲ文書ノ稱ニ用キシハ、誠款ヲ吐露スル義ヨリ出デシナルベシ、中古以降、官人以下庶民ニ至ルマデ、事ヲ官司ニ申達スル書ヲ款ト云ヘリ、鎌倉幕府以來守護、地頭等、將軍家ニ申訴スル書ヲ款狀ト云ヘルハ、其稱ヲ襲ヒシナリ、申狀トハ、諸事ヲ幕府ニ上申スル書ヲ云フ、而シテ申狀ニハ、陳乞ト申報トアリ、又條目ヲ分テ事ヲ列載シ、以テ申達スルヲ目安ト云フ、而シテ目安ハ、覩覽ニ便ナラシムル義ヨリ出デタルナリ、尚ホ申狀、目安ノ事ハ、法律部中編訴訟文書篇ニ在レバ、宜シク參看スベシ、

鎌倉幕府以來朝廷ニ貢進スル物品等ヲ、一紙ニ列載シテ、申送スルヲ解文ト云フ、又送物ノ品目ヲ注載シテ、送達スル書ヲ送文ト云ヒ、足利幕府ニ至リテハ、之ヲ送狀ト云ヘリ、而シテ解文ト稱スルハ、中古以降、朝廷ニテ制定セラレシ解ノ稱ヲ襲ヒシナラン、

注進狀ハ、諸事ヲ注記シテ、送進スル書ナリ、鎌倉幕府以來、將軍ヨリ事ヲ朝廷ニ報ジ、又守護

地頭、及ビ社司、寺僧等ヨリ、事ヲ幕府ニ注進シ、又將軍ヨリ部下ニ報ズル書ヲ、並ニ注進狀ト云ヘリ、而シテ西國ノ雜務ニ關スル大事ハ、六波羅探題必ズ之ヲ書ニ錄シテ、幕府ニ注進スル制ナリ、而シテ又進達書ハ、德川幕府時代ニ云フ所ノ稱ニシテ、披露狀等ノ類ナリ、同書ハ事務上ノ疑ヲ問フモノニシテ、請文ハ謂ユル事物領含ノ義意ヲ通ズル文書ナリ、德川幕府ノ時、官吏同僚互ニ協議シテ事ヲ定メ、之ヲ認メテ後日ノ備忘ニ供スルモノヲ申合書ト云ヒ、其協議ノ際、往復スル文書ヲ相談書ト云フ、又公文ノ文體用紙、書損ニ關スル法令ヲ發セシ事アリ、而シテ其事多クハ下ヨリ上ニ達スル文書ノ制ナリ、並ニ今篇末ニ附載ス、

款狀

〔吾妻鏡四〕元曆二年〇文治元年五月廿四日戊午、源廷尉義經如思平朝敵訖、剩相具前內府〇宗盛參上、其賞兼不疑之處、日來依有不儀之聞、忽蒙御氣色、不被入鎌倉中、於腰越驛、徒涉日之間、愁鬱之餘、付因幡前司廣元奉一通款狀、廣元雖披覽之、敢無分明仰、追可有左右之由云云、彼書云、

左衞門少尉源義經、乍恐申上候意趣者、被撰御代官其一、爲勅宣之御使、傾朝敵顯累代弓箭之藝、雪會稽恥辱、可被抽賞之處、思外依虎口讒言、被默止莫大之勳功、義經無犯而蒙咎、有功雖無誤、蒙御勘氣之間、空沈紅涙、倩案事意、良藥苦口、忠言逆耳、先言也、因茲不被糺讒者實否、不被入鎌倉中一之間不能述素志、徒送數月、當于此時、永不奉拜恩顏、骨肉同胞之儀、既似空宿運之極處歟、將又感先世之業因歟、悲哉此條、故亡父尊靈、不再誕給者、誰人申披愚意之悲歎、何輩垂哀憐哉、事新申狀、雖似述懷、義經受身體髮膚於父母、不經幾時節、故頭殿〇源朝御他界之間、成孤被抱母之懷中、赴大和國宇多郡龍門之牧以來、一日片時、不住安堵之思、雖存無甲斐之命、京都之經廻難治之間、令流行諸國、隱身於在々所々、爲栖邊土遠國、被服仕土民百姓等、然而幸慶忽純熟、而爲平家一族追討、令上洛之手合、誅戮本曾義仲之後、爲責傾平家、或時峨々巖石策駿馬、不顧爲敵亡命、或時漫々大海凌風波之難、不痛沈身於海底、懸骸於鯨鯢之腮、加之爲甲冑於枕、爲弓箭於業、本意併奉休亡魂憤、欲遂年來宿望之外無他事、剩義經補任五位尉之條、當家之面目、希代之重職、何事加之哉、雖然今愁深歎切、自非佛神御助之外者、爭達愁訴、因茲以諸神諸社牛王寶印之裏、不插野心之旨奉、請驚日本國中大小神祇冥道、雖書進數通起請文、猶以無御宥免、我國神國也、神不可禀非禮、所憑非于他、偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜、令達高聞、被廻秘計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之餘慶於家門、永傳榮花於子孫、仍開年來之愁眉、得一期之安寧、不書盡愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義經恐惶謹言、

元曆二年五月日

左衞門少尉源義經

進上　因幡前司殿

〔類聚三代格七〕太政官符

應修理官舍事

右檢案內、太政官去延曆十九年十月三日下五畿內七道諸國符偁、得東海道間民苦使式部大丞正六位上紀朝臣廣濱等解偁、上總國諸郡百姓歎云、計帳之時、狩追人夫修理正倉、男女老少、悉皆赴役、而時當六月、食物絕乏、空腹馳駈、無粮涉旬、望請當此之時、被給公粮者、〇中略

弘仁二年九月廿四日

〔三代實錄七清和〕貞觀五年八月十七日丁丑、无姓安岑春岑等二人賜姓有良朝臣、貫附左京、安岑等自歎云、安岑等故從四位上橘朝臣清野男安雄之子也、安雄剃髮爲沙門、安岑等被編伯父從五位下橘朝臣廣雄戶籍、承和十二年、氏人等稱有嫌疑削籍不齒、今請賜姓定居爲編戶民、許之、

〔東大寺要錄七〕東大寺

請被特蒙天裁任僧綱擬補、以階業大法師道算補任攝津國講師仁仟秩滿替令修造爲雷火燒

損大佛右方頭光狀、

傳燈大法師道算（年萬五十七十一三）論宗專寺、

右得道算今月七日欵狀、偁、住寺送年漸歲、天裁、被補任件闕、將令修造大佛御光矣、今錄事狀、謹請處分、

寬弘二年三月八日

〔吾妻鏡十七〕正治三年（建仁元年）五月六日乙卯、昨日佐々木中務入道經蓮、以子息高重、捧一通欵狀（去月廿一日狀）、今日遠州（北條時政）以善信令披露彼狀給、是於身雖無所犯、依傍人之讒、蒙御氣色之條、令愁訴云云、其旨趣初謝無科之旨、後載數度勳功、去年七月致用心事、大和國賊首等企謀叛、群集王城之由、就諸方之告、召聚淡路、阿波、土佐、三箇國御家人等、頗可謂忠節歟、隨當彼時號圓證法師者、巧叛逆、緯顯露之間、爲伊賀新平內被虜令怖畏經蓮之用心、不達宿望之條、揭焉也云云、

〔吾妻鏡十八〕元久二年九月廿日癸卯、首藤刑部丞經俊捧欵狀、是去春比伊勢平氏蜂起之時、依無勢、爲聚軍士、暫遁其國之處、差遣朝雅、被誅平氏之間、以經俊所帶伊賀伊勢守護職、被充朝雅之賞、而於時進退、兵之故實也、強難被處、不可歟、就中對治朝雅之謀叛事、諸人雖有勳功之號、正加誅罰、猶在愚息持壽丸之兵略也、件兩國守護職、適日來朝雅之所帶也、且經俊本職也、任理運、依忠節、可返給之趣載之云云、但無御許容歟、隨而此所先之補帶刀長惟信者也、

〔吾妻鏡十九〕承元三年五月廿三日乙卯、左衞門尉義盛上總國司所望事、以前者內々望也、今日已付欵狀於大官令（大江廣元）、始載治承以後度々勳功事、後述懷所詮一生餘執只爲此一事之由云云、

〔吾妻鏡二十二〕建保二年十二月十二日壬寅、諸人官爵事者、家督之仁存知、其宮仕勞可執申之、於直進欵狀者、奉行人不可及披露之由、被仰定之、廣元朝臣奉行、普相觸之云云、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜四年（貞永元年）十二月五日、故入道前大膳大夫廣元朝臣存生之時、執行幕府巨細之間、壽永元曆以來、自京都到來重書幷聞書、人々欵狀（北條泰時）〇中略等文書、隨公要依賦渡右筆輩、方散在所處、武州（北條泰時）開此事、令季氏、淨圓圓全等尋聚之、整目錄、被送左衞門大夫云云、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年九月三日戊子、信濃國住人奈古又太郎者、承久三年大亂之時、乍施勳功、漏其賞之由、頻雖愁申之、依無便宜之地、空送年序訖、但猶雖有如此不幸之類、於奈古軍忠者、勝其中之間、相構可被行賞由、故匠作（時氏）遺命也、仍左親衞（北條經時）爲不達其趣、今日執彼欵狀、加別御詞、被仰遣恩澤奉行人師員朝臣之許、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年（寶治元年）九月十一日辛酉、筑後左衞門次郎知定捧和字欵狀、是愁漏合戰賞事也、先考載累家勳功之上、勳例云、朱雀院御宇承平二年己亥、平將軍（將門）於東國反逆之間、同三年正月十八日、參議右衞門督藤原忠文、蒙征夷大將軍宣旨、賜節刀、下向關東、而未到以前、同二月廿四日、爲藤原秀鄉、將門被誅之間、忠文自途中歸洛、三月九日、秀鄉、貞盛等被行賞之處、忠文同可蒙其賞之由、就申之、小野宮殿（藤原實賴）申云、賞疑不行云云、次九條殿（藤原師輔）被申云、下著以前、逆徒雖令滅亡、隨勅定之功、何被棄捐乎、刑疑不行、賞疑聽云云、然而就先意見、無其沙汰、忠文喜恩言、進富家領券契狀於九條殿訖、至卒逝之期、奉怨小野宮殿云云者、左親衞數返披覽之、知定已述獲麟一句、何無其沙汰哉、仰勳功奉行人等、究淵源之後、可披露評定次之由、直令示付諏方兵衞入道給云云、

〔類集文字抄（文筆）〕申狀（マウシジャウ）

〔享祿本類聚三代格二〕太政官符

應以圓成寺爲定額修仁王三昧安居講經幷請三會聽衆事〇中略

右得權律師法橋上人位益信申狀、偁、益信於件道場奉爲聖朝相奉門徒奉祈仙齡伏望以堪讀之僧十二口、六年籠寺、日夜勤修仁王三昧、滿限之年、卽叙滿位、相續補入、不斷令修若有修學者、課試各宗經論、爲階業之一〇中略謹請恩裁者、左大臣宣、奉勅、依請、

寛平元年七月廿五日

〔簡禮記四〕一公方家江申上ルヲバ、申狀ト云リ、總而奉主君狀、發端ニハ、畏而言上、謹而言上ナド、書出ス者也、

謹而致言上候、抑御代替千秋万歲目出度被存候、仍爲御祝儀御太刀一腰口傳御馬一疋口傳進上仕候、此等之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

月日

某殿

官途名乘判

或ハ畏言上ナド書出シ、次ノ行ヨリ、子細ヲ書事モアル也、留端ニモ可然樣言上所仰ナドモ有之也、上卷以下口傳、

〔丹州書札式〕目安事、申狀共、具書共云、申狀ハ目安ノ子細ノ淺キ也、

〔伊勢加賀貞滿筆記〕一申狀之事杉原の端に、たとへば

三上因幡守謹而言上

右子細何々、此段爲預御沙汰、粗言上如件、

永享三年三月日

御奉行所とも、又奉行の名をも書事在之、如此代書事例式也、諸侍は不書之、過職の心なり、

左京大夫雜掌言上

一申狀ハ、人によりて、某代謹而言上と書事在之、

大内殿より被申上候寫

如此被申上たる事も在之

〔書札集〕申狀調事、杉原一枚ニ書之、秋田出羽守家次謹言上、右子細云々、被成下御下知者、忝可奉存者也、仍粗言上如件、延德二年八月日、奥ニ御奉行所共、又充所不書事も有之、是を申狀共訴狀共、目安共申之、

〔書簡故實〕一主人に官を申上候時、認樣之事、杉原壹枚を能程に折、申と云字を書其下に右京大夫、其次に細川民部少輔、其次に高國計也、一枚に能程に引亂て書也、是は民部少輔殿にて右京大夫之官を御申候時也、上裏立紙にして、卷上下可折、

申　右京大夫

細川民部少輔

高國

無官之人は此分に相調候、但伊勢七郎と申時、此のごとく被申上候、

申　兵庫助

伊勢七郎

貞孝

〔書札作法抄〕一申狀幷目安ノコト、申狀ヲ略シテ目安ト云也、目安ニハ年號ナシ、但當時ハ年號ヲ書人モアリ、所詮イヅレモ子細ナシ、又目安ニハ、誰ガシ申ト計書テ、小狀ハナシ、又申狀ノ小狀ニ、置字カヽズ、但於ト云字許ハ苦シカラズ、總テ申狀目安ニハ、候ト云字カヽズ、〇略中一申狀目安以下ノ書札ニハ、置字至極ノ大事ノ物也、〇略中抑兼又、將又、凡、粗、頗、聊、併、只曾、如此ノ字ヲアシキ處ニオケバ、其文章ミダルヽナリ、

〔夜鶴書札抄〕之ノ字事、由旨、間、候、加樣ノ所之字アルベシ、又淸書ヲスルニ、之ノ字行リノ頭ニナラバ、其ヲバカヽヌ也、但下知折紙、申狀、目安、和與ノ狀、目安加樣ノ書ノ事之ノ字不可書、又候ト云字、申狀目安ニ、日カヽヌ也、

〔吾妻鏡二〕治承五年〇養和元年四月廿日乙丑、小山田三郎重成、聊背御意之間、成怖畏籠居、是以武藏國多摩郡内吉富、拜一宮蓮光寺等、注加所領之内、去年東國御家人安堵本領之時、同賜御下文云云、而爲平太弘貞領所之旨、捧申狀之間、糺明之處無相違、仍所被付弘貞也、

〔吾妻鏡八〕文治四年七月廿八日壬戌、式部大夫親能募武威、貪他人領所、抑留乃貢之間、雖預勅問、失陳謝之由、依其讒出來、二品〇頼朝令尋親能許給之處、不能委細言上、只去六月已捧狀訖、案文獻上之、若此事候歟之由申之、此由訴之歟之由、二品令感給云云、

謹請

院宣二箇條事

一駿河國蒲原御莊御年貢事

右件御莊、大外記師尚依相親令訛付之間、以内儀令致沙汰之處、文治元二年者、令究濟預返抄畢、可被召尋彼師尚朝臣歟、去年分、去四月令積載令解纜畢、

一越後國大面御莊御年貢之事

右件御莊、文治元二兩年分、運上領家申納言入道之旨、沙汰人所申上之由、若有御不審者、進雜掌於寺家可申散狀歟、去年分早米者進納領家、後米者或雖令積載、未承著否、或令納置莊庫云云、依院宣被止莊務之故、依召上沙汰者、不遂積載之由所申上也、以前兩條、謹言上如件、親能誠惶誠恐謹言、

文治四年六月十一日　　散位藤原朝臣親能

〔南禪寺文書〕江富鄉等百姓請狀

請狀申狀之事

一風損時國中平均隣鄉ひつかけとあるべく候、次に濱漆鹽入三鄉之事、近所のひつかけとあるべく候、其餘に申まじく候、

一當年水入河押の事、上使けんはうに見わけられ可預御成敗候、雖水入候不損さる在所におきて掠公方申べからず、次に諸政所無理なる訴訟申公事坊士留事、於向後あるまじく候、及大訴者、寺家歎申べく候、

一寺領御年貢元は糠米壹石の分、榛原以九合本米八斗分雖致沙汰、依地下之佗事、嘉吉三年より上使寮本米榛原以九合漆斗宛にて如其納上候、若水糠入事候者、堅可預御罪科者也、

右條々於守護所落居候上者、子々孫々いたるまで不可有異篇之儀候、仍請狀如件、

文安二年八月十六日

江富鄉分〇十二人連署　　吉永分〇十人連署

上江富分〇三人連署

以上

文安二年八月十六日

〔運歩色葉集兎〕目安

〔夜鶴書札抄〕目安申狀折紙ニハ、年號ノ下ニ、何月日ト書也、

○按ズルニ、沙汰未練書ニ、目安者訴陳狀之内、肝要之段々目安云也、トアレバ、鎌倉幕府ノ時ニハ、訴狀陳狀ニ、條款ヲ別チテ事ヲ列載セルヲ目安ト云ヒシナリ、

〔和簡禮經五〕一目安事（但公方へ申狀共云、具書共云、申狀ハ目安ノ子細滲物也、）

料紙ノ事、公家門跡ハ引合、武家ハ杉原但三職其外國持之衆ハ、若ハ引合ヲ被用事モ候也、

晴光

大形古案如此

紙ノ端ヨリ書出ス

常與（又云某代謹而言上ト書事も有、代書ハ位ニヨル、例式ノ諸侍ハ代書有ベカラズ、代書トハ訴訟アル人ノ家人ノコトヲ、

尾張國海東郡者、定行爲二相傳之知處一、飯尾大和守申掠、今度被レ成二御下知一段、致二迷惑一候、所詮任二證文・明鏡之旨一、被レ成二返御下知一候之樣、可レ預二御披露一候、仍目安之狀如レ件、

月　日（又年號なも書加、日ヲバいくかとは不レ書シテ、其月日ト計書事、毎々之儀也、常與說）

松田豐前守定行（謹而）言上

右如レ此計ニテ名字官名乘何も無二之一、充所も不レ書也、料紙ハ杉原一枚竪ニ可レ書也、クル〳〵ト卷テ上包有レ之、然ヲ奉行請取、銘ヲ加ル也、其書樣ノ事、永祿九九廿四、如レ此加レ之、年ノ字月ノ字ノ書程アクル也、又ハ（永祿九九廿四）如レ此モ書レ之、

又書樣

端ニ　名字官名乘謹言上

右意趣者　右子細者　右旨趣者トモ書出

知行分備中國水田庄事、爲二勳功之賞一拜領以來、帶二代々御判一當知行無二相違一者也、然處——如レ此モ書出シ申候也、

爲レ預二申御沙汰一、粗言上如レ件、

此等之趣、可レ預二御披露之狀如レ件、（共）

始ハ猶重而可レ申事アル時ハ、粗ト云字ヲ書、及二兩度一ノ時ハ、重而言上ト書也、

〔諏訪部文書〕目安

諏訪部三郎入道信惠申、屬二當御手一、去正月一日、令レ發二向越前國金崎城一度々致二軍忠一間事、

一正月十八日、御合戰之時、攻二寄大手城戶口一、致二合戰忠之條、山口入道見知事、

一二月十六日後責凶徒等合戰之時、罷二向山手一、致二軍忠一畢、此段高井左近將監、多胡彌太郎等見知畢、

一三月二日、又於二大手城戶口一、抽二軍忠之條、中澤神四郎、多胡四郎等、令二見知一畢、

一同三日、夜責合戰、於二大手一致二軍忠之條、山口三郎見知畢、

一同五日夜、攻二入大手矢倉下一、終夜致二合戰忠之條、片山孫三郎、中澤神四郎等、令二存知者也、然間攻二入城內一、自身被レ疵（左足）畢、仍爲二山口三郎佐々布七郎入道奉行一、遂二實檢一畢、然早爲レ下二賜御證判一、恐々言上如レ件、

建武四年三月　日　　承了（高越後守師泰）判

〔集古文書二十四目安〕中村貞行目安（下野國喜連川處士三浦某藏）

中村彌次郎貞行申二軍忠事一

右者八月廿六日、武州岩波山御合戰之間、令レ同二道中村安藝守一、馳二參最前一、屬二當御手一、致二戰功一之刻、右膝被レ切之條歷然也、然早賜二御證判一、爲レ備二向後龜鏡一、恐々目安言上如レ件、

貞治二年十月　日　　花押

承了

〔島津文書〕島津大隅前司入道々意申

薩摩國凶徒等益山四郎入道子息兄弟同一族以下、並古木彥五郎入道子息兄弟以下一族等率二數多勢一、同國伊佐莊內中原構二城郭一、立二籠間一、以二去六月十一日一、押二寄彼城一、責落城郭、御敵等、古木彥五郎入道、益山十郎入道、同彥六以下、依レ令二打捕一數輩御敵等一、被レ疵若黨交名注文、

一人　上原中務丞尙繼（左股射疵）

一人　鎌田孫次郎長正（左脇切疵）

一人　右馬七郎入道々本（右膝射疵）

一人　山田彥太郎忠行（左腰射疵）

一同國阿多郡高橋松原合戰事

御敵鮫島彥次郎入道伊集院助三郎、谷山五郎左衞門入道、市來太郎左衞門入道、鹿兒島郡司、知覽院又四郎、光富又五郎入道、石堂彥次郎入道、秋次三位房、益山新次郎、古木三郎入道、以下凶徒等、率數千騎軍勢、以去七月廿七日、寄來之間、下向子息親類若黨等、高橋松原口致合戰、依令打捕數輩凶徒、被疵若黨交名注文、

一人　英禰次郎成時（右肩射疵　先）

一人　葛部孫四郎久善（左肩左股二所切疵）

一人　西郷九郎秀範（左膝射疵）

一人　三原滿兵衞尉重吉（左股射疵）

一人　山崎右衞門五郎祐範（左目上切疵）

右致度々合戰上者、爲賜御一覽狀、且目安如件、

建武四年八月三日　　承了判

言上書

○按ズルニ、目安トハ、事ヲ目安ク記シテ、覩覽ニ便ナラシムル義ヨリ出デタルモノナルガ、當時カクノ如キ文體ヲモ、亦目安ト云ヒシナリ、

〔大塔物語〕爰村上大文字一揆之人々、憚虎口之纔訴、捧目安狀、注進合戰次第、

〔寶簡集十九〕高野山雜掌良海言上書案

高野山金剛峯寺雜掌良海謹重言上

爲和泉國麻生五郎入道西入、彥太郎、高志四郎親藤子息等、稱御家人、掠事於御德政、於當山天野社領同國近木庄、苅取作毛、責取請料地利、剩率人勢、帶甲冑兵杖、打入當庄、致打擲蹂躙、抑留年貢、令惱亂人民間就訴申、仰御使品河刑部左衞門尉宗清、被成下御敎書、處親藤者乍進請文、不能參洛、自餘交名人等者、不及請文、散狀間、兩度仰御使、雖被成下御敎書、交名人等一切不令叙用上者、以違背篇、被令御沙汰、於請料地利年貢作毛者、不日被糺返、至其身者、欲被行所當罪科子細事、

副進

一通　傍例御下知案（永仁五年十二月十日）

一通　御敎書案（同六年三月十八日）

一通　高志四郎親藤請文案（同年四月廿一日）

一通　御使品河刑部左衞門尉宗清請文案（同年月廿八日）

一通　同御敎書案（永仁六年七月十七日、重仰御使宗清、被成下之）

一通　同御敎書案（永仁六年九月三日、重仰同御使、被成下之）　已上具書先進之間略之

右子細度々言上畢、件輩或乍進請文、不能參洛、或一向不及請文散狀間、兩度仰御使、雖被成下御敎書、一向不令叙用上者、早被令御沙汰、於所訴申者、一々蒙御成敗、至交名人等者、爲傍輩向後、爲被行所當罪科、重勤子細、言上如件、

正安二年後七月　日

〔光明寺舊記一〕光明寺雜掌行直言上

爲黑法師太郎家助、乍構作當寺修理料、神主德足戶十三條矢田里廿一坪、田地一段、送多年、不辨濟有限所當米間、連々依經訴訟、前々總官御時幷神宮御裁判雖令調口、往年相積分幷延元四年以後所當米于今未及一度進濟條、云傷物抑留罪云與奪、所御成敗忽諸科無據于遁上者、至彼戶田者下地共一向全寺家領掌、可致修理合期勤之由、蒙御裁許子細畢、

然早於修理料矢田里神主德足戶田者、永寺家全領掌、可致修理合期勤之由爲蒙御裁許、言上如件、

康永二年八月　日

〔島津文書〕島津上總入道々鑒代得貴言上

欲早被經急速御沙汰被引合譜代相傳重書等案文被校正間事、

副進　一卷譜代相傳文書等案

右道鑒自右大將家〇源頼朝以來迄于今、代々相傳文書等、九州御管領御下向之上者、正文等可持下之處、路次難儀之上者、被校正案文等、被封次目、被順正文於鎭西爲被經御沙汰、恐々言上如件、

康安元年六月日

〔寶簡集十九〕丹生社神主恒信謹言上書

高野山丹生社神主恒信謹言上

欲早被經御奏聞任沙彌道阿等寄進狀于今知行上者可成安堵思召

下賜綸旨專祭禮社領和泉國麻生郷事

副進

一通　沙彌道阿等寄進狀案

一通　令旨案可致東夷征罰御祈禱之由事、元弘三年閏二月十日、和泉國

一通　當社靈瑞注文依蒙古討伐奇瑞、和泉國近木郷被寄附畢、

一通　夢想記幷飛神火注文裏書奏聞了　花押〇高倉光守

右當郷者、去元弘元年十一月十六日、沙彌道阿等、自令寄進當社以來、爲社領知行無相違之處、去年三月比、竹院慶性房號賜宮令旨、致亂妨狼藉之間、神用忽以及闕如之條、神慮難測者哉、就中於宮令旨者可被棄破之由、被定仰出上者、何限當郷可及亂妨哉、凡當社御祈禱事、雖無退轉、別去閏二月十日、被下寶勳令旨之間、寤寐凝丹誠、畢而大師影向、神明奇瑞日々夜々示之、古今奇特、超過餘社者也、蒙古降伏御祈禱之時者、以和泉國近木郷被寄進畢、今度尤便宜之地可有御寄附之處、適於道阿高

野居住之仁、自日來令寄進之間、爲社領知行無相違之處、彼慶性房動擬及亂妨狼藉之條、希代珍事也、所詮被經御奏聞、下給安堵綸旨、彌爲抽御祈禱忠、恐々言上如件、

〔類集文字抄文筆〕解文

〔吾妻鏡〕文治二年十月三日丙子貢馬並秀衡所進貢金等所被貢進也主計允行政〇藤原書解文云

解文

云、

進上

御馬五疋

鹿毛駁

葦毛駁

黑栗毛

栗毛

連錢葦毛

右進上如件

文治二年十月三日

〔吾妻鏡〕文治六年〇建久元年十一月十三日癸亥、新大納言家〇源頼朝御別進、以伊賀前司仲教被付御解文、入函被封之於戸部、戸部又付左大丞定長被奏覽云云、

進上

砂金八百兩

鷲羽二櫃

御馬百疋

送文

右進上如件

建久元年十一月十三日

如此被載之、此外龍蹄十疋所被進禁裏也、

〔消息耳底秘抄〕送文事〇中略

解文モ禮紙ナシ、重紙許也、敬時ノ立文ノ書也、〇下略

〔消息耳底秘抄〕送文事

禮紙ナシ、二枚ヲ引重可レ書也、〇下略

〔常照愚草〕一送狀認事

送進納中　御用脚事

合千疋者

右爲被成下安堵御判、御禮物所奉進納之狀如件、

年號月　いく日

御奉行所　總ては、官名乘書つゞく事も在之、

名乘のかたに官を事書も不苦候

〔吾妻鏡六〕文治二年十月廿七日庚子、信濃國伴野莊乃貢送文到來、二品〇源頼朝則副御書、令進京都給、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉行之、其上有別祿、馬十二疋云云、〇中略

公文所送文云

好方給

馬五疋内

源頼朝

伊一

右京亮貞一

一疋黒　黒河原毛

一疋あかくらを、ひ　一疋かげ、黒ぬりのはりかは鞍

一疋あををさぎかすげ

荷鞍馬五疋

一疋あしげ

一疋くりげ

一疋かげ

むかばき一懸、くまのかわ、くつ、てぶくろ、ながもち一合、おゝいだいゆたんあり、とのゐ物

一領、めつはしのこん小袖七、日　すいかん袴一具、永千こんくずばかま、いとくす、うすぎぬ二、白

又こんの御こそで二、

ひたゝれ十二具内

こん一具

しろき二具

上品絹十疋

そめぎぬ十切

あいずり六具

かき三具

ゐぼし二頭

白布二百段

いろ〳〵の布三十段

好節

いろがわ十五枚

馬三疋

ぬのさしなは七方

一疋つきげ、まきゐ、鞍

一疋くろ河原毛

一疋かげ

むかばき一懸　なつげ、くつ、てぶくろ、
のや一こし　ゆみ一張
もへぎのいとおどしのはらまき一領
府生
公秀
馬二疋内
一疋かげ、くろぬりのはりかは鞍、一疋か
むかばき一懸、なつげ、
むかばき一懸、なつげ、くつ、てぶくろ、
同　守正
馬二疋内
一疋くりげ、くろはりかは鞍、一疋にげ
むかばき一懸、ふゆげ、くつ、てぶくろ、
助直（備中國吉備宮清目助信子）
馬二疋内
一疋かげ、くろ、はりかは鞍、一疋かげ
むかばき一懸、なつげ、くつ、てぶくろ、
建久二年十一月日
おくりぶ廿一人

〔吾妻鏡十二〕建久三年十二月廿日戊午澀谷輩者、偏備二勇敢一、尤相二叶御意一之間、爲レ慰二公事勤役一、以二彼等

領所相摸國吉田莊地頭一被二申請一領家、圓滿院爲二請所一、御倉納物、所レ被レ贖二其乃貢一也、

前右大將家政所
運上　相摸國吉田御莊御年貢送文事
　合准布陸佰七拾肆段貳丈内（加二六十一反一先分料、）
　見布貳佰陸拾七段
染衣五切　代百文（各廿文）
上品八丈絹六疋　代百廿文（各廿文）
納布九反内（上二反中七反）　代六十文
藍摺准布卅反　代四文
紺布二反（無文）　代四文
犉駄二疋　代五十二文、二夫、
持者七人
例進長鮑千百五十帖
移花十五枚
染革二十枚
右付二夫領助弘一運上如件、
　建久三年十二月廿日

〔親元日記〕寛正六年正月廿五日癸酉、年始諸社御神馬御送狀數通整之、

〔大館常興日記〕天文十年十一月四日、御料所若州安賀莊當御公用之内、且万疋只今到來、則御倉へ納申候由、飯尾大和守方より被レ申之、仍御代官熊谷彈正大夫送狀、（今月一日附也）進獻之、然間則宮内卿

（御判）
平盛時

注進狀

御局へ申入候也、使(松平)也、則遣候也、

〔書札作法抄〕一當時ノ消息ハ、(略)中注進狀ナドノ書事ノ多キニハ、紙ヲツギテ書ナリ、(略)下

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

源太(梶原景季)佐々木(高綱)鎌倉へ早馬ヲ立、何レモ劣ジ負ジト馳テ行、源太ガ早馬ハ、先立タリケルガ、如何シタリケン、足柄ノ中山ニテ、高綱ガ早馬先立ヌ、三日ト申ニ馳著テ、高綱宇治川先陣ト申タリ、同時ニ梶原ガ使又來テ、景季先陣ト申ケリ、右兵衛佐殿(源頼朝)ハ、安立新三郎清恒ヲ召テ、佐々木梶原生タリヤト問給ヘバ、其ニ候ト申、其後ハ尋給事ナシ、後日ノ注進ニ、宇治川ノ先陣ハ高綱ト注サレタリケルヲ見給テコソ、言バト心ト相違ナシトハ宣ケレ、

〔吾妻鏡十九〕承元四年十一月廿四日戊申、駿河國建福寺鎮守馬鳴大明神、去廿一日卯剋託二少兒一、西歳可レ合レ戰之由云云、別當神主等注二進之一、今日到來、相州(北條義時)披露之、

〔吾妻鏡五十〕文應二年(弘長元年)正月五日丁卯、來九日可レ有二御鞠始之由云云、而懸一本枯間爲レ被レ仰下一可レ注二進交名之旨一、行方傳二仰於平岡左衛門尉實俊一、仍注二進之一、其中被レ下二御點一訖、

〔新編追加雜務〕一西國雜務事、注進狀繁多相續之間、雖レ有二御沙汰一、自然依レ經二年月一、令レ爲二煩歟者一、然者於二自今已後一者、殊重事外、不レ可二注進一、直可レ令二尋成敗狀一、依レ仰執達如レ件、

正元元年六月十八日　　武藏守判(北條長時)　相摸守判(北條政村)

陸奥左近大夫將監殿(北條茂時)

〔吾妻鏡二〕壽永三年(元暦元年)九月十九日乙巳、平氏一族、去二月被レ破二攝津國一谷要害之後一、至二于西海一、掠二虜彼國一云云、(略)中

讃岐國御家人

注進平家當國屋島落付御坐捨、參二源氏御方一奉二京都候一、御家人交名事、

藤大夫資光

同子息新大夫能員

同舍弟六郎長資

三野三郎大夫高包

三野首領盛資

三野九郎有忠

同次郎

右度々合戰、源氏御方參、京都候之由、爲レ入二鎌倉殿御見參一注進如レ件、

元暦元年五月日

〔吾妻鏡六〕文治二年三月十二日庚寅、關東御知行國々内、乃貢未濟莊々、召二下家司等注文一被レ下レ之、可レ加二催促一給之由云云、今日到來、

注進　三箇國莊々事、(下總信濃越後)(後等國々注文)

合

下總國　三崎莊(殿下御領)　大戸神崎(同中略○)

信濃國　伊賀良莊(尊勝寺領)　伴野莊(上西門院御領○中略)

越後國　大槻莊(院御領)　福雄莊(上西門院御領○中略)

右注進如レ件

文治二年二月日

廿七日乙巳、北條殿(時政○)已欲二進發關東一、仍爲レ警二衛洛中一、撰定勇士、被レ差二遣之一、其交名注載折紙所レ付進

帥中納言〇藤原經房也、
注進　京留人々
　合
平六俄仗時定　梓の新大夫
野太の平二　やし原の十郎
桑原の二郎　肥前の江次〇中略
已上三十五人
三月二十七日　平判
七月廿七日壬寅、因幡前司廣元、去十九日注進沒官京地目六、今日二品〇源頼朝所經御覽也、
注進　在判廣元
　沒官家地成敗事
左馬頭三箇所內
信兼家地一所　楊梅
友實家地一所　仁和寺
平家領一所　正親町重衡卿領
已上十箇所　〇中略
〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建元年仁五月十四日癸亥、佐々木三郎兵衛尉盛綱入道使者參著、捧一報狀、義盛〇和田持參御所、善信〇三善行光〇工藤於御前讀申之、其狀云、日來城小太郎資盛欲奉謀朝憲、構城郭於越後國鳥坂、近國之際、存忠直之輩、懃雖來襲、還悉以敗北、爰西念可發向之由奉嚴命、件御教書去月五日到著于西念之住所上野國磯部鄉、仍不廻時刻、揚鞭、三ヶ日之中、馳下鳥坂口、則遣使者於資盛、相觸御教書之趣間、答早可來城邊之由、因茲發勇志等、于時越後、佐渡、信濃三ヶ國輩、爭鋒競集、西念息子小三郎兵衛尉盛季、欲先登之處、信濃國住人海野小太郎幸氏、拔於盛季之右方、欲進出、爰盛季郎從取幸氏騎轡、此間盛季如思進先登射一箭、其後幸氏又進寄、相戰之間被疵、資盛已下賊徒飛矢石、不異兩脚合戰之間、彼及兩時、盛季被疵、郎從等數輩或殞命或被疵、又有資盛之姨母、今號之坂領御前、雖爲女姓之身、百發百中之藝殆越父兄也、人擧謂奇特、此合戰之日、殊施兵略、如童形令上髮、著腹卷、居矢倉上、射襲致之輩、中者莫不死、西念郎從、又多以爲之被誅、于時信濃國住人藤澤四郎清親、廻城後山、自高所能見之發矢、其矢射通件女左右股、卽倒之處、清親郎等生虜、疵及平愈者、可召進之姨母被疵之後、資盛敗北、出羽城介繁盛資盛祖自野干之手、所相傳之刀、今度合戰之刻紛失云云、
〔吾妻鏡十八〕建仁四年〇元元久七月廿六日丙戌、安藝國壬生莊地頭職事、山形五郎爲忠與小代八郎等相論之間、就守護人宗左衛門尉孝親注進狀、今日於御前被一決、遠州〇北條時政幷廣元朝臣等、被候御前、是將軍家直令聽斷政道給之始也、
〔吾妻鏡三十五〕寬元二年六月十七日戊戌、新田太郎爲令勤仕大番在京、是爲上野國役之故也、而稱所勞、俄遂出家、但不相觸事由於六波羅並番頭城九郎泰盛等之由、依有注進狀、今日評定之次、被經沙汰、任被定置之旨、可被召放所領之由、被定云云、
〔東寺百合文書〕
　御判
口日三時千手供僧交名
大法師堯寶　禪佛
　聖聰　朝惠
右注進之狀如件

進達書

建武三年十月日

〔上杉憲實記〕安房守〇憲實上杉ハ、思ノ儘ニ、兩君ヲ生捕、上杉兵庫頭〇方清角ト申セバ、急ギ此由京都ヘ注進ス、義敎大ニ悦バセ、春王安王ヲ輒生捕事、莫大ノ勳功ナリ、堅ク誡、京都ヘ可差上トノ仰ナリ、〇中略警固ノ武士ハ、長尾因幡守ヲ始、百餘騎ヲ添、京都ヘ上セラル、〇中略日ヲ經テ、美濃國青野ガ原ニ著給時、京都ヨリ急ノ飛脚、注進狀ヲ持、因幡守ニ渡ス、若君御覽ジ、京ヨリノ注進狀ハ、定テ路次ニテ害セヨトノ事可成、兄弟互ヒニ、最後ノワルビレヌ樣ニ、辭ヲカハシ給フ、

〔親元日記〕寛正六年五月朔日丁未、昨日之仲親申狀幷注進狀等、傳奏江爲御使持參之、於巨細者、今朝於殿中直有御申云々、

〔上杉輝虎注進狀〕一乍恐謹而言上、抑某去十日、於信州河中島、甲州武田與令參會、一合戰仕、甲州勢致敗北候趣、

一輝虎事、以御厚恩、居關東管領職候上者、私之備弓箭先切隨東國令上洛候半與存念ニ付、村上義清ニ對爲申分、輝虎義清同道仕、去八月八日、越後國春日山打立、信州へ致著陣候事、〇中略右之條、盡委細之段、雖似無禮誠無道之輩者、對天下不忠節也、何可殘心底乎、此等之趣、宜樣寬御氣色、不洩御披露奉賴候、輝虎恐惶謹言、

九月十九日　　管領上杉不識庵謙信

大館伊豫守殿　　輝虎

〔德川禁令考十九呈書文格〕天明七丁未年月日閥

遠國狀幷進達書用紙書式ノ儀ニ付達

遠國狀且又諸向より差出候諸書物進達書等ニ相用候料紙之儀、先年も相達候處今以宜き紙を相用候向も有之候、以來紙を吟味いたし候ニ不及候間、可成丈麁紙を相用可申候、認方等も、遠國狀其外、至而細字に認候向も有之候得共、書面も程能可相認候、遠國狀も奉書紙ニ不限、其所之相應之紙何紙ニ而も相用可申候、書面を強而致吟味候而者、其場所々々之不辨ニ相成、却而御用向手間取候樣にも可相成候、尤遠國役人者、當地ニ詰合候者より相達候樣可被致候事、

御書付留ヲ按ズルニ、天保十二乙丑年十二月、更ニ前條ノ令文ニ末文ヲ附シテ布達アリ、卽チ左ニ附記ス、

右之通、天明七未年相觸置候處、遠國狀幷諸向より差出候諸書物、進達書等ニ相用候料紙之儀も、いつとなく宜敷紙を相用、且認方等も遠國狀其外、至而細字楷書樣ニ認候向も有之候間、天明度相達候趣、無違失相守、向後は成丈麁紙を相用、認方等細字ハ勿論楷書樣ニ無之樣ニ、和樣ニ而不敬ニ不相成樣ニ、相認可申候、

同書

〔諸例類纂四〕御內々伺書

松平榮翁殿卒去之節、松平美濃守ゟ忌服御屆、直屆ニ而榮翁死去と認、

美濃守直屆ニは死去と認、家來ゟの御屆ニは卒去と認候、其據不詳候、

同時阿部能登守殿ゟ、卒去死去兩樣御屆書相認、御執政松平周防守樣御用人迄及問合候處、死去之方差出候樣御さし圖之由、

〔諸伺下知留〕安永七戌年七月　柴村藤三郎出ス

桑原能登守掛

一甲州丸瀧村圓光寺再建立之伺

書面圓光寺之儀、寺社奉中江掛合、再應相糺候處、元祿之改ニ洩候寺號故、再建ハ難成候間、其旨丸瀧村之もの共江申渡、證文取之可被差出候、以上、

申合書
相談書

戌七月

〔慣習例〕文政八年 酉 六月廿四日伯耆守殿廻し

申合書

昨廿五日立合之處、兩本願寺使僧 江 御內書御渡ニ付、拙者儀登城いたし、相摸殿、大炊殿ニハ不快ニ而不レ被レ罷出一下總殿ニハ未初月番前ニ付、兩奉行 江 申談候處、去ル申年二月十一日式日、石川主水正病氣ニ付出席無レ之、曾我豐後守初月番前ニ候得共、月番心得出席幷注進狀名前書加相濟候而、同人申聞候間、右例を以、下總殿月番相心得出席幷注進狀名前書加日出羽守殿 江 大澤彌三郎を以入二御聽一開二其通相濟候事、

右天保二 卯 年六月申合候事

文政七 申 年二月十一日、式日公事方御勘定奉行兩人之內、曾我豐後守屋敷普請中ニ而未初月番不レ相勤處、石川主水正病氣ニ付差掛出座斷來、同評議之上豐後守月番心得を以、注進狀ニ名前書加候事、

脇坂中務大輔

〔書留〕半切　御相談書

何之誰

御相談書難船

何之誰御代官所當分御預り所與州村々當何御年貢江戶御廻米積舟破船一件、別紙御屆書案例書相添、及御相談一候、以上、

何何月　但例書ハ末ニ有之、尤御屆ニハ例書無レ之、

袋ノ上書

何之誰御代官所當分御預所

公文雜制

何州村之當何御年貢米積船破船一件御屆書

飛驒守

主膳正殿
肥前守殿
左近將監殿
下野守殿

〔德川禁令考 十九 呈書文格〕寬政二庚戌年正月十一日

越中守書取

近年應對幷書面文通等、格別ニ崇敬致候樣相成候、右體者、其程々ニ隨ひ候儀ニ可レ有之處、格別ニ而者、却而不敬ニも至候、登城前逢ニ被二罷越一候人も、始終平伏被レ致候樣ニ相見候、輕き御役たり共、仕宜等被レ致候外者、面體見へ候程ニ可レ有之儀ニ候、幷老中等 江 被二申聞一候書面ニも、奉レ入二御覽一候、又者被レ遊二御渡一候、奉レ畏候、抔申文言も有之候、掛二御目一候、又者入二御覽一候、御渡被レ成候、奉レ承知候、又者承知仕候、抔申程ニ可レ有レ之哉ニ候、安否被レ尋候ニも、機嫌被レ尋候樣成儀も折々有之候、縱御目見以下ニ候共、機嫌可レ被レ尋儀ニ者有之間敷候、難有抔申儀も、上 江 拘はらざる事ニ者申間敷候儀ニ候、同輩文通等も近年者餘り丁寧を盡し、却而敬禮ニ相違致し候ニも至り、人情輕薄ニ流候儀ニ候間、此旨を被二相含一、寄々可二申合一候、

但右之通ニ候とても、文言等俄に改候ニハ不レ及候、御用多之中ニ而、文言をも其度々改候者、又々繁雜之基ニ付、是迄之通り出來候ハヾ、其儘ニ而可レ被二差出一候、一體之處如レ此ニ被二心得一、連連相直候樣可レ被二心掛一候、

右之趣御役人之面々 江、口上ニ而可レ被二申達一候〇中略

安政二乙卯年十月十二日

文詞節略、麁紙相用不苦旨達、

諸向より差出候書付類、麁紙相用候樣、前々より相達置候得共、此節柄之儀ニ付、猶又有合之何紙ニ而も相用、且又文體文言等の儀も、如何樣共相略し、趣意而已相分候樣認差出候而も聊不苦候段、向々江可被達置候事、○略中

慶應三丁卯年八月十六日

諸願伺届及評議書用紙ノ達

諸向より差出候諸願伺届等料紙之儀、是迄半切紙ニ認差出候處、以來長文ニ相成候分ハ、勘辨いたし、美濃紙帳ニ相仕立差出候樣可致向々評議書之儀も、同樣相心得可申旨、先達而相達候處、長文ニ無之分も、美濃紙帳ニ仕立差出候向も有之、却而不都合ニ付、長文ニ無之分者、前々之通半切紙ニ相認、格別長文ニ相成候分ハ、美濃紙ニ不及、半切帖ニ仕立差出候樣可被致候、評議書之儀も同樣可被心得候、

右之通、諸役人江可被達候事、

〔德川禁令考十九呈書文格〕寛政三辛亥年八月　閣日

諸書付類書損有之候而も、差扣伺差出候事も候得共、以來ハ月日附諸役人より差出候諸書物之內、聊之書損有之共、差扣伺ニ不及旨達、

等之書損之類、或ハ落字幷全く之書誤りニ而、別ニ品も無之重き御品ニも無之者、右書損仕候段、不調法之儀ニ存候旨、向々より口上ニ而申斷候迄ニ而、差扣伺書ハ差出ニ不及候、

右之趣ニ相心得候樣、寄々諸役人江可被相達事、

古事類苑

政治部五十六

下編

上書

鎌倉及ビ室町幕府ノ時、上書ニ關シテ殆ド記スベキモノアラズ僧文覺ガ、消息ヲ源頼家ニ送リテ治道ヲ述ベシガ如キ、是圓ガ、足利尊氏ノ諮詢ニ答ヘテ、建武式目十七箇條ヲ言上セシガ如キ、熊谷某ガ、諫書ヲ足利義政ニ上リテ罰セラレシガ如キ、一二ノ例ヲ見ルノミ、德川幕府ノ時、其政治上ノ可否ヲ局外者ニ諮ヒ、若シクハ局外者ガ、上書シテ時政ノ得失ヲ議スルガ如キハ、其欲スル所ニアラザレバ、隨ヒテ上書ニ關スル規定ノ如キ、曾テ之レアラズ、貞享四年、熊澤了介ガ封事ヲ上リテ政治ヲ議シ、爲ニ禁錮セラレタルガ如キ、以テ其一端ヲ見ルベシ、寶永正德ノ頃、新井君美屢、封事ヲ上リ、時政ヲ論ジタルコトアレドモ、其實自家ノ知遇ヲ受ケタル執政者ヲシテ、時弊ニ注意セシメ、若シクハ其諮問ニ答ヘタルニ過ギズ、直ニ政府ニ對シテ上書シタルモノ、殆ド之レアラズ、然ルニ八代將軍吉宗、入リテ宗統ヲ繼グニ及ビテハ、銳意治ヲ圖リ、旁ク下情ヲ聞カント欲シ、享保四年、諸司ニ令シテ政務ノ得失ヲ論ゼシメ、同六年、高札ヲ建テ、庶民ニ求言ノ意ヲ公示シ、目安箱ヲ設ケテ隨意ニ封書ヲ投ゼシム、爾來邦家事アル毎ニ、士庶人ノ上書シテ政要ヲ論ジ、時政ヲ議スルモノ漸ク多キヲ致セリ、サレバ文化文政ノ交、露人頻リニ北邊ニ寇スルヤ、憂國ノ士競ヒテ海防ノ方策ヲ獻ジ、嘉永安政ノ間、米使數、開港ヲ强求スルヤ、上下騷然、書ヲ當路ニ上リテ、外交ノ利害ヲ論ズル

モノ、勝ゲテ數フベカラズ、而シテ德川幕府三百年ノ治政ハ、終ニ王政復古ノ上書ニ由リテ畢ス、蓋シ外交海防等ニ關スル上書ハ、今其一二ヲ擧グルニ過ギズ、宜シク外交部露西亞篇、合衆國篇等ヲ參照スベシ、

求意見

〔建武式目〕鎌倉如元可爲柳營歟可爲他所否事、

右漢家本朝上古之儀、遷移多之、不遑羅縷、迄于季世、依有煩擾、移徙不容易乎、就中鎌倉郡者、文治右幕下〔○源頼朝〕始構武館、承久義時朝臣幷呑天下、於武家尤可謂吉土哉、爰祿多權重、極驕恣欲、積惡不改、果令滅亡畢、縱雖爲他所、不改近代覆車之轍者、傾危可有何疑乎、夫周秦其宅崤函也、秦二世而滅周關八百之祚、隋唐同居長安也、隋二代而亡、唐興三百之業矣、然者居所之興廢、可依政道之善惡、是人凶非宅凶之謂也、但諸人若欲遷移者、可隨衆人之情歟、

政道事

右量時設制、和漢之間、可被用何法乎、先遂武家全盛之跡、尤可被施善政哉、然者宿老、評定衆、公人等濟々焉、於訪故實者、可有何不足哉、古典曰、德是嘉政也、政在安民云々、早休萬人愁之儀、速可有御沙汰乎、其最要粗註左、〔○略〕中

以前十七箇條、大概如斯、是圓雖受李曹之餘胤、已爲草野之庸愚、忝蒙政道治否之諮詢、所撫和漢古今之訓謨也、方今諸國干戈未止、尤可跼蹐歟、古人曰、居安猶思危、今居危盍思危哉、可恐者斯時也、可愼者近日也、遠延喜天曆兩聖之德化、近以義時泰時父子之行狀爲近代之師、殊被施萬人歸仰之政道者、可爲四海安全之基乎、仍粗言上如件、

建武三年十一月七日　　眞惠
　　是圓

〔德川禁令考十九雜令〕享保四己亥年五月廿七日

政務ノ可沿革廉ハ上申ス可キ旨達

一前々より被仰出候御法度之儀ニ而も、不相應と存候儀者、早速可申上事、

一諸役所前々より之格を以、勤來候事共之內、不可然と存候儀者、其旨を達し可相改事、

一新規之儀何ニ而も、可然と存付候儀、早速可申上事、

右少々之儀ニ而も、存寄於有之ハ、無遠慮申出候樣ニ、急度可相心得候、以上、

五月

按ニ、敎令類纂ニ、享和四年〔○文化元年〕四月廿六日ノ令ヲ載ス、乃チ左ニ附記ス、前文ト參照ス可シ、

諸向之御役所共、都而之取扱、新規之趣ニ相成候儀ハ勿論之事、前々之仕來リハ、聊摸樣替之儀迄も、其趣一應被申聞候上ニ而取計可被申候、譬バ御都合ニ可然筋ヲ先試ニ取計彌宜候ハヾ追而其段可被申聞など申類も間々可有之候、之候樣可被致候事、

〔有德院殿御實紀附錄三〕享保六年閏七月廿五日、廣く言路を開き、下の情を通じさせ玉はん事を思召し、農工商賈は更なり、醫卜巫祝の徒にいたりても、上に聞えあげむと思ふ者は、少しもはゞからず申出べしと、日本橋の邊に札を立らる、〔○略〕中同じ年八月よりして、毎月二日十一日廿一日と定めて、評定所の門前に匭函〔目安箱といふ〕を置れしかば、やがて訴狀封事なにごとゝなくかきつけて、此中に投せし者少からず、此函は鎰せしまゝにて、申次の衆みづからもちいでゝ、御覽に備ふ、小性鎰をひらき、其中にある封事を封のまゝ奉りて、御みづからひらかせ玉ひて御覽あり、訴への旨により、それ〳〵の奉行に仰下され、御裁斷を加へ玉ふ、これ下に冤獄あらむかとうれひ玉ひての御事とぞ聞えし、同じき十九年五月、諸局の有司に仰下されしは、さき〴〵より定りし事たりとも、今の時宜に應せざるは速に改らるべし、さればむかしより習ひ來りし事にても、さる

まじきことゝ思ふ旨あるか、または新に議せんとおもふよしあらば、事の輕重にかゝはらず聞え上べしとなり、これも下問をこのみ時弊を矯玉はんとの御旨なるべし、言路を塞ぎ擁蔽をこゝとゝする世とは、天淵のたがひなりき、

〔太平策、跋〕右太平策は、松平美濃守〇柳澤吉保家臣荻生惣右衞門物部茂卿享保年中、依二台命一上書する處の書也、享保年中、將軍家天下の儒者に台命有て、天下の政事に付て存旨有者は、其旨を上書すべきのよし命ありしに、政事を談じ上書する者、凡二十餘人、茂卿も此太平策を著して奉る、其後又候台命ありて、政談十卷を記して奉る、天正より以來政事を談ずる者少からずといへども、茂卿がごとき者いまだ曾てなし、誠に眞儒といふべし、〇略中于時寛政三年の冬、醫師中山元寧より乞得て寫之、後に思旨を記畢、

寛政三辛亥年十二月

〔徳川禁令考十九雜令〕寛政三辛亥年二月　日

教諭稟答之式越中守口達、

口上之覺

御役人向總而表勤之者、御前江被二召出一御直尋等有之候處、何事もおもかゝ不二申上一樣二而、たとへバ相替事なき哉と御尋有之候へバ、相替儀無之旨のみ申上、平伏いたし罷在候間、おのづから御咄も難レ被レ遊候、表向之御尋などゝハ違候事故、存寄一盃聊相つゝまず、有體御答申上、たとへ御役外之事たりとも、心付候事ハ十分申上、御尋有之候儀二而も、御咄同樣二申上候樣、并始終平伏いたし候ニハ不及、頭をあげ候而、隨分氣丈ニ御咄どもも申上べく候、前後をのみかへりみ、樣子よきやうの事のみ申上候儀ハ、御きらいニ被レ爲レ在候旨、御直御沙汰ニ付、御前江可レ被二召出一向々江者、よりより可レ被二咄置一候尤御意之品うかゞひ兼候事候ハヾ、うかゞひ返し無二間違一御答可二申上一候、

土井主税利往

〔諸家策論、天〕嘉永二己酉年五月五日於二御部屋一阿部伊勢守殿牧野備前守殿左之面々江御直渡御書付、

三席
大目付　脇坂淡路守　寺社奉行
同　本多中務大輔
同　土屋采女正

初席
同　松平紀伊守
同　太田攝津守
町奉行　遠山左衞門尉
同　牧野駿河守
御勘定奉行　池田播磨守

二席
大目付　堀　伊賀守
同　池田筑後守
御目付　遠山半左衞門
同　石谷鐵之丞
同　三宅市右衞門
同　戸田能登守

三席
大目付　深谷遠江守
御勘定奉行　石河土佐守
同　松平河内守
御目付　本多隼之助
同　戸川中務少輔
御勘定吟味役　佐々木修輔
同　羽田龍助

四席
長崎奉行　井戸對馬守
浦賀奉行　淺野中務少輔

覺

近來異國船渡來いたし候處、昨々年は西北海、對州、南部、津輕、都而奥羽之間、松前邊夥敷通船いたし、折々は上陸等も致し候得共、指而之義不二申出一、新水食料等乞候迄二而致二出帆一候事二候得共、其度々沿海諸家ニおゐては、人數等指出し、此表之届等、雜費も少からざる趣ニ相聞、比年諸家勝手向江も相響キ可レ及二困窮一、左候而者、守衞之義等閑ニハ難二相成一事ニ候へども、追々ニ相成候ハヾ、自然賦斂も重く可二相成一事ニ而、終ニハ領分疲弊ニも至り、上下不和合之基ニ相成候得共、不二容易一事ニ候處、今年ハ長崎表江も亞墨利加船渡來、松前よゟ送りニ相成候漂流異人共請取、歸國候へども、定而右御禮抔ト唱へ、猶又渡來可レ致も難レ計、又此程は浦賀表江者暎咭利船渡來致し右者外趣意も無レ之、此地江見舞罷越候趣和語ヲ以申聞、其外申出候口上も、殊之外輕蔑侮慢之情態ニて有レ之由、其上薪水等相與候處受取出帆之上、猶又下田表へ罷越、上陸測量いたし候趣ニも相聞、大島

へ者亞墨利加船ニ候哉罷越是又上陸いたし候由、夫のみならず、沖合ニは類船も相見候由、打連レ沿海處々乘歩行測量等致シ候事も可レ有レ之哉、風説ニは候得共曠哢利船中ニ者、日本人唐人抔も乘組居候哉ニ相聞、旁以當時之成行ニ而者、其儘指置候ハヾ、彌蔑視いたし、驕恣傲慢之所業ニも及び可レ申哉、左候時者御國體ニも拘り候義何分其儘打捨可レ置筋ニも無レ之候間、文政度之如く、猶又打拂之義ニ被二仰出一可レ然ト存候、乍レ去先年打拂之義相止、格別之御仁恤之御處置可レ有レ之旨被二仰出一候段、阿蘭陀加比丹江被二仰渡一西洋諸國へも演達有レ之事ニ候へ者唯今彼國々より廉立格別之不義非道も無レ之處俄御改革有レ之候も、却而爭論之端ヲ披キ候樣ニも可二相成一、又夫ニ付而は、第一先此沿海之守備不二相整一候而者、萬一此後夷賊戰艦等ヲ以及二渡來一候節は、攻擊防禦之術行屆申間敷ニ付、先此義ヲ可二仰出一候乍レ去機會時勢抔とて、何迄も此儘差置候ハヾ、彌輕蔑侮慢超過致し、御國威ニも拘り、且諸家之難澁沿海のみならず、御國事疲弊衰耗ニも至り候得者實以不二容易一事ニ而、深く痛心いたし候事ニ候條、御處置之計畫利害之當否、後弊等無レ之、永久御安心可二相成一樣、各々存寄ヲ不レ殘、此度之義は銘々各通ニ而可二申聞一候尤聊忌諱嫌疑等之顧念無レ之、存意一抔可レ被二申聞一候、唯今之時勢ニ而者、先達而も申達候通り、一月後レ候得者一月丈ケ、二月後レ候得ハ、二月丈ケ之御油斷ニて、萬一其内又候渡來等度々ニおよび候得者、夫丈ケの御損ニ相成、御國威ニも拘り、諸家之難澁ニも相重リ、万一夷賊共より不法ニおよび候得者、差誤有レ之間敷とも申がたく、左候時者、尚又御失策ニも可二相成一事ニ付、篤ク勘辨之上、早々可レ被二申聞一候、右者畢竟此節之時勢ニ於ゐて、御國計大切之義 與存候得者寔ニ反側ニもおよび候程之義ニ而是ヲ氣運ニ託シ、時勢ニ委ネ、恬然拱手して、居ながら御國地之衰弊ニモ可二相成一ヲ、度外ニ置キ候樣ニ而ハ、何とも恐入候事ニ存候、各ニおゐても同樣之事ニ可レ有レ之候間篤 與勘考窮考之上、忌諱不敬ニ當り候事たりとも、聊無遠慮、了簡之趣早々可レ被二申聞一候事、

〔德川禁令考八國事〕嘉永六癸丑年六月廿七日

亞墨利加船入港ニ付、徵讞言達書、〇略中

浦賀表江渡來之亞墨利加船より、差出候書翰之和解寫二冊相達候、此度之儀者國家之御一大事ニ有レ之實ニ不二容易筋一候間、右書翰之趣意、得と被二遂熟覽一、銘々存寄之品も有レ之候ハヾ、假令忌諱ニ觸候とも不レ苦候間、聊心底を不レ殘、十分ニ可レ被二申聞一候事、

別紙書取

此度亞墨利加人持參之書翰、於二浦賀表一請取候儀者、全一時之權道ニ有レ之候間、右ニ不二相泥一、存寄之趣可二申聞一候事、

右於二御白書院墨鷲御杉戸際一、老中列座伊勢守〇部正弘老中阿申渡之、

〔開國起原下〕安政五午年六月廿二日、亞米利加訂約の事を、大老老中より所司代を以て、傳奏衆ニ達せしむ、其文に云、〇略中

又萬石以上之面々へは、左之通相達、其書付に云、

アメリカ條約之次第、朝廷へ御伺ニ相成候處、深く被二惱叡慮一候御次第、被二仰進一候段御尤之御義ニ付、再應各赤心御尋ニ相成、今少々ニ而存意書も揃候間、其上篤と御勘考之上、御決心可レ被レ極思召ニ而、精々御差急被レ爲レ在候折柄、今度オロシヤ、アメリカ、當國之船渡來申立候趣は英佛之軍艦近近渡來可レ致、尤清國に十分打勝、其勢ニ乘じ押懸候事ニ付、應接方甚御面倒ニ可二相成一と御案思申上候、併假條約之通御承知ニ相成、調印も相濟候はゞ、英佛えは如何樣ニも申諭し、御迷惑ニ成不レ申樣取計可レ申旨、亞墨利加使節申立候ニ付、御勘考被レ遊候處、如何樣御迷惑相成候共、朝廷江御申上濟ニ相成不レ申候而は、御取計難レ被レ遊、乍レ去忽爭端を開き、萬一清國之覆轍を踏候樣之義出來候而は、不二容易一候義ニ付、井上信濃守、岩瀨肥後守、神奈川ニ於而調印致し、使節え相渡候、右は誠ニ無二御據御

場合ニ而、右様御取計ニは相成候得共、朝廷ニ而御配慮之段は、實以御尤之御義ニ付、此後之御取締方、沿海御手當等、御充實ニ相成、被爲安叡慮候様可被遊思召候、此度之御一條、不取敢先宿次奉書を以、京都え被仰進候事ニ付、此後之御處置ニ付、存意も有之向は、無腹藏可被申聞候、

〔嘉永明治年間錄十三〕元治元年七月十一日、國家ノ爲ニ建言スル者ハ、今ヨリ評定所へ出ヅベキノ達、

和泉守殿〇老中水野忠精　渡書付　近年國家の大事、建白を名目に致し、老中並諸役人宅へ罷越、自己の榮利を謀り候輩有之、以の外の事に候、實以御爲申上度存込候者ハ、以來評定所へ可申出候、尤頭支配有之向ハ、其頭支配を以て可申立候、

右之趣向々へ可被達候事、

上書論政要

〔澀柿〕文覺上人消息

殿〇源頼家の御身は、日本國の大將軍にておはしまします、されば祈申さん者も、廣大正直の心を以、努々千秋万歳して空ぼめし奉らぬ、無雙の強者の、しかも慈悲あらんが、御祈の師には可相應候也、總ては君を守たてまつり、御身を祈んとおぼしめさば、先國土を祈、万民を祈らせ可給候、祈は人の分際による事にて候威勢世に蒙らしめず、人にも用られず、さる様なる者こそ我身を祈事にて候へ、此道理をしらずして、近代は、君も臣も唯身をのみ祈らせ給へば、はか〳〵敷事候はず、佛神の冥慮にも不叶、蒼天の照覽にもたがひ候也、返々も鎌倉殿の御恩にて、無道の愁なげきもなく、邪の禍にもあはぬぞと、万の人に思はれ頼まれんとおぼしめせ、左だにも候はゞ、別て御祈候はずとも、伊勢太神宮、八幡大菩薩、加茂春日皆々嘉しと思召、諸佛諸聖諸天善神必々守まいらせさせ給べき也、〇略申然ば先御身ををさめて、政を能々調て、其上に御祈候はゞ響の音に應ずると申

たとへの如く、混柄（ひしゃく）の鎚にて有べく候、さても近代の様、人の作行功德も祈も、人目計にて候眞實の底には、國の費、人の歎のみにて候へば、佛も神もうけさせ給はず候也、佛神は偏に德と信とを納受して、物により寶を悦ばせ給はぬものと可知食にて候也、かやうの事の謂を御意得候て、武家を治帝王の御守と成諸人の依怙とならせ給候はゞ、聊もあしく腹ぐろく思まいらせん者をば、日本國三世の敵にて候はんずれば、其身自然に可滅候、如此委様をも申開らかずして、蒙仰を悦として、御氣色をよからんとのみ思ひて、佛神の御心をばかへりみおもはず、たのもしげに申なして、御祈申候はん事は、田地の費と成庫倉の物のみうせて、御爲も一切其益有まじく候、却て御怨にて候也、文覺も罪業を受べく候、さる御損をばいかゞとらせまいらせ候べき、〇略申さて御身だに治候ぬれば、兎あれ角あれとの御いましめもなく、御下知もなく、御敎書も候はねども、あなおそろしとて、自然に國土はをだしく候也、かく目出度時に當て、古今の間に惡黨なきにはあらず、身ををさめ世を救はせ給ての上に、わろからんえせ者を失はせ給候はむ事は、菩薩の大行にて候べし、世も靜り候べし、御敎書も重く候べし、御罪にも成まじく候也、全仰忝候へばかやうに所存の趣重て申候也、故大將殿〇源頼朝は、文覺をば、ひたゝ口の强きものとおぼしめして候し也、殿には別て奉公も候はぬに、是程まで申候事、恐存候、御許候へ、殿は若より樂たうとくて、人の歎民のくるしびをも、さらでやましまさんと、淺ましく痛しく思ひまいらせ候間、いづくへなりともまれに流しまいらせて、暫わびしき目をみせ參らせ給へ、それぞいとをしく思給、至極後の御藥にて候べきと、故大將殿には内々申て候し也、京中の者申合候なるは、いたく狩を好て、人の歎を去らせ不給、世の費をもかへりみさせ給はぬ、すべていさむる事をきゝ入させ給はず、彌御前あしくなる故に、人皆口をとぢて、唯目出度おはしますとのみ申をきゝて、すべて御身の咎をば一つもきかせ給はず、しらせ給はぬとさゝやきて、謗申げに候也、若左様におはしまさばいかでかお

やの御跡を續て、帝王を守まいらせ、國土の固とはならせ給べき、それを押直させ給ての上の御祈にて可ㇾ有候、夫をなをさせおはしまさずば、いかに祈參らせ候とも、甚るし有がたく候、まして文覺などは叶ふまじく候、あるまゝのことを、心にまかせて申候へば、一定うとまれまいらすべく候、それくやしく思まじく候也、能てもよくおはしませとてこそ申事にて候へ、物知たる人々の本文を引て申を承れば、爲ㇾ君爲ㇾ世、よき事を只一言に申出したるは、千兩の金をまいらせたるには、はるかにまさり候と、明王は定をかせ給ひて候なるに、げにも殿の御身には、金をば何にかせさせ給ふべき、君に黄金をまいらせさせ給はんよりは、國土をしづめて米穀を多くなし、民を豐かに成て進せさせ可ㇾ給候、それぞ大きなる御忠にて候べき也、いかにも〳〵我御身の咎を聞せ給へ、過をきかずして國土を治んとするは、病をいとひて藥をにくむが如くの事と承候なり、咎をきくには色代せざらん忠誠の人、宗徒は御臺所にて有べく候也、混口の茂（○茂、一本作ㇾきく）法師に御目をみせて、やはら密々申させて聞召、謗まいらすればとて、いかにも御腹立候な、能々念して聞召、あつきやいとを堪てやけば、病はいゆる也、所詮此御代は何事もめでたし〳〵と色代申さむ者に過たる毒は有間敷也、我咎をいひ知する者に過たる忠はなしと、深く可ㇾ思召ㇾ候、御心に叶ひていとをしくとも、是はえせ者と思召、世を治する謀には、唯此事第一の最詮至極にてありげに候也、重々御文給はり候事忝候へば、恐々申候也恐恐謹言、

正月廿三日　　文覺

鎌倉殿（頼家）御返事

左衞門督殿（時ㇾ左衞門督ㇾ中將）近

正治元年十二月之比、被ㇾ進ㇾ御教書於文覺ㇾ云々、同二年正月、此御返事被ㇾ申候云々、

〔平政連諫草〕條々

一可ㇾ被ㇾ與ㇾ行政術事

右獻諫於君上、可ㇾ依ㇾ其臣下、所ㇾ謂位貴之人、寄重之仁等也、而叔向曰、大臣重祿不ㇾ極ㇾ諫、小臣畏ㇾ罪不ㇾ敢言、此患之大也、是則難ㇾ隨ㇾ諫諍之主事歟、如ㇾ唐大宗者、大臣小臣以諫以諍、凡厥人臣忠直、以ㇾ諫言ㇾ爲ㇾ重、可ㇾ違ㇾ貴命之故也、政連疎遠微弱之身、庸瑣愚鈍之性也、雖然念々欲ㇾ報ㇾ恩德、度々有ㇾ獻ㇾ諫言、雖ㇾ無ㇾ賞翫、不ㇾ違ㇾ賢慮歟、仍不ㇾ殘ㇾ鄙底、重所ㇾ言上ㇾ也、夫就ㇾ内外典籍、撿ㇾ國家治略、佛陀之出ㇾ世也、爲ㇾ濟ㇾ生、以ㇾ說ㇾ法、聖主之在ㇾ位也、爲ㇾ利ㇾ人以行ㇾ政、云ㇾ震旦ㇾ云ㇾ日域、佛法不ㇾ流布之昔、王化多ㇾ森羅之代、未ㇾ有ㇾ王法陵ㇾ替之時、佛道修行之世、就ㇾ之謂ㇾ之、佛事縱雖ㇾ退轉、政道不ㇾ可ㇾ陵遲者乎、（是一）因ㇾ玆禪閤御在俗之時、專ㇾ扶ㇾ覇業、御出世之今漸疎政要、此條評定裁判、任ㇾ兩國吏、引付探題委ㇾ七頭人、功成名遂歸ㇾ眞趣ㇾ實、時時有ㇾ偃息之志、日々難接政務之由、被ㇾ思食ㇾ歟、彼兩箇者、猶細務也、天下珍事、國中大體、併在ㇾ成敗、可ㇾ無ㇾ怠慢、隨又評定大事、猶待御出仕歟、（是二）而命之長短在ㇾ天運、國之治亂因ㇾ時代ㇾ歟、一生無端徒自ㇾ纏ㇾ政事、餘算有ㇾ限、不ㇾ如催歡宴相存歟、此條全不ㇾ接公庭、偏以下隱居儀也、一向無御綺者、萬機任ㇾ何仁乎、如ㇾ當代者無ㇾ其人歟、就ㇾ此理、慙位管領之心、忘ㇾ彼實否及緩怠之儀、（是三）且聖人爲ㇾ世出、賢者爲ㇾ民生、禪閤元當ㇾ其仁、諸人皆知ㇾ此理、總以無ㇾ退屈、猶可ㇾ有勤厚、不然者出ㇾ世之本懷相違、爲民之先言可ㇾ空、（是四）隨可ㇾ行人不ㇾ行、謂之不可、不可行之人强行又謂之不可、若有自謙猥稱他仁御不可令兼ㇾ二歟、（是五）爰爲世不出、爲民不生之由、有ㇾ御返答者、所立支證也、方今禪閤、都鄙之間令行大事、貴賤之中不可少諍、兼德仁豈非爲民之生、蓋專利國之道、（是六）菩薩之行、捨頭目以施巨益、仁君之功、忘寢食以行善政、何況每月御評定間、五ヶ日御寄合、三ヶ日奏事、六箇日許不闕有御勤仕之條、强無窮屈之儀歟、（是七）抑君者至賢也、僕者劣士也、不恐違御意之後勘、無願立徴質之先途、下愚之士、爲人屢獻捨身命之讜言、上聖之君、爲世何懈竭筋力之善行、（是八）就中先祖右京兆員外大尹（○北條義時）

者、武内大神再誕、前武州禪門○北條泰時　者、救世觀音轉身、最明寺禪閤○北條時賴　者、地藏薩陲應現云々、倩思、貴下在生之作法、同爲無上大聖之應化歟、大悲代苦之誓不窮、萬歲聞政之心莫懈、是九加之□□□□臣下功利相積之人者、子孫長久之儀也、於積善之家有餘慶之理、天經之文、人倫之鑒也、尤奉爲子葉孫枝之繁華、可積種德樹功之餘薰矣、是十

一早相止連日酒宴、可被催暇景歡遊事○略　中

一可被省略禪侶屈請事○略　中

一固可被止過差事○略　中

一可被造營勝長壽院事○略　中

以前五ヶ條、言上如件、抑政連、更無加松容之仁、又雖非材力之身、擬抽忠正、頻進拙言、今度預不次之賞、向後開至諫之道、木從繩則正、后從諫則聖、早以此趣可令洩○洩上恐脫字達給、政連誠惶誠恐謹言、

八月日○德治三年

出雲介父云々筑前權守政連上

進上　長崎左衞門殿

〔續視聽草三集一〕成島司直上書

老のくりこと

堯舜など、申大聖至聖の上にても、尙諫の鼓を設置て、下々の言葉求られ候、後の世にも、漢の文帝、唐の大宗など、申名高き大賢英主たちは、皆下々の申言葉をよく聞れてこそ、今の世迄美名芳績を顯さるか、乍恐當御代○德川家慶の御仁心厚くおはしまし候事は、士農町人其外陪臣共、皆々御噂申上候、こゝは聖人の感格と申所にて、自然と御德義の下に通り候、神明不思議の場にて候、是全く御美質の處は申上候迄もなく、數十年來聖人の道を御耳に留られ、御心に御熟し遊し候

御光り、外へあらはれ候義と難有存上候、然るに昔禁中にても、白河院、鳥羽院など、專ら仙洞にて御政事の御せわましまし、武家にても足利義滿義政など、隱居して後專ら政務を差圖致され候故、其間は下々も皆隱居の政事とのみ心得候所、その隱居終られて後、その家の威光俄に衰へ候事もまゝ、御座候、是は當主其時の心得宜しからぬ故にて候、權現樣○德川家康　台德院樣○德川秀忠　いづれも御隱居後、萬事の御世話遊ばされ候、是は御當主樣御孝心の厚く候故、万事御差圖を受させられ候事にて候、當御代も亦此御摸樣に候へども、天下の人今日迄も萬事西丸より出候御政事とのみ存候處、當上の御仁惠の感格の德にて、いつとなく下々恐察し、あわれ當上の御自身の御政務とならばいかばかり有がたからんと、大旱に雨を待心にて、さゝやき居申候、左候へば唯今よりの御政事を、天下萬人目を付て罷在候所ゆへ、こゝの御手始には、是非一廉の御仁政を施され候て、困窮難義の事を御救ひ遊ばされずしては、かなはぬ御場合に御座候、その御仁政の遊しかたは、年寄共初、夫々其筋の役人へ仰付られ候て、何程も是有べく候、宮室を卑して、力を溝洫に盡すは、仁政の第一に候、然るに當御代には、前々より御一身の御榮耀を少しも御好なく、只々御慈悲を第一と遊し候へば、はや自然と聖人の大德御身に備り給ひ、此上もなき御事を、天下一統ありがたがり罷在候、然しながら餘り細に御世話御座候へば、差支多く相成、萬事滯りて、政務の害に罷成候、古人も、天下を治始るは、小鮮を烹る如しとたとへ申候、小魚を鍋に入置て、その烹加減を試致し度存、度々鍋の内へ箸を入動かし候得ば、その魚皆潰れ申、天下は廣きものに候得ば、自身壹人にて、頭細の事迄行屆世話をせんとすれば、心計り疲勞し、果には精神盡て大病を引起候、其節は先祖兩親へ不孝に相成、天下もその苛政にくるしみ、衰頽をいたし候、秦の始皇、隋の文帝抔、皆その身の才智に任せ、大臣等を疑ひて、頭細の小事迄も自身骨を折て、終に病を起し、子孫また衰へ申候、天下の君は、寬仁大度を體に備へ、英明獨斷の用ならでは、一日も安く經べからず

候、寛仁とは廣く慈悲を施し、大度とは、小事にかゝはらず、それ〳〵役人に申付、手をおろさず、英明とは、臣下の善惡を見分る事に候獨斷とは、決斷の場に至て、衆人の詞に不迷、定め申候事に御座候、此四德備らざれば、慈悲も仁政も姑息と申ものに成て、婦女の小兒を哀憐する如く相成候て、廣く及び不申候、又晉の代には、兄弟多く、大國の大名に取立置申候、此大名にも、いづれも我等は先帝の御子なりと申て、我意我儘を振舞、銘々權威をあらそひ、終に晉の世は兄弟の爲に亂申候、是全天子の權威うすく相成故の事にて候、台德院樣には、能此所を御心得遊し、越前、越後兩家をはじめ、恩を以て御なつけ、威を以て御伏し遊し候、一門は他家の手本にて、一門亂れては法令も立不申候、又三年の間、父の道を改ずと申は、衆人の難儀にも、天下の害にもならざる事は、成べき程は、父の致置たるは、先其儘差置宜と申事にて、天下衆人の害に成事は、卽日にも改め候が孝道にて御座候、文昭院樣には、能此所を御心得在らせられ候ゆへ、常憲院樣〇德川綱吉御棺前におゐて、御自身御斷被仰上、殺生禁制御免し、幷十文錢通用停止仰出され候、誠にケ程なる處が、英明獨斷に御座候、兎角上の權下々江移は、下の威權強く相成候へば、壅蔽と申て、下々の事、中途に留りて上へ通せず、權臣權を專らに仕候ば、上の思召下へ屆かず、天下逆亂の基に御座候得ば、權は下へ移らざる樣に、政事を執行ひ申べき事に御座候、畢意ケ程の事、上には能元來御心得の事には候へども、此節分て御大切の御時節と存候へば、恐れもかへりみず、御かたはらまでもふし上候、老のくりことに御座候、あなかしこ、

天保十二年春、大御所〇德川家齊かくれさせ給ひし比、圖書頭司直朝臣の、將軍家〇德川家慶へ密に奉られし上書なりとて、ある人の書寫せしを見るに、こは外へもれいづべきものにもあらねば、いとゞぶかしく思ひ侍りしが、一日かの朝臣に直に眞僞をとふ人ありしに、淺ましくもいかにして世に洩ぬるにや、まがふ事もなき予が奉りしものなりとて、傳寫の誤りをみづから筆とりて糺しあたへ給ひしを、さらにこひかりて再びくり返しうち見るに、努々人に見すべきものにあらで、いかにせんすべは知らねど、ぢきりに感涙のすゝむまゝに硯にむかひて薄葉のにじむも覺えず、夜ふかき閑窓のもとにうつし終れるも、唯かくし置てゝみのすみかになし果るは、また本意なきわざならんか、

〔幕末事情雜纂八〕中納言齊昭卿上書七ケ條

三間短愛誌

あしびきの大和だましゐあらむものは、朝となく夕となく、津の國の難波おもはず、世のため國の爲、よしあしを沙汰する道に、人をも用ひ身をもつとむべくなむ、そも〳〵このふみ、はじめは吾嬬の左のおほいまうち君にさゝげんとて書つれど、世をのがれたる身には、今更に役なしとおもひなされ、はた祖宗の尊き御教訓の筋を述んも、時にあはざらんには、なか〳〵にかしこきわざと、ふつとおもひとゞまりぬ、されど是を丙丁童子にあたへむも本意なければ、いさゝかことばのてにはをかへて、子孫に傳へ示めすになん、

源朝臣齊昭

目錄

一仁心を本とすべき事
一奢侈を禁ずべき事
一諫言を用ゆべき事
一刑は刑なきに期すべき事
一治に亂を忘るべからざる事
一佛法を信ずべからざる事

上書論時政

一夷狄に近くべからざる事〇本文略

右從三位前中納言齊昭卿御抄、弘化乙巳〇年二八月廿日、伊勢守阿部正弘朝臣を以て大樹〇家慶徳川へたてまつられ、及び和泉守松平乘全朝臣よりも西城の君へまいらせらる、何れも御感悦のよし、閣老おの〳〵より申こしぬ、

〔折たく柴の記中〕これよりさき二月〇寶永六年二日に、大赦の事につきて封事を奉たりき、其大要は、古にいふところの赦は、其犯す所の罪、或は過誤に出、或は不幸に出し所を赦し、後世の事のごとくに、已發覺未發覺、已結正未結正、罪大小となく、ことごとくこれを赦除するにはあらず、近例を見るに、大法會行はるゝ事ある時に、犯ㇾ罪ものゝ、親戚等歎申す所を、その道場において帳に去るして奉る、これを赦帳といふ、其帳をもて奉行所に下され、赦すべく赦すべからざるかを議せしめられ、赦すべきものどもをば、法會の場にめし集て其事を行はる、さればたとひ赦に遇ひて赦すべきものといへども、其親戚の歎申すべきものあらざるは、死に至るまで恩に潤ふ事あたはず、それもなほ奉行所において其罪を決せしものども也、其餘天下の諸大名御旗本の家々においても沙汰せし所のものは、此事にあづからず、しかるを稱して大赦行はるゝ、抔申すは、たゞ故事により其例を擧られしのみにて、實に其恩ひろく天下に蒙れるにはあらず、これまたいかむぞ古にいはゆる欽恤の意たるべき、某〇新井君美近く前代綱〇徳川吉宗の時の事を觀しに、法を奉ずる人々、務めて苛察を以て相尚び、一禽一獸の事の爲に、身極刑に陷り、族門誅に及び、その餘流竄放逐、人々生を安くせず、其父母兄弟妻子流離散亡、凡幾千万人といふ事をしらず、今にをよびて天下に大赦せらるゝにあらずんばなにをもてか万姓來蘇の望をば慰せらるべき、また倭漢の故事を按ずるに、赦は必らず國家變革と嘉慶の事あるに遇ふ時に行はる、近代のごとく、凶喪等の事のために行はれし所にあらず、今の例のごとくならむには、凡天下の罪あるもの、ひそかに

望むに、國家凶喪の御事を以てせむ歟、古の諺に一祝万詛に勝へずといふ事あり、もつともこれしかるべからず、しかりといへども、此例またゝ遽に變ずべからず、さらばまづ御中陰の御法事をいて、例によりて常赦を行はれ、將軍宣下の儀行はれし時に當りて、天下に大赦せられ、舊弊改るべき漸をなさるべき歟、管仲のいひし、赦者小利而大害也、孔明のいひし、治世以ㇾ大德而不ㇾ以ㇾ小惠、某此等のことを聞ざるにはあらず、苟悦またいひし事あり、赦者權時之宜、非ㇾ常典也、天下紛然、百姓無ㇾ邪、如ㇾ此之比、宜ㇾ爲ㇾ赦矣、某が議申すところ、實にこれに取れりと申たりき、同き四日にまた封事奉りて、大赦の事を議す、これ審かに問はせ給ひし御事あるが故なり、

〔今昔珍說落穗集〕享保六丑年中、浪人山下廣内上書之寫本ノママ、誤書錯落文等多ク、不分明ノ場所多シ、

乍ㇾ恐奉ㇾ言上ㇾ候事

恭曰、天下之武將と備らせ給ふ御大將は古より悉く奉ㇾ撰ㇾ將器ㇾ、別段之明衡を以名將愚將の境、明ニ記錄ㇾして、武門の家々に留め、末世の鏡となし、尤異國江茂事に觸ては渡り候なれば、御身持御政道御恥ヶ敷御事候、然に權現樣以來、珍敷も當將軍樣〇徳川吉宗自然と御名將ニ御機備らせられ、先以天下の萬民、欽之色をなす、此時ニ御座候、依ㇾ之乍ㇾ恐一書を奉ㇾ獻上ㇾ、猶以當時世上之風聞を詳に奉ㇾ書上ㇾ、御心得の端にも罷成候得者、少しの義にて一天下之響になる御事ニ御座候、尤隱し御目付等數多御出し被ㇾ遊、世上之風聞上聞に達候と、是又風聞仕候得共、有之儘に不ㇾ被ㇾ申上ㇾ候歟、又者面々身を大切にかため候心故に、細なる事は御目付衆も不ㇾ被ㇾ存候と相見へ候、恐多申上事ニ御座候得共、下拙申上候趣、一度御耳だに奉ㇾ達候得者、天然自然之道理を以、天下國家之御爲とは、其儘罷成候事、具ニ御感味可ㇾ被ㇾ遊候、

諸人奉ㇾ譽候品々

一紀州より御供之面々へ、過分之御加增不ㇾ被ㇾ下候事、

一法外之御物入御停、并御役人私欲不成事、
一猥りに人を御殺し不被遊事
一賄賂けいはく御嫌ひの事
一下々奉公人請人繼判御停止の事
一諸國水損にて田畑永荒之場國主地頭之力ニ難及普請之場有之訴出候得者、上よりも御力を
御添可被遊趣之事、
一御目見以下之御家人與力迄、金銀を以家督明渡し、入代り難成事、
一今度新規ニ御定被遊候御高札之事
一近代打絶候日本之武機御目付被遊候事
右之趣當御代之珍寶と奉稱候、扨此上にも御爲と成候筋可申上と、無我之御思召、万民世々ニ難有御事ニ御座候、御爲とは可申候、當時通言に御爲と申は、金銀の御德用と成候ヲ、御爲と存込罷有候者多御座候、至而下賤之口號ニ而大夫以上之御耳ニも不入事ニ御座候、下拙言上之御爲と申上候は、曾而金銀之御爲にあらず候、天下國家万民之御爲、萬民不易之御寶を奉獻候間、彼金銀之御爲と御くらべ、御感味被遊候而已他事無御座候、
一右體之御器量に渡らせられ候得共、乍恐武門大道之御守行、未だ得與御熟得不被遊候歟、御政道思召儘ニ行屆兼、是而已ニ御苦勞被遊候、御工夫御思案止時なし、是全天下を掌に治給ふニあらず、先初に御心を案じ能々御心之治たる後ならでは、天下は全く治らざる物と承申候、當時泰平の御代ニ御座候得者、事不動せば能治りたる御代と可被思召候得共、四海泰平と申は、天下之萬民内外能服し奉たるを、全御代之治たると申候、上部は御威勢に恐れ服し顔にもてなし、心底には不奉服、縦ば竹を撓て我に隨ふといへ共、撓の戻候時は元一倍なるが如く、何之

用ニ立物ニ無御座候、
一慮智思辨ヲ以、御治可被遊と被爲量候者、御守行御不足成證據ニ而御座候、人才之知惠を離れ、生得照命の儘ニ而、全く天下國家治り、万民毛毳を脫て服し奉るの法、其道理御座候、則武門之大道と申は、奥にあら〳〵申上候、此義者不及申上、被爲在御存知候御事ニ御座候得共、御守行之厚薄、今又其流善惡御座候得者、乍恐盲蛇ニ不恐の行、唯天下國家之御爲、萬民を安からしめんとの大願方寸之中ニ滿いやしき文筆を奉捧公聞候は、其罪不少奉存候得共、万士万民之爲奉言上候き、良藥口ニ苦き習に御座候得ども、彌恐を不顧申上候、依而唯今迄御政道之衆評を可申上候總而慮知思辨方便計り事を以而せる事ニ者、是非之差別御座候、御壹人之非は天下の困、天下の困は日本之慙、日本之慙は大内への御不恐、大切至極之御事ニ御座候、

衆人奉評品

一金銀出入之者共、公事御取上無御座候を、天下の德政と被仰出と心得、一切借り方之者共、大名小名下々ニ至迄、返辨不仕候付、追而德政にては無之と被仰分候樣に可被遊事、
一天下之御觸事ニ、間違之義少も御座候はゞ、御役人德なきと可申乎、おのづから上之御慙となり候事、○略中
一右之被仰分にても、金銀之公事御取上無御座候上者、曾而返辨金は不仕候、依之新キ貸り金仕候者無御座候、日本之寶すくみと成、困窮之種と罷成候、○略中扨一旦借シ人共德を失ふといへ共、法の爲に亦貸手のなきに困窮し、或は國主郡主も惡事の報は頭をめぐらさゞる習に御座候得者、國の風雨旱損之難義、年月を經ずして大損を仕候事、最早御心當りも可有御座候、結句天下德政之被仰出も御座候て、跡は金銀之通用自由なる物に候、又重而も德政と申迄者、大分之年數ニ御座候事故、德政の道は心安きものと承傳候、且今いつとなしに、金銀出入之公事御取

上無之と御極メ被成候者、日本困窮之元と成候、かゝる事をも委細に申上候御役人衆も無御座候、眞ある人を御好不被遊と、世以愚察仕候處ニ御座候、當分金銀之御德用付候事を申上るが御爲と存、亦は上にも夫を尤と思召候は、大き成御違ニ而御座候、將軍樣之御始末被遊金銀御溜メ被遊候得者、一天之萬民皆々困窮仕候。〇略中

一神佛をおろそかに被遊候樣ニ申候、乍恐國家を御保被遊候道具一部ニ而御座候を、御心得不被遊と相見申候、士農工商の四民を以て國の機として、神佛儒醫の四道を以て國の慣として、天下は治るものにて御座候、其眞理が御守行の上にて明に知申事、御座候、機慣全甲乙なく、機はざれば國病難治、片荷を以馬の如く、釣合ざるものにて御座候、〇略中

一金銀箔類御停止之扨又子供手遊ニ、大人形雛之道具等、結構なる物之類御停止之趣、乍恐御器量せまく、別而日本衰微之元ニ而御座候、如件義奉察入候ニ、世上奢候故困窮仕たると被爲思召、無益之子供手遊等之箔ヲ遣候義、金銀をついやし候と一途に御了簡被遊と奉存候、ケ樣なる無益之品調申ものは、貧賤之ものニ而無御座候、何も大身歟、內福者之持遊物之御座候、溜り金銀を出させ、小身なる細工人等之金銀をはぶき、費を以寶の通用と罷成候段者、水道をさらへる如く、全費の樣ニ而曾而費とは成不申候、取も遣も同じ日本の中を廻り候金銀ニ御座候得者、更ニ無益の者あらず候箔ニなる金銀はおしき事の樣ニ御座候得ども、天運は是に限らず、西へと入る日月とおもへば東に出る、人間も人の人をうみ晝夜をわかず流るゝ川水つくる事もなし、一秋の五穀は一年ニ喰仕廻候得ども、不足もなく餘りて捨る事もなし、金銀も土へ落捨れ共又土ゟ出るとかく世界は車の輪之如く、爰をとゞむれば出る方よわし、是天道の運御律義なる御粧ニ而御座候、然るに右之被仰出ニ而、諸職人諸商人何を仕り候ても貰れ不申、其日を過し兼申候、扨こそ內福者之金銀動不申、すくみ候故、自ら世上困窮仕候奢と申は下を困メ、上たるものゝ嬉遊遊興を悉く仕るを奢ものとは申候、金銀澤山に持たる者之、高直なる物を調申候を、奢とは不申候貧なるもの、其日を暮し兼たる歎キ悲しみ莫大之事ニ而、有福なる者の手遊結構なるもの無御座候、然れば何成共珍敷事を仕出し、內福者之貯置候金銀出させ候が、通用自在之元ニ而候。〇略中

一天下をゑろしめす御大將者御好嫌之知れざるを以て用とし、細なる事に御心を寄られぬを以て大とし、爰を以名將之御機と奉稱もの尤御座候。〇略中　彼慮知思辨より出る方便を以不參候假ば滿月の光のごとく、至極照かゞやき候も、日の光りには不及、去かも月には滿月闕あつて、一方よければ惡敷方御座候、此一條乍恐聖與御感味可被遊候。〇略中

右之品々御感味の上、御用捨之二ツ御決定可被遊事ニ御座候得者、諸人ノ口ハ天ノ口ト可被思召候、以上、

享保六丑年十一月　　山下廣內

〔物價論〕口上

山下幸內の上書かり出し候間、爲御心得入御覽候、右は有德院樣へ差上候由實事の趣に御座候、さて時勢と申候はかはり候物にて、隱目附を被差止候類等、當時に符合の事も多く御座候、大に心得に相成候哉、金銀のすくみ不申樣にとの儀は、大道術にて面白き事に御座候、金銀かりかし出入不取上旨、御代々被仰出三年程過にて、前之通御取上に相成候旨御觸書に相見候へば、彌差支申候事哉と奉存候、右に付猶思召も候はゞ、承知仕度奉存候、

戌〇寬政二年正月五日　　越中守〇松平定信

伊豆守樣

和泉守樣

彈正大弼樣

御答

山下上書甚面白き御事に御座候、時勢出合候義不審成程に奉存候、詠歌の趣あまり信向も無之物と奉存候へ共、上書の儀、其前後甚尤に存候、當時も心得に相成候事多く相見え申候、猶御考合も可有之、愚案も候はゞ追々可申上候、

正月五日○中略

伊豆守

御答

上書一覽、格別之卓識と存候、儒者にては有之間敷候へ共、何れ修行仕候者と相見え候、米穀を重んじ候義專ら心を用ゐ候處など、卓量に御座候、明君家訓は水府黃門公の作とたしかに存罷在候ひき、此家訓は別書に候哉、不審に奉存候、猶考へ候義も有之候はゞ可申上候也、○中略

右上書、此節世間に流布は不仕候や、唯々御懷に仕置度事に奉存候、口俟の輩、又々此書に付て樣々の說をも可申、夫れも無構事に候へ共、御政事は下より不被測の處あるも、又可然事に御座候哉と奉存候、

正月六日

和泉守

御答

山下幸內上書一覽仕候、彼は越後流の軍學者と承り傳へ申候、文面所々越後流の唱へ相見え申候、金銀すくまざる樣に融通の義、尤の事に御座候、穀を重んじ金銀を次にいたし候意、是亦尤に奉存候、屢者にてはかし借の用に不立趣、尤の事に御座候へ共、是も治する方劑、急に功驗あらはれ候やうにはむつかしく可有之奉存候、○中略

正月九日

彈正大弼○中略

口上

幸內の上書御廻し仕候趣意は、兼て最初より御政事伺候私見込は、彈正殿御書面の如く候處、幸內書面は、先表裏同樣の事故、別而私義見込違に候、時分宜候共、夫だけの御損に成候事、只々恐入、御廻し仕候處、御論談の趣にては、私見込も符合仕、安心仕候に付、一體見込通りの處、左に逸々認め申候、

米穀金銀御たくはへは、是非相應には可有義に御貯へ有之候も、おのづから天下の金不殘流れの基に相成申候、享保の度、米穀御蓄へ有之、人命を被爲救、西國大名屈服仕候、幸內の見込の如くに候はゞ、其節御手もつかせられ候事と奉存候、衆慾いたし吝嗇こそいかゞに候へ共、御入用を節せられ、御出入を平らかに被爲成御遣ひ拂の餘、いづれ不時凶年に備へさせられ候程に無之ては不相濟義、論に及ばず被存候、

金はくり廻し宜敷候へば、おのづから御道理合よき御政事も出來いたし候、御約信をも不被爲違候間、天下の金銀上のものと相成候譯に有之候事、

金氣上に歸し又生じ候義、彈正殿御答の如く、日本の地下ばかりめぐり居候義には無之、其證據には、異朝にも、漢の世金銀多く出、其後は彼地にても代々金銀出る事不多候由、衍義補に有之樣に覺え申候、萌蘗の口口材木にても、無制度伐出し候へば、蜀山兀として牛山躍々たりと申類に至り申候、奢侈を禁じ町方不繁昌と申義は、彈正殿御論に盡候へども、猶々一體見込の事故相認め申候、士農工商の四つは、釣合よろしく致し候義、永久の基に候、當時は士農おとろへ、工商さかんに相成候、古しへより末を抑へ本をすゝむと申候は、古來治脩の目當にて、奢侈の者を甄び候は、富家ばかりには無之、すべて富家の者は、却て右樣の事は不致ものにて、世の中きそひて奢侈に至り候へば、借金致し候ても奢り候ものにて、金あり候が故に奢り、金なき

ものは儉素に致候と申義は理窟ばかりにて、左様に參り候へば申分無之、治安も難かるまじくと奉存候、

伊豆殿御書取中に、三百匁百五十匁の事、地合疎薄ゆゑ、今のかた華美にあたり候との說有之由、是は不辨人と奉存候享保の頃の紗綾縮緬の地は能く候ても、直段は今の方一倍も高く御座候、織手間幷に絲、又は筆紙墨も、享保の頃よりは高く候へば、同樣の事に御座候、唯綸子三百匁、ふくさもの百五十匁は、あきなふものも實は其心得の樣にて、享保の頃もその口口出候事に御座候、彌下にてわきまへかね候はゞ、呉服師共へは、町奉行より猶心得たがひ無之樣にと、申聞せ候ても可然哉と奉存候、

幸内至ておもしろき人物と奉存候、第一直言諱憚る所なきは珍らしき人物、末の歌も言外無名のところをよみ候ものにて、禪家の歌に近く、一書の論も至理至誠にもとづき、可感義に御座候、右體理窟口ごはに申し、直辭不憚ものは、三奉行其外大目付か目付などには、多く有之樣にいたし度義に御座候、書餘の義は、いづれも尤の義、心得になり候事ども多く御座候、長文御面倒、御消閑の爲め入御覽候、

正月十六日　越中守

〔有徳院殿御實紀附錄、三〕享保七年十一月、伊奈半左衞門忠達が隷する、角田川小梅村の農民庄藏といへるもの、匭函に三冊の書を投じて、民間の利病、代官の得失を獻言したり、次の日御覽ありし後、勘定奉行等をみな御前に召て、庄藏が獻言せしあらましをかたらせ玉ひ、さて仰有しは、去年よりこのかた、評定所にこの匣を出し置てみれば、くさ〴〵の事を申出る者あり、政の可否、各の言行をも議する事少からず、さかしら賤しきものどもが申事を取あげて、汝等を疑ふにあらず、取捨はわが胸中にあれば、かならず憚ることなく萬づ公平に沙汰すべし、近頃節儉を專ら令するといへども、これも急にすれば下にくるしむもの多からむ、とにかく末永く行はるゝやうにはからふべきなりとて、農商のたぐひの匭函に投じたる訟狀ども、あまたとり出て見せさせ玉ひしかば、いづれもおほやけなる盛慮を感服してまかでしとなり、さて半左衞門を召て、汝が支配所の民、こたび匭函に投じて獻言せし事あり、其書の尾に、三日の間は府内にあるよしあれば、いまだ家にはかへらじ、速に汝がもとによびて、よくも神妙に聞えあげたるよし褒詞を加ふべし、あなかしこ、あら〳〵しくないひそとのたまひしとなん、この庄藏つねに神祇のことをまなびいと篤實のものなりき、同じき十二月にも關東の農民某、民政の得失を漢文につゞりて奉りしものあり、勘定吟味役辻六郎左衞門守參、少しき文才あるものにて御前にてこれをよみ、奉行等にも講じて聞せしに、其時も下賤の者共の申す事なれば可否はさひて論ずるに及ばず、上の政をとやかくと批判する中には、大に心得となる事も有ものなり、この後もかくはゞからずいはしむるやうにこそあらまほしけれと宣ひしかば、いづれも感涙を流しけり、

〔見聞雜錄一〕平治仁政記

遠き慮なき時は是近き憂あり、奉恐入候得共、万民之歎きは天下之御爲に罷成不申候ニ付、心附候趣書面に相認、天下之御老中江奉言上候、賤きものゝ、天下之御爲奉存候義、恐多儀に候得共、世上困窮仕、我々式の者、今日露命つなぎ兼申候、依之世の困窮之儀奉訴候者、御仁政にて困窮も豊に成可申と奉存候ニ付、委細書面に相認差上申候、乍恐天下之於御裁許所御披見被下置候者、難有仕合奉存候、

一天下之御定法にて、拾七歳以下ニ而逝去之處、跡式御立不被遊候、乍恐是者三ヶ年過候はゞ、跡式御立被遊、半知者本知に御返し被下候者結構に奉存候、其故者親類者心に御恨を存、家中之面々は大勢浪人及難儀、右體之諸浪人世上徘徊流浪及困窮候、自然と世上に惡業之類も出來

可仕候、天下を可奉御恨哉と奉存候、是又幼少之諸大名は頼み少く可奉存候、依之三ヶ年過跡式御立被遊候者、御代々天下之御定法相立、當時天下之仁政も相立、天下之御厚恩之程を可奉仰候、天下之御姫様方御縁組被仰出候節、諸大名江御道具獻上被仰出候、乍恐此儀者大名心付次第に被遊候はゞ結構に奉存候、文王者聖人之徳を以、普請自然と出來仕候、當時天下之御仁徳を以、被差上候者御受納可被遊候御儀奉存候、如斯諸大名之物入を御用捨被遊候はゞ、御仁政と奉存候、

一諸大名江不時之大役等被仰付候、其領分之町人、幷百姓江金銀を被申付及難義可申候、依之壹万石高に金五百兩程之御積を以、御用被仰付候はゞ、傷にも成り不申候、御仁政に罷成、天下之御用相勤不首尾成も有之御事に御座候、ケ様之義は御手傳之結構出來仕に御めんじ被遊、家來等之無念、又者不調法之義は、其分に御咎不被遊候而、厚御褒美之上意被成下候者、御仁政に御座候、總而頭支配之御役人自分壹人之勤功を存、組下支配之難義をいとはず、公儀御用を相働輩は、當時御家風に入可申候得共、天下之御爲に成不申候、依之頭支配者仁心有之を御見立被仰付候はゞ、御仁政に御座候而、不時之大役被仰付候得者、領分之町人百姓をまぼり不申候而者、右御用相勤不申候、其外出入町人等に拂不致、天下之町人をたほし、諸大名之困窮ニ而、世上を衰微に爲及申候、如斯ニ而國々在々までも困窮仕、百姓之衰へ候者、本之枯ると申ものにて御座候、國々本かれ候はゞ、天下之御爲に成不申候、御政道に相こもり、是を以諸大名之御役等御勤辨有之、御仁政御施御座候はゞ、結構成御政道と可奉仰候、御權威にかなひなびき候者、天下之御爲に相成候、

一當時天下に專御儉約御用被遊候依之世上困窮、天下之御儉約之義者無御座候御事に乍恐奉存候儉約者限り有知行故、又者貧家ニ而用候物に奉存候、尤有徳院様〇徳川吉宗御代御用ひ被遊候得共、是者天下に不足被遊御座候哉、諸大名に百分一米被仰付、そのうへ御法事等に至迄、五千部に被仰付、如此被遊候ニ付、不足計に相成可申哉與奉存候、

御先代より三ヶ年過候而、御儉約を御用捨被遊、無勿體儀に御座候得共、以後者御法事等万部に被仰付候者、結構成御義奉存候、是者御先祖様天下泰平之御治世、四海靜謐ニ而、代々太平之御治世故、万民も安穩に罷成候者難有事奉存候、依之万部御執行被遊候者、天下之御孝心にて、万々年天下御治世之御政と乍恐奉存候、當時天下之御威光十分ニ而、御權威には万民之恨多きものニ而御座候間、乍恐諸事御用心、御政道可有御座義奉存候、如斯恐多き御義、賤きもの之言上仕候義は無御座候得共、書物之儀御座候間、御赦免可被下置候、

一江戸近在以之外困窮仕、一同之難儀之内、御拳場村々は別而難義仕候、其故者先以地面御繩詰り御年貢等之儀者、遠國よりも高免に相聞申候、御鷹御用之人夫夥敷相懸り、尤骨折申候御用には来五合を被下置候得共、其壹人之難儀者、三升程之困窮に相成候、置糀等も百姓困窮に御座候、如此之義、是又麥作雁に給られ、年々夫食等不足仕候、ケ様之筋ニ而困窮取續難く御座候故、御年貢等取立に、名主年寄骨を折候へ共、難取立様に相成候、置糀被仰付、御米下直ニ付、御米園被遊候思召と乍恐奉存候、右之通被仰付、来高直にも成可申候、總而商賣相場之義、高下は御座候、高直ニ而悦輩も有之、難義成も可有御座候、一同ニ悦候之様には成申間敷候哉、是を御裁許被遊候へば、壹人は悦び壹人は恨る輩も出來可仕候、又其分に被差置候へば、天地自然之道理ニ而御座候間、天下を君子之あやまちに成不申候、たとへ米下直に御座候得ば、諸大名以下末々迄も、御奉公之筋御用捨御座候はゞ、武士も困窮之後仕能御座候、乍恐御仁政を御施被遊候は、堯舜之御代と可奉仰候、乍恐

天が下幾代々君の恵みにて民はゆたかに煙立けり

右之趣、乍恐奉御訴候、以上、

寶暦四甲戌年七月下旬　　武州豊島郡代々木村
　　水呑百姓　文八郎

〔植崎氏上書〕　　高四拾俵二人扶持小普請組永井監物支配
　　植崎九八郎

乍恐奉申上候、東照宮樣御威德を以、二百年來之御治世、和漢古今未曾有之御靜謐申も中々愚成御儀に御座候、然る處近來田沼主殿頭權柄を振ひ、仁道を妨公事を忘れ、自分之私曲にまかせ執行候に付、國司、城主、外樣、御普代、諸大名、其外御旗本、御家人、都而士農工商之輩に至るまで、心中に歸服不仕候得共、時の勢に依て、是非なく面々媚び諂ひ、自分金銀賄賂輕薄の世に成行、實德なしと云へども、當時の阿諛の意にさとき者江昇進仕せ、實德有之候而も、あとふの意におろかなる者は、無益の者と用られず、賞罰不正、諸事穩便を宗とす、類に似候得共、御政道之筋難立、都而恨を含候者多く出來候樣に相成候、有德院樣〇德川吉宗御定被爲置候御儉約は物の費を省き、至極結構成儀は申も奉恐入候、是又程を過省略に相成、なくて不成事を省き、唯省も御入用金出不申を第一のつとめと仕候得ば、諸役人各々互に相爭ひ、御益と號して聚斂を以、御爲の御奉公と存、又さまで不存者も、己が立身の爲、末々の痛をも存ながら、其場にての省略取立嚴敷仕、其手柄に依て轉役いたし、御役は誠に己が立身の蹈臺と心得、御忠節之本意は無覺束事御座候、是畢竟人柄を用にも唯依怙最屓金銀賄賂又は知行高に拘り、譬器量之者にても御足高多キ者は用ひず、器量なく共、御切米御足高ニ不得者は用られ、或は在番等は、持高多ニ依て省き、兎角米金の筭用ニつのゐて、人をも遣ひ候得者、御用立候者も不用ニ相成、一同難有存候儀薄く成候より、自分御忠節の御奉公少く、偏に運上上納を事とし、民の歎き大方ならず候得者、其中ニて輕薄者は其列に隨ひ、餘人を苦るしめ、己が利欲の爲、御益と願出れば不叶と云事なく、餘人の苦は十分恨歎ケ共、時の勢ひ是非なく、信ニ其儘に隨ひ、彌道理は絕はて、天人一致と承候得者、玄せんと陰陽不調、凶作打續、或は山崩川潰、大水抔にて國用不足に成行、每に上下の奢は日々月々に增り、人々本を捨末に至り、武士は町人に似せ、町人は武士に似、百姓耕作を嫌ひ、田舍を厭ひ都に出る者多く、いつとなく田畠荒損し、天下に食者多く、耕作之者少成行候上は、水理ニ逆ひ、難成就新田新地ニ人力を費し、古田の障夥敷御益と心得候事は、却而天下の損毛と成候事、大小難勝計候、當年飢饉に、米穀高直、壹升三百文に至り、其外諸色同樣相應之直段無之、萬民之困窮甚敷道路ニ餓死人相食騷動ニ及專慮を被爲凝候折柄恐ながら卑賤の愚意をも不顧、左ニ奉申上候事、〇中略

右之趣寬善の御尊德にすがり、愚意之一慮申上候儀恐多、且私儀四月下旬養母方叔父能勢兵五左衞門儀ニ付差樣之程奉伺候處御番遠慮格被仰付候內に御座候得者別而奉恐入候得共、差當存念早速不申上候得者、却而不忠に可有御座候不顧身命奉申上候、下賤微細之儀は、御尋被下置ば、愚意之趣委細可申上候、支配ゟ差上可申儀ニも可有御座候得共、白地に申上筋には無之儀と奉存候間、內々書付ヲ以申上候、身不肖之者、相應之御咎謹而奉待尊命候、以上、

天明七丁未年七月　　植崎九八郎

〔栗山上封〕一御代々御當家の天下を御治被遊候ニ者、御文德より者御武威をおもしと被遊候事ニ御座候處、近來下之者、御武威を恐れ奉り候事は、昔より日增に甚しく罷成申候へ共、上之御威光の正味は、乍恐日々虛に相成申樣奉存候、〇略中

一大名貧乏仕候事は、有德院樣〇德川吉宗別して御苦勞ニ被爲遊候而鎌倉時代の如く、五年に一度も、五十日計の江戶逗留ニて、參勤仕候樣ニ可被仰付哉抔と、室新助へも御尋被遊候事も相見申候、〔五年に一度ゾ、參勤の事は、熊澤次郎御座候、是は當分大名の身體の爲ニは相成可申候へ共、誠に新助申上候通り、始終天下の御爲に不宜筋も御座候樣奉存候、〇略中

一御治世久敷續申候へば、天下一同安樂の餘り、人々懦弱ニ相成、唯珍味を給、美服を著用仕、隙にて寐居度との工夫を仕候間、次第に奢り長じ申候て、分限不相應に上の眞似を仕候間、昔は小給の者も、相應に潤澤に暮し候處、近來は高知の者の身上、不足仕候樣に成行申候、〇中略婚禮、嫁取、法事、吊ひ、音信、贈答、振廻、饗應迄も、それ〴〵の身體に而相調候樣に、急度格式を御立被遊候はゞ、人々是より上は相成不申ものと相心得、夫々の分限相應にて、上の眞似を仕不申、自然と奢りも相止可申と奉存候、〇略中

一米直段下直ニ御座候事は、武家の困窮のみに無御座、是又天下一統の困窮にて御座候、元は米直段下直に御座候へ者、諸色も下直ニ相成可申筈に御座候處諸式の直段前に少しも違ひ不申候、〇略中

一大名國替と申ものは、手柄功業を相立候而大國を被下候とか、又は重き御咎御座候而、知行高御削被成、惡地へ被遣候とか、又姫路小田原等の御番所御場所柄の所は、幼少ニては持れ不申とか、其品ニ寄可被仰付筈ニ奉存候處、近來御役義相勤、御首尾宜しく候へば、宜しき國を被下置、御役上り候とひとしく、又直に外へ國替被仰付候故、大名殊の外難義仕候、〇略中

一大名江戸地廻り、供の者大勢召連候事、戰國の餘風にて、御膝元を歩き候にも、すはと申さば直に御座候、太平の御時節ニは無益の者にて、勿論是には少く譯も有之事に候へ共、先は供に召連候家來は、衆類腰の物等、見苦敷無之樣に爲仕候程の手當も遣し申候間、是に付餘程失却御座候、是は減少被仰付候て、殊の外大名勝手ニ相成可申と奉存候、〇略中

一御旗本遊興ニ耽り、風義不埒に有之と申候も、畢竟隙ニて御座候故なり、是を文武の二ツを以

財政意見

て、御引立被遊、隙に無之樣御政道被仰出候はゞ、自然と風義も直り可申と奉存候、〇略中

一御當代に御記錄所と申もの無之故、一ツの御損に御座候、先第一御政務の古格と申もの知れ兼申候第一には御役人中名譽を勵し、不申、〇略下

〔折たく柴の記 中〕二月〇寶永六年三日、召しにえたがひて參れり、詮房朝臣して仰下されしは、〇略中前代綱〇徳川吉に國家の財用、加賀守忠朝大久保つかさどりし由なれども、眞實は近江守重秀荻原一人に任せられしかば、重秀、美濃守吉保、對馬守重富松平等と相はからひし所なり、されば加賀守も其詳なる事をばしらず、まして其餘の者どもの相あづかれる所にはあらず、今重秀が議り申す所は、御料すべて四百万石、歳々に納らるゝ所の金は凡七十六七万兩餘、此内長崎の運上といふもの四万兩、酒運上といふもの六千兩、これら近江守申行ひしところなり、此内夏冬御給金の料三十万兩餘を除く外、餘る所は四十六七万兩餘なり、しかるに去歳の國用凡金百四十万兩に及べり、此外に内裏を造りまゐらせらるゝ所の料、凡金七八十万兩を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所凡百七八十万兩に餘れり、たとひ大喪の御事なしといふとも、今より後に用ひらるべき國財はあらず、いはんや當時御急務御中陰の御法事料、御靈屋作らるべき料、將軍宣下の儀行はるべき料、本城に御わたましの料、此外内裏造りまゐらせらるべき所の料猶あり、しかるに只今御藏にある所の金、わづかに三十七万兩にすぎず、此内二十四万兩は、去年の春、武相駿三州の灰砂を除くべき役を諸國に課せて、凡百石の地より金三兩を徴れしところ、凡四十万兩の内、十六万兩をもて其用に充られ、其餘分をば城北の御所造らるべき料に殘し置れし所也、これより外に、國用に充らるべきものはあらず、たとひ今これを以て當時の用に充らるゝとも、十分が一にも足るべからずといふなり、加賀守をはじめて、皆々大きに驚きうれへて、かさねて近江守に議らしむるに、前代綱〇徳川吉の御時、歳ごとに其出るところ入る所に倍增して、國財すでにつまづきしを以て、元祿八年の九月より、金銀の製を改

造らる、これより此かた、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百万兩、これを以て常にその足らざる所を補ひしに、同じき十六年の冬、大地震によりて、傾き壞れし所々を修繕せらるゝに至て、彼歳々に收められし所の公利も忽につきぬ、そのゝち又國財たらざる事、もとのごとくなりぬれば、寶永三年七月、かさねて又銀貨を改造られしかど、なほ歳用にたらざれば、去年の春、對馬守重富がはからひにて、當十大錢を鑄出さるゝ事をも申行ひ給ひき、（此大錢の事は、近江守もよからぬ事のよし申せしと）なり、今に至て此急を救はるべき事、金銀の制を改造らるゝの外、其他あるべからずと申す、○略中此事天下の大議なり、よろしくはからひ申すべしと仰下さる、○略中四日には申すべしと思ひし事のありしに、又此事を承りしかば、夜一夜此事を議し申す事をゑるして、夜あけぬれば、封事二通を袖にし、詮房朝臣して奉れり、此事議し申せし所の大要は、敬事而信、節用而愛人、使民以時といふは、論語の一書、孔子政をする事を說き給ふ事をゑるされし第一義にして、大學の書には、生之者衆、食之者寡、爲之者疾、用之者舒、則財恒足矣とも見え侍り、すべてこれらの事ども、年比御講究の所なれば、今はた論ずるに及ばず、今より後、其道にだによられなむには、國財ゆたかにたらむこと、數年を出づべからず、されば金銀の制、かさねて改らるべきの議をしりぞけられし御事、實にこれ天下の幸甚とこそ申すべけれ、人々の議し申さるゝ所、御中陰の事より始て、御靈屋をつくらるべき事、また將軍宣下の御事等のごときは、たとひ國財つがざる所ありとも、これをとゞめらるべき所にあらず、たゞすみやかに前代の御座所をこぼたれて、新たに御所を作り出され、御移りあるべき由の一事に於ては、たとひ國財ゆたかにたれりといふとも、猶是親子の情にありて、忍びざる所あり、凡當時の大議は、皆これ大廣間御書院等において行はるゝ、御事なれば、いかなる大儀といふとも、只今迄のごとくに、かしこにわたらせ給ひて、其禮を行はれ、國財もやゝつぐべき日に至て、御座所を改造られ、御移りあらむ事しかるべき御事也、又當時國財の急なる事に至ても、近江守が申す所心得られず、其故は、彼申す所による時は、今歳の國用にあつべきもの、わづかに三十七万兩のあるのみ也、これしかるにはあらず、彼申す所の去年用ひられし所の國財は、卽是去々年の課稅なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所のごとくたりとも、去年納められし所の七十六七万兩と、今ある所の金三十六七万兩とをあはせて、總計一百十餘万兩もあるべし、また當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給らざれば、其事辨ぜずといふにもあらず、其事の緩急にしたがひ、一百十餘万兩の金をわかちて、或は其全額をも給り、或は其半價をも給りて、來年に及びて其價をことゞく償はれんに、その事辨得ずといふ事なかるべし、また前代の御時に、國財つがざるために、いまだ其價を償ひ給ざる物共をば、これより後或は六七年、或は十數年の間を以て、その全價を償ひ給らむに、なに事か候べき、さらばこれらの事ども、御心を苦しめらるべき所にはあらず、むかし後漢の馮異願くは國家無忘河北難と申せし事ありき、某また願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために財用を惜ませ給はゞ實に大に四海に資せさせ給ふ所なるべしと申たりき、此封事御覽の後悅ばせ給ふ事大かたならず、同六日に參りしに、前代常の御座所、すみやかにこぼたれん事ゑかるべからず、また金銀の制改むべき由の事、かさねて議し申すべからざる由を仰下されたりしと承る、これ天下の大議をもて、某に下し問はれし御事の始なりけり、

（有德院殿御實紀附錄三）府内の處士二人投書し、上總下總の國にあらきばりすべき荒地ありと申せしものあり、代官池田喜八郎季隆、荻原源八郎乘秀に命せられて、これをたゞされしに、はたして東金のほとりのみにても五万石ほどの荒地ありければ、速に新墾を命せられしとぞ、

（塵塚談下）薩摩芋の事、日本には寶永元申年より、琉球芋薩摩が種來る、長崎にて專ら種たるよしなり、（青木文藏名敦書、號昆陽當時持百五十俵、青木岳太郎が曾祖父なるべし、）蕃藷考といふ書を著し、享保二十年乙卯

農政意見

二月十五日上書す、書中に薩摩よりも蕃藷種藏の法を上書せし事を載たり、最初唐土より琉球へ渡り來り、琉球より薩摩へ渡りて、三十四五年程に相成よしに見へたり、同年三月、文藏に植立候樣被仰付、○略下

〔濟田海困窮建白〕乍恐奉申上候○略中

一官庫既に充實ノ上ハ、別に與ベキノ御國益二ケ條御座候、此亦賤人ガ祖父以來ノ工夫ニテ、其一ハ下總ノ國葛飾郡堀江村ノ海岸ヨリ、上總ノ國天羽郡周淮郡ノ海岸ニ至リ、二十餘里ノ干潟ヲ遠淺百町ヅヽヲ埋テ、開作場ト爲ストキハ、年々三四十萬石ノ米ト、二百萬石許ノ鹽ヲ生ズベク候、抑此內洋ノ潮水ハ、年々南ニ退クノ常勢アリテ、古來其ノ證明カナリ、賤人ガ祖父不味軒ガ、享保元年ノ測量ニ、當年ヨリ千四百年過ルトキハ、猿島ヨリ北ハ河水ノ流而已ニ、可成ノ考ニ御座候故ニ、此開作ハ至テ出來易シテ、印幡沼ノ大關系モ御座候、開作圖ニ說タル如ク、先ヅ百町沖ニ表ヲ立テ、其ノ處ニ勢子石ヲ數多居置トキハ、沖ヨリ猛風ノ時、荒浪ニテ砂ヲ打寄セ、人力ヲ用ヒザル以前、兩三年ノ間ニ六七分通リハ埋ルベシ、又大石ヲ持運ニモ、樽ヲ浮カシニ用ヒ、風ニ引セテ運送スル事ニテ、甚ダ無造作ナル仕法ニ御座候、又埋土ハ、御府內外堀川、新斗根、大川等ノ泥土、出洲、仲洲、其ノ外加奈川、羽根田、品川邊ノ海岸埋リタル土砂ヲ浚ヘ、土船ヲ風ニ引セテ運送スルモ、亦甚ダ便宜ナリ、平準館ヨリ年々三四萬金ヅヽ、御仕入被成候ハヾ、十年程ノ間ニハ、大低成就スベシ○略中

右條件ハ、私家祖父以來之宿志ニ候得共、可奉申上之時節無御座候ニ付、七十六歲ニ老朽仕候迄、徒ニ懷ニ致シ罷有候、然ルニ當上樣○德川家齊御英明之御仁政難有奉存、年來蓄念罷有候敷十條ノ中ニテ、其大意書拔奉申上候、以上、

天保十三年九月十二日　　佐藤信淵

救民意見

〔環齋記聞〕小石川養生所一件之事

養生所の義、享保七寅年正月、麴町十二丁目三郎兵衞店町醫師小川笙船と申者、施藥院被仰付度もくろみ申上候ニ付、同二月廿日、有馬兵庫頭殿被仰聞候は、笙船存意之通にも難相成可有之候間篤と致相談、仕形共追而可申上候與力を掛候而なりとも、勤方諸事書付差上候樣にとの御事ニ付、同廿一日、兩組與力被申渡、委細吟味の上相極候事、

小川笙船書上の寫

施藥院被仰付候はゞ難有仕合可奉存候、町々極貧之病氣を奉伺候に、不便千萬之仕合共御座候、武家方よりも奉公人大病ニ付請人方江返し候處に、請人も親類にても無御座候者は、散々に看病仕候不道人も多く御座候、其外無緣の者、或は妻子等無御座候貧窮人の煩候には、見殺しに仕候事共、おほく御座候、院料之儀は御當地町々の名主、御停止に被仰付候はゞ、名主料金を以て町町より被召上、院料に被仰付候はゞ、御足金少々の儀にて相濟可申哉と奉存察候、左候はゞ施藥院御普請料計之儀ニ而可相濟と奉存候、此儀も少々は御物入に足金愚意に存當り御座候、名主諸役之儀は、町々家持どもへ廻り名主と申事ニ被仰付候へば、御公用辨申儀、唯今まで之通相替儀御座ある間敷と奉察候、町人共は名主料を御公儀樣江差上候而も、其外の名主へ壹ケ年中に遣し申金子多御座候間、悅可申と奉存候、名主共の儀は御政道をたすけ候を、當時之名主共は欲心おごりのみにて、却て御政道之妨に相成候事共も仕出し申候、此義御尋に御座候はゞ、町御奉行所江口上にて可申上候、

此ケ條之儀は、江戶中ニ施藥院壹ケ所御建、便なき病人入置、御扶持人醫者衆之內、代て療治致し、看病人は老衰致し、便なき男女可有之候間、其者共を施藥院江入置申候はゞ可然旨申聞候、名主共の儀相尋候處、外に變り候處も無御座候、支配之者江名主料之外入目を掛候ニ付、町々

の物入多候の由笙船申候、然者只今急に名主揚相止候ても難仕可有御座哉、家持共へ廻り名主可申付處も如何可有之哉ニ奉存候、笙船兎角名主相止可然旨申聞候、

寅正月廿一日

右は小川笙船書上之内を書抜出す也

施藥院出來之上は、參り候病人、町々に罷在候極貧にて藥も給兼候者或は獨身ニて相煩、看病人も無之者計療治被仰付候、且又病人江夏帷子壹ッ、冬布子壹ッ、御仕著幷鼻紙被下、夜著蒲團蚊屋も相渡候、

此小川笙船、養生所發端願出たる御賞恩として、赤阪一木町ニ而貳百九十七坪之屋敷被下置候處、住居なり兼候ゆへありてひたすら願上、下谷長者町にて演立院上り屋敷被下置勤仕するとなり、まことに御代御仁恩の廣大無極、鰥寡孤獨の窮民まで御恩露に浴くせざる事なし、泰平萬萬世たるゆへんなり、

〔有德院殿御實紀附錄四〕非人乞丐の類、年を逐て制禁を犯し、良民にまぎれんとして、美服を著し綺羅をかざること限りなし、これあるまじき事として、みな髻を切て束る事を得ず、良民にわかたしめらる、これは享保の初盜賊追捕の事奉りし、先手頭山川安左衞門忠義の建白せし事とぞ聞えし、

〔視聽草四集二〕乍恐以書付奉申上候

一近年諸國一統困窮仕候ニ付、東國筋百姓町人ニ至迄、御救之由御慈悲御座候段、難有奉存候ニ付、乍恐愚意左ニ奉申上候、〇略 中

一江戸寺社門前、幷武家方拜領地ニ、賣女差置候儀多ク御座候ニ付、折々御吟味ニてけいとうト申儀ニ而賣女之分召捕、新吉原へ被下候て、地面御差上ゲニ相成候儀、難有御政道と乍恐奉存

風紀意見

候、然ば請負人右地面上納にて、願賣女差置、おもてはれ候體ニ相成候故、所々賣女多相成候ゆへ、町家之手代共も、主人江損毛かけ候儀數多ニて、町人も自然とおごり強相成、家業おこたり候樣ニ相成申候、近所ニ右體賣女御座候而者、衣裳はでに成り、町中賣女之風ニ相成候故、次第に困窮仕候間、自然と賣女之利にも無理成事出來仕候、尤賣女も新吉原計ニ而不行屆候はゞ、今壹ヶ所片端にて賣女屋御免被下候て、町中に賣女屋無之樣ニ相成候て、町人身持も宜敷相成可申候、近所ゟ三丁出候とは、はや賣女屋御座候樣ニも相成候故、子ども行儀仕付も風儀惡敷唯おごりのみ長じ候樣ニ御座候間寺社門前上ゲ地初メ、御上納地にても賣女出し置候事きび敷御法度ニ相成、壹丁限り町人共へ吟味被仰付候はゞ、賣女差置候者も有之間敷ト奉存候名主行司抔へ賣女屋相應之禮物を差出し候へば差置候ト申、世間之噂も御座候、ケ樣之儀嚴敷相止候て、右御免之場所計ニ候はゞ、人々家業怠り無之樣ニ相成可申候、町家妻女下女ニ至迄、其行義亂候も、賣女多故と奉存候、先年賣女屋少キ時節之樣相成候はゞ、自然と男女共ニ行義宜敷相成、下女半下ニ至までも主從之行義正敷、夫々之家業第一に相成可申奉存候、兎角物之亂は女色盛ニ相成候て、前段も申上候通り、陰氣盛ニ成候て、陽氣衰へ候て、陰陽和合片落ニ成候故天地之氣候も不順ニ成候樣奉存候、ケ樣之儀、今度困窮御救之序ニ、町御奉行所江も被仰談候て、御改被下候はゞ、町人共廣大之難有事ニ奉存候、〇略 中

天明七未年六月十七日

糀町十三丁目家主五兵衞店
鍛冶屋甚兵衞

〔嘉永明治年間錄八〕安政六年八月廿七日、江戸市中密賣婬ヲ搜索ノ建白、

近來震風火三災これあり、市中一體疲弊仕候へ共、當月より貿易御開に付ては、一際人氣引立候間、金銀融通も無之候ては、仕法も相立申さず候に付、市中潤澤筋の儀、町奉行より別紙之通

相伺候、無餘儀事情も有之候間、一應勘辨致し可被申聞候事、

端々賣女屋ども御取拂相成候後、市中の摸樣左に申上候、

市中住居の女は、圍妾とか唱へ、月々金三兩位より、五六兩迄手當取候者は、其圍主一人にて、古來有來の處、近來安圍と唱へ、或は三分一兩位手當うけ候圍者は、圍主三四人づゝも有之、賣女同樣の所業に及び候者、追々數多相成候に付、煮賣屋同樣の小料理見世にては、女子共抱置き、酌取に出し、酒食に罷越候客の身分次第にて密通致し、右手當には無之候へ共、衣類小遣等貰うけ、右を稼に致し候者多く有之候由、古來有來の夜鷹と唱へ候辻賣女の外、引張と唱へ、裏店其日稼の妻娘など、夜分往來にイ居り、客を勸め身賣致し候、市中の風儀宜しからず候、御改革以前迄は、寄せと唱へ候渡世にて、女淨瑠理歌舞妓狂言に紛らしき儀不相成事に付、更に右樣の類無之處、是又近來猥に相成り、浚などゝ唱へ、女淨瑠理相催し、馴染の客は、右女子共の送り迎ひ致す者、武家にも有之、歌舞妓狂言の儀も、何連などゝ唱へ、男女打交り、寄興行致候由、男女の內ひゐきと唱へ、自然亂嬉の所業に及び候も有之由、市中湯屋二階番と名付け、衣類番致し、茶菓子商ひ候儀、前々より有之候處、近來二階番の者婆（バヽア）と申者晝の內抱置き、二階へ參り候客へ、茶の給仕致させ、右女子夜分は親元へ立歸り候ニ付、戀意の客等女の宅へ罷越し、密通に及び候、是又一度何程と申す金子受候儀には無之、全く相對密通の姿にて、衣類小遣等貰請候由、右は當時の摸樣有增申上候、以上、

巷說、此頃賣女の外、場所取建を內願する者あり、事務官吏賄賂を取て、外場所免許の媒とならんため、彼是と手配り、市中圍妾など穿鑿致し、或は媚諂の餘り貿易御開き相成り、市中一際人氣引立候など建白致せり、是市中の爲にはこれなく、己が竈を大にせんとの謀略なりと云、

防火意見

〔有德院殿御實紀附錄三〕評定所の匿函に投じたる封事ども御覽せられし中には、盛慮にかなひ御用ひありしことも少からず、○中略火災をさとふれられしなどは、赤坂にすめる處士伊賀蜂郎次といふもの建言せし事といへり、其頃天野丹後守昌孚が父彌五右衞門長重があらはせし忠思集の中にも、春秋傳に大屋徹之、小屋塗之といへるを本據として、とかく火を防ぐは、空曠の地をあまた設け、市人の居宅を塗籠につくるにしく事あるまじと申たりし、かれこれをあはせて仰出されしとなん、

海防意見

〔視聽草九集八〕平山潛上書

北闕書

臣恭惟、雖當今清平之世、政令休明、決無可議者、而使因流言浮說之不實者而獻言、則或有可議其萬一者也、猶唐虞之世、使匹夫匹婦鳴謙鼓擊謗木也、此臣所以擧唐堯虞舜之治、而望于當今清平之世也、頃嘗聞之於流言、縣官有准醜虜通商之請、臣愚竊謂縣官必無有此失策、而至愚之性信疑相半、胸中交戰、未能自安、竊尋其說之所由起、六月十九日邊報云、醜虜歸所抄掠之我吏士、附之於書曰、其國聽我通商、則收軍而退、若不聽通商、則再連戰艦數百、以兵力決可否、信斯言也、其所以要我者尤甚矣、玩侮輕慢其謂之何、我邦開闢以來、所未嘗聞、夫人誰無羞惡之心、聞之者毗裂髮衝、扼腕慷慨、無不欲揮戈北向、與虜一戰而死者矣、往者縣官、以通商不便于國、斥其貢物、絕其通信焉、可謂廟堂之略深得其道矣、是以天下智計之士、未嘗不同口而嘆稱也、今以醜虜豕突、北陲沸騰、遽許其通商矣、何前日得計之如彼、而今日失計之如此也、是示之以弱、而何廟謨果出于此、外議必謂朝廷無人、恐怖醜虜不翅虎狼、倉惶錯愕、拱手無策、或適有所建白、而惴悸膽腹、委靡不振、皆出于誤計左畫也、此臣所不忍聞矣、夫匹夫匹婦、賤而愚者也、雖死而不受如此輕侮矣、況我邦以神武立國、勇威冠于宇宙、安有如此堂々方五千有餘里之國而受此輕侮、聽命于醜虜者

乎、雖賤陋呈露肺腸、嘔盡心血、敢干不測之誅、竊爲明主論處置醜虜之大計、並擧大義不可安于隱忍、
國恥之不可置于度外、質之天地鬼神而獻之闕下、伏冀明主照察、夫夷狄者非人類也、何者不知古聖
帝王所立之道者、雖形狀類人、而亦禽獸也、故其心貪殘無耻、可以威服、而不可以德懷也、宋儒胡致堂
曰、人主以二帝三王孔子爲法、修吾德政、內安中國、而外固邊圉、不與交通、息其謀夏之心、又安有結親
之辱、和好之耻乎、此特爲資重于夷求援于虜者而言之也、然非後世人主處置夷狄者之所當深察乎、
願君上內安中國、外固邊圉、而審知爲結親之辱、和好之耻、而與異類殊族斷絕交通、則正以二帝三王
孔子爲法也、誠如此、則國是立、人極定、天下方向不惑、而上自王侯卿士、下至愚夫愚婦、斷然知犬羊之
不可交、腥羶之不可親矣、其浸潤之所及、狹洽之所極、普天之下率土之濱、莫不往而然也、蓋守禦之要、
以人和爲本也、嘉爾城堡雖如彈丸、而人心一和、則其守必固、環而攻者、智勇共困、解圍而去者、往々有
焉、而神州六十有餘國、方五千有餘里、上下一德、貴賤同心乎、四夷八蠻復追忽必烈之蹤、引連天之舶、
而犯我四裔、亦何畏之有、如夫魯西亞、彼哉々々、陳亮有言、曰、一日之苟安、數百年之大患也、豈非智言
乎、若諉言於不傷人不殺民、而姑息以自處、則輕侮我者、豈唯魯西亞而已哉、四方夷賊、衆隨於我者、按
武而起矣、雖有智者、不能善其後、加旃我邦州牧侯伯、輕侮國家之意、自此而生、至其所極、將有不可言
者焉、蓋勢之所必至也、不可不慎其機于此矣、夫成湯之放桀於南巢、平定天下者、如疾風拂枯葉、何其
容易、不知其所基、安在其能以爲一童子復讐而得四海之心也、若無此義擧、則雖以成湯之聖、而未能
遽至于此矣、小吏戶田某者、爲醜虜所害、雖微賤如彼、而我吏士也、孰與以忝肉餉之童子也、若無復讐
之義、則國體不立、威權沮喪、況於聽通商容要約乎、所謂以神武立國、勇威冠于宇宙者、索然而無餘矣、
然則大義泯沒、人心解體、而土崩之勢胚胎于其間焉、竊爲明主憂之、伏冀君上赫然震怒、堅持前議、不
惑輿論、精選一英將威望素著、謀略優異者、而專任之以殺生之權、使之無靡軍率制之患矣、熊羆數萬、
旌旗掩天、鼓行長驅、我武以張、電擊夷舟、風摧虜氣、誅其害我吏士擄我赤子者、梟其首於蝦夷北陲而
後已、臣不堪慷慨壯志所激、欲飢餐戎肉、渴飲虜血、而不能自止、亦不自知其開口觸諱也、叨忘其賤、敢
獻其愚、此亦微塵增嶽、涓流蓋海義也、干冒天威、罪當萬死、小臣平山潛誠惶誠恐頓首謹言、

文化四年丁卯秋七月

〔蒲生君平遺稿　上〕上國老書

下野布衣蒲生秀實再拜頓首謹奉書於參政沼津侯從五位閣下、蓋聞之、一治一亂、自古其常、然自天
地之剖分、而神州有天子之受天命焉、而傳祚長久、無有窮極、雖世有盛衰、道有汚隆、而皇天代佐之以
賢宰良將、不喪其神器、不墜其民命、不卑其國體、未嘗有禽獸橫虐人類、未嘗有夷蠻戎狄侵寇中土、奈
之何乃至於今、可獨堪夫魯西亞豺虎之暴於北邊哉、是天下忠義慷慨之士、人人所以切齒扼腕而憤
也、自我東照神祖之輔王室、靖天下之難、而置征夷帥府於江戶、率諸侯以鎭海內、至於今二百年之治、
赫赫其殷、於是方有邊寇國始洶洶、夫無貴賤、生在今日、孰不蒙其德澤、樂其太平、苟有人心而顧之乎、
其宜致身盡忠以報萬一、凡有謀略者、犯嚴威以獻良策焉、凡有材武者、蒙矢石以建忠功焉、凡其有貨
財者、舉家產以資軍興焉、夫然後天下之患可以除攘矣、嗚呼自弘安有蒙古之猖獗、西邊五百年之後、
今方復有夫魯西亞之暴於北邊矣、夫魯西亞者、不猶鑑蒙古嘗溺其水軍十萬波濤之怒乎、神州固天
命之所全、福宗廟及山川百神百祀、起烈風怒波濤而天下忠義慷慨之士、奮而作氣、一可以敵百、十可
以敵萬、既而有一捷當進兵走舟直衝穹廬以斬其王屠其種而無噍類矣、不然宗廟及山川百神百祀
有羞、而天下忠義慷慨之士、食不知其飽、寢不成其睡、死不安其鬼、且以爲凡變之起、必先有其徵矣、惟
豪傑之士、固識之於數十年前而預爲之備、事至而不怪、衆人及其變之始見形焉、而畏怖狂惑、不知所
爲、妖言從而造、姦民亦乘以煽孽凶禍、此誠可畏也、夫今日之變、京師已見其徵於明和庚寅〇年七月、其
年秋七月二十八日夜戌刻北方氣如赭、須臾彌漫東西、中有白氣數十道、森森上衝、皆頭尾尖銳、而其色
乍濃乍淡、參差隱見不定、其長者有及紫宮垣外、丑刻漸皆移進至中天、則色亦漸微而消散此蓋兵之

象、北虜當時始有圖南志」矣、距今實三十八年前、而後有林子平者、慷慨之士也、憂北虜竊持其所著兵談、與人言感泣十餘年、及年老、念空終牖下、而上之人莫己知、乃上其書木以露之於世、其志蓋由此身坐於妖言而死於刑、不憾當殺身以警朝廷、果罹辜幽死、後數年而官家用其言有事於蝦夷、又十餘年而有今日之變焉、變之起豈夫一朝一夕之故哉、官家先今日有事於蝦夷、則慮其變也、而幽死林子平之冤、天下忠義謂之何、其宜祭其墓而謝其靈、授之以勳位、可以徵慰天下忠義、而用其言矣、今如秀實一介書生、性極狂躁、於兵何知、然竊嘗識天下三弊、請獻三策以致愚忠、幸其見裁擇、則庶乎有微効矣、

爲君爲邦、敢犯萬死、不暇自顧、謹陳其情、不任戰戰惶懼之至、（又見海防彙議）

〔極論時事封事〕謹按、神祖而來、賢子肖孫繼々承々、以迄殿下、（德川家齊）十有一世、黔黎又安、夸蠻帖服、緜祀二百、而未嘗有風塵之虞、金甌之安譬諸泰山、而四維之張、實振古之所未有、西土之所絕無可謂盛矣、殿下承緒之重、既如彼、守成之烈又如此、一夫不獲其所、尺地非其有、臣庶將爲殿下恥之、況甚焉者乎、乃者醜虜猖獗、因逞其蛇豕之心、丙寅（文化三年）之秋、入寇唐狄、焚絕積粟、鹵略戍人、前二年夏再破蝦夷、諸島守吏望風而遁、軍資器械委疊如山、悉爲彼所竊有、去年（文化五年）秋又以計掩襲崎陽、出我不意、不勞寸兵、不費一鏃、刼蠻邸質、人多抄略畜獸而歸、以至長崎鎮撫使以贖事自殺、肥前侯以大國之君、杜門禁錮如俘囚、曾不能搴敵之一旗、誅敵之一卒、以雪怨祖宗之深恥、社稷之大詬、何以加茲、（臣藤尾二州）私心竊以爲天下之事、既已至此、意朝廷之上、必應有請纓之士、封疆之臣、必應存喪元之志、如之何、外之諸侯鎮撫使、不能率勵士馬、以敵王所愾、內之公卿貴臣、不能有所建明措置、以廻天下之勢、下逮百司庶職之賤、皆存偷惰苟安、容身保家之計、無一人爲國家露忠赤展報効者、置宗社之孔恥、國家之鉅變於度外而不問、賴殿下獨英武特出懷大有爲之資、亦不能有所更張正改、以幸天下、苟安晏安、以趨過目前、（臣）不知天下之禍、終何所慮止也、（臣）嘗歷覽史籍、古來大亂之作、未始有不出於至盛太安之時者也、蓋承平日久、綱維紊亂、譬諸強健之人、生平閨房失度、脆美逼壓、傷精戕脾、然後發爲瘭疽之屬、敗爛四潰、不可救藥、故梁武帝雄據江南、國家全盛五十年、卒招侯景之禍、唐明皇在位四十年、開元之治比蹤貞觀、而終致安史之亂、建中宣和亦爲趙宋郅隆之日、而女眞飲馬于汴河矣、今國家治平之久、踰宋越唐、未始數梁、（臣）大所以寒心惕惧也、其所謂安史女眞者、時邊鄙一將、寨外小吏、制之宜易々、尚猶如此、今鄂羅斯、土地之廣莫、三十倍於我、人衆之夥咈、三倍於我、此其備禦、豈不亹々乎難哉、夫賈生事孝文之君、丁盛漢之降、讀其所上治安策有云、今天下之勢方病痱、又者炙鑊、又云、措火於積薪之下、火未及然、因謂之安、天下之勢奚異、此卒之果有七國之亂、賈生之言未爲過甚、智士慮事不當如此乎、今强虜陸梁、大邦爲讎、火已燃矣、群下尸素、百姓離心、病已深矣、使生賈生于今之時、（臣）恐其不止於痛哭流涕長大息也、（臣）誠憤懣之至、內切于心、不自揆其疏賤、敢以策十事爲言、此皆書生常談、未必適于用、殿下不以人廢言、且有所去取於其間、而施于行事則幸甚々々、（臣）不任激切屏營戰惶待罪之至、

一曰、開言路以防壅蔽、（略、中）二曰、講武事以振士氣、（略、中）三曰、修火器以奪虜長、（略、中）四曰、習水戰以補武備、（略、中）五曰、嚴軍法以作士氣、（略、中）六曰、省冗員以贍國用、（略、中）七曰、愛百姓以絕怨萌、（略、中）八曰、封諸侯以守北陸、（略、中）九曰、敎蝦夷以省戍守、（略、中）十曰、論和親以定猶豫、（下略、又見海防彙議補）

〔獻芹微衷自跋〕四十餘年來、本邦邊海へオロシヤ、イギリス二國之船度々渡來仕近年者別而伊豆七島相州浦賀邊右船往來仕ニ付而ハ、海岸通夫々御備向嚴重ニ相立、今更卑賤凡愚之私式ニテ、猥リニ申上候モ何共恐多儀ニハ奉存候得共、年來外國之義ニ付、愚衷存付候趣別紙書冊ニ相認メ、全ク御取用ニ不相成候迄モ、獻芹之微衷一途ニ存込候儀ニ御座候ヘバ、恐當中納言樣（德川齊昭）へ奉入御覽候御儀ニモ相成候者寔ニ以冥加至極難有仕合奉存候、此段御推擧ヲ以私念願之通相叶候者、年來之微衷相達大幸至極ニ奉存候、以上、

千人頭
志村又右衞門組同心組頭
松本斗機藏

西〇天保八年　九月廿五日

〔佐久間修理上書〕一天保十三年壬寅十一月、松代侯臣佐久間修理上書之寫、

乍恐謹而奉申上候、近來公儀ニテ、邊防之御武備厚被用御心、御上○老中眞田幸貫ニモ海岸御掛リ被蒙仰候事ハ、定テ去ル亥年已來、イギリス夷唐山と亂ヲ構ヘ、頻ニ及戰爭候趣風聞モ仕候儀ニ付、遠ク被運御思慮、萬一之義御座候節、諸方無狼狽御手配御座候儀と奉存候、○中略堂々タル神武ノ國ヲ以テ、是迄久敷御拒絕御座候ヒシイギリスニ、此度ノ兵勢ヲ御懼レ、交易ノ儀御座候ハヾ、春秋所謂城下ノ盟同樣ニテ、公義ノ御恥辱此上有ベカラズ、依之天下ノ剛大正直ノ氣モヌケ、神國尙武ノ御威光モ衰弱仕リ、始終外夷ノ輕侮ヲ來シ候ハヾ、其弊擧テ不可言ニ至リ可申ト奉存候、○中略右ノ次第ニ御座候ヘバ、兎ニ角イギリス交易御免ノ義ハ、相成申間敷儀ト奉存候、左レバ迚一概ニ御拒絕御座候ハヾ、必爭亂ニ及候迚モ、我勝算多御座候得者、深恐ルニ不足候得共、當今ノ形勢ヲ以思量仕候ニ、此儘ニテハ我勝算至テ乏敷候樣奉存候間、此節如何ニモ被盡御國力候テ、御備御嚴重被爲張、自然ト虎狼闘覩ノ心ヲ消シ、永ク生民糜爛ノ禍ヲ免候樣御計策有御座度奉存候、微賤之私義公義御廟堂之御大計ヲ彼是ト申上候ヘバ實以恐入候義ニ御座候得共、外寇ノ儀ハ國中之爭亂共相違仕候事勢ニ依テハ、世界萬國ニ比類無之、百代聯綿トオハシマシ候皇統ノ御安危ニモ預リ候事ニテ、獨德川家ノ御榮辱ノミニ拘ハリ候義ニ無御座候、○中略右ニ付熟考仕候ニ、兎角ニモ先達テ條陳仕候八策、

其一、諸國海岸要害ノ處、嚴重砲臺ヲ築キ、平常ニ大炮ヲ備置、緩急ノ事ニ應ジ候樣仕度事、

其二、阿蘭陀交易ニ銅被遣候事暫御停止ニ相成、右銅ヲ以テ、西洋製ニ倣ヒ數百門ノ大砲ヲ鑄立、諸方ニ手配有御座度事、

其三、西洋製ニ倣ヒ、堅固ノ大船ヲ作リ、江戸御廻米難破船無之樣仕度事、

其四、海運御締之義、御人撰ヲ以テ被仰付、異國人ヨリ通商ハ勿論、海上萬端ノ奸猾嚴重御糺有之、

御座度事、

其五、西洋製ニ倣ヒ戰艦ヲ作リ、專ラ水軍ノ駈引ヲ爲習申度事、

其六、邊鄙ノ浦々里々ニ至リ候マデ、學校ヲ設興シ、敎化ヲ盛ニ仕、愚夫愚婦迄モ忠孝節義ヲ辨ヘ候樣仕度事、

其七、御賞罰嚴明ニ、御威恩益顯レ、民心逾固結仕候樣仕度事、

其八、貢士ノ法起度事、

右之通ニ有御座度奉存候、就中近日蘭人ヨリ申上候趣承知仕候テハ、右八策ノ內、尤御急務ト申ハ、西洋製ニ倣ヒ數百ノ火器ヲ御作リ立候ト、同戰艦ヲ仕立水軍ヲ習セラレ候トノ二事ト奉存候先此二事ヲ御起シ被遊候節ハ、餘時之分ハ隨テ擧リ候儀モ可有之候、然處西洋製ノ戰艦御造立ト申義、是迄公儀ノ重キ御規定モ御座候ヘバ、容易ナラザル義ト奉存候ヘ共、右ノ外寇防禦ノ策ニテ考候ヘバ、假令是迄如何樣重キ御規定ニテ、輕ク不相成筋ニ御座候共、天下之安危ニハ難替義ト奉存候、○中略御制度ヲ改ラレ候ハヾ、爰ニ一策有之候、此策御用ヒ御座候ハヾ、イギリス唐山ニ志ヲ得ル得ザルヲ論ゼズ、本邦ヲ闘關仕候念ハ、自然ト摧縮可仕奉存候、其策ト申ハ別儀ニテモ無之、○中略先蘭人ヱ被仰付軍艦ヲ二十艘モ御買上被遊可然ト奉存候、阿蘭陀領ジヤガタラニ多ク、海舶ヲ仕立候場所御座候由ニ承候得バ、不日シテ御用相成可申、軍艦ノ代料トテモ、大小ニモ依リ可申候得共、通用ノ者ハ大抵五千兩位ノ者ニテモ候ヤ之樣子、翻譯西洋書ニ見ヘ申候、左候得バ、二十艘被仰付候テモ、大略拾萬兩ニ可有御座候、扨又和蘭ヨリ水軍ノ法ニ鍛錬仕候者、測量ニ長ジ船扱候者等二十人モ、船大工十人、大小ノ鐵砲ヲ造リ候職人幷陸戰ノ陣法ニ習候者各五人ヅヽモ被召呼候テ、御旗本衆御家人之內ヲ以テ、水軍數十隊ヲ御擇ミ、右ノ水軍ニ鍛錬ニ仕候事ニ敎授被仰付、船持ノ御大名方ニモ、軍役ノ內ニテ人數ヲ定メ、家來ノ者差出シ、其法ヲ學

バセ候樣被仰渡、船ノ製作等ハ、快船ヲ數百十艘御造立有之、火器ノ作法ハ、諸國ヨリ其人ヲ撰ミ、其法ヲ爲習許多ノ鐵砲ヲ作リ出ダシ、陸戰守禦ノ法ヲモ、御旗本衆御家人ハ勿論諸大名ノ家來ニモ、人ヲ撰ミ稽古仕候樣被仰付候樣奉存候、是等ノ人數和蘭ヨリ被召呼候事モ、格別ノ御入箇ハ有御座間敷候、○中略恐多キヲ不顧右ノ次第謹テ奉申上候、愚衷ノ程何分ニモ御明察被成下、唯空文ト不被成下、御覽被成下候樣奉願上候、以上、

天保十三年寅十一月

佐久間修理○又見二海防彙議一

〔諸家建白集上〕水野大監物家來鹽谷甲藏上書海防一覽

海防之義ニ付、僭越之罪をも不顧、乍恐言上候、

夷賊は道具をつくし、大精巧に拵、人力を多勞せずして、勝利を取る工夫を專一と仕候處、皇國之風は、人々力を碎き、道具立を餘り不好戰略に御座候、此節に御座候へ者、如何成勇士も得手之氣風にて、彼が堅船に向候節者、多分犬死を可仕、誠に可惜事に御座候、此節士氣之振ひ兼候者、唯太平之餘習のみに無之、一ツ者道不叶義と臆し罷在、逃支度のみ仕候、此節士氣之振ひ兼候者、唯太平之餘習のみに無之、一ツ者道具立ニ不及故ニ御座候、其上岸上之防計ニ而者、味方請太刀ニ相成候間、假令賊を引付、我が長ずる處を以て勝を取候心組ニ而も、岸防敗れ賊兵ひた〳〵と登候勢ニ相成候而者、第一氣後れ仕、其場に至り奇正變化之業も大將之心に任せ申間敷、且又賊より定て伊豆諸島を奪取り、舟掛り可致候處、軍船無之候ては、其島を取戻し樣無御座候、左候へば必勝之筭は、唯西洋製の軍船を造り候に止り申候、○中略扨又其國益ニ相成候ケ條者、左之通ニ御座候、

一諸侯方御國元より、米穀其外國產、幷家中百姓拂米も下積ニ致し、江戸江相廻候節は、萬事都合宜敷、武家農家迄に豐富ニ相成可申事、

一諸侯方參勤交代、海邊ニ領分有之分者勿論、其外ニ而も、鄰境より乘船ニ相成候節は、供方三分之一も減じ、雨具一切用意ニ不及、食物等は國元より積込或者湊ニて用を辨じ、於船中臺所相立候時は、道中入用莫太相減可申候事、

一京、大坂、堺、長崎、伏見、山田、駿河府中等、遠國夫々江之御役人、航海往來ニ相成候節者、道中何程も路費無御座候ニ付、御暇之節拜領物過半減少可被仰付候事、

一公家衆江戸御下向之節も、大阪より航海ニ相成候時者、道中御費用乍恐多分相減可申候事、

一諸侯方江戸江國產會所御立ニ相成候時は、品柄諸色宜敷、物價下直ニ相成可申候事、

一百姓拂穀、江戸江出候便利宜敷候時は、其所々町家江拂候事少く相成べく、左候へば町人より農家江手を下げ拂米求候樣に相成、百姓之益々富み可申候事、

一百姓富み候時は、年貢諸役無滯武家彌蕃昌可仕候事、

一難風ニ逢ひ、荷物夥候惡弊相止可申候事、

一破船無之を年分に積り候時は、人命夥敷助り可申候事、

一外國へ漂流船も稀ニ相成可申候事、

一酒醬油之類、是迄水を交へ俵物者拔候處、武家廻船下積を許候時は、船頭其姦曲を働候義出來申間敷候、

但商人之荷物も、最寄々々にて武家廻船下積有之候由之處、其患者相止可申候事、

一於洋中是迄折々海賊ニ荷物被奪候事有之候ハ、但武家廻船、外海を廻候分者、大砲仕掛候義御免可有御座哉、江戸江入候節は浦賀御番所江卸し可申候、

一助鄕ニ而、道中筋百姓難儀仕候處其苦を免候事、

一急便之御飛脚、蒸氣船御用ニ相成可申候事、

一道中人足餘り候分者當分房相御備場之夫ニ可ㇾ被ㇾ召遣候事、
一諸國一方凶作之節、一方豊作之國より致ㇾ廻米ㇾ在々救合可ㇾ申候事、
一凶年ニ餓死壹人も無ㇾ之樣相成可ㇾ申候事
　但享保癸丑、西國之飢饉ニは、餓死十七萬人有ㇾ之、天明丙午年、奥羽凶作三十萬人餘、天保癸巳之歳は、奥羽四十餘萬人餓死と承り申候、廻船自在ニ相成候時は、廣大之御仁德行はれ可ㇾ申候、
一凶年ニ御救米御手當、公領私領共、多分ニ相減可ㇾ申候事、
一諸侯方參勤御禮四季之獻上物等、總て品物ニ而獻上被ㇾ仰付、其品御用ニ相成候時は、諸色御買上と申事相止、御入用御減方相附可ㇾ申候事、
　但享保中、諸色御買上之弊を儒者申上候由承及候間、其義は委敷申上候ニ不ㇾ及、渡海自由ニ相成候時は、御停メ方可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候、
一異國之仕方ニ倣ひ、大船ニ而遠沖江乘出し、鯨を取候時者、船一艘漁夫十人計ニ而濟候由、是迄鯨一匹ニ付舟十艘、漁夫數百人掛り候處、其弊多分相減可ㇾ申候事、
　但捕鯨船者、軍船とは製作異り候へども、既ニ異國製の大船御免ニ相成候上者、此船も製造被ㇾ仰付ㇾ度く候、尤捕鯨之漁夫は房相御備場之舟方ニ當分可ㇾ相遣候、〇中略
右者軍艦之義、海防第一之器械ニ御座候間、何卒是非共御製作ニ相成候樣仕度、身分之程をも不ㇾ相顧ㇾ言上ニ及候處、重々恐縮至極ニ奉ㇾ存候、以上、

水野大監物家來
鹽谷甲藏謹上　〇又見ニ海防彙議ㇾ

〔諸家建白集　上〕江川上書

一此頃近海御手配無ㇾ之而者不ㇾ相叶ㇾ御時節ニ候處、當今玉藥餌ニ御畜へ、大砲御鑄立ニ相成、諸向調練仕、諸大名夫々合戰之手配可ㇾ仕候へども、三百年近き太平ニ而、不習之事共多く、中々兩三年ニ者十分に手當相成間敷候、然る上者異國多年之願望、御聞屆ニ可ㇾ相成歟、此節渡來之アメリカ人は、共和政治國にて、獨立之強國ニも無ㇾ之由、夫を今度優待を以て願筋御聞屆ニ相成候而者、ヨウロウハ諸州之強大獨立之諸國侮慢募り、如何樣の難題可ㇾ申出ㇾ哉も難ㇾ計、其節ニ至り、彼を免し是を免さずとは被ㇾ申間敷候、さればとて戰鬪に及候はゞ、必然の御勝算如何可ㇾ有ㇾ之哉、乍ㇾ然萬一御勝利無ㇾ之候とも、願筋御聞屆ニ相成、行々の後患ニ御座候へ者、一時之御患與奉ㇾ存候、一ト度御合戰ニ相成候へば、本邦は海内無類勇壯之氣ニ御座候へ者、一時之敗は候へども、行々の御勝利は必然ニ可ㇾ有ㇾ之、何れ願筋御聞屆無ㇾ之方上策と奉ㇾ存候、併彼も國費を不ㇾ顧、遠路罷越候義ニ付、尋常之策に而は、品能く歸帆仕間敷、其節内海江乘入候而者、江戸表之混雜如何可ㇾ有ㇾ之哉、定而大事ニ及び可ㇾ申候、五艘十艘づゝの異船の爲に、江戸表騷動仕候而者、第一御威光ニ障り可ㇾ申、外國江之御外聞は勿論、本邦之人心、土崩瓦解之場合ニも至り可ㇾ申歟と奉ㇾ存候、就而は鐵砲一發も不ㇾ仕候而者、近海江不ㇾ入工夫第一と奉ㇾ存候、其儀浦賀表江戸ニ大臺場御取立ニ相成候樣仕度、左候へば内海江乘込不ㇾ申、相房之浦々江取掛可ㇾ申、其節者海岸之防禦御引上げ、異人之上陸を待ち、手詰之接戰ニ及候はゞ、勝算多しと奉ㇾ存候、若し不ㇾ得ㇾ止事船軍に相成候はゞ、小船ニ而乘付壹人ニ而取扱候程の小砲ニ而便利第一と仕、ボンベンとか唱候火器を小く拵へ、幾百共無ㇾ之彼船江打込候外、良策は有ㇾ之間敷候、此上大軍船御出來相成候はゞ、無ㇾ此上候得共、其儀兩三年ニは相成申間敷、就而者大臺場御築立、如何ニも急速ニ有ㇾ之度候、其趣意者異船近々渡來も難ㇾ計、夫迄ニ廣大之御臺場出來候はゞ、武備嚴重之御威光を示し、異人之目を驚し可ㇾ申、合戰は敵之氣を奪候事專要與承り及候、先以諸事御捨置、浦賀江御臺場御取立、其後近海之御手當緩々被ㇾ仰付ㇾ候て不ㇾ遲事と奉ㇾ存候、大臺場御仕方は、富津富岡杉田兩所より築立、喰違ニ仕、其間日本船通路之爲め、貳丁程も

明置候事可然、本牧江御臺場房州近邊乘り通り候節、鐵丸屆申間敷、打掛候共、當り之所無覺束、前條之仕方ニ候はゞ、砲聲一發不仕候共、異船乘入候事、相叶申間敷候、尤御臺場表者石垣築立、裏面者土手ニ仕、中腹より以下平垣之場を設け、諸家陣小屋置て、其下へ軍小船繼ぎ付置申度候、房州鋸山は石山と承及申候、其外豆州よりも切出し候はゞ、如何樣之大石も可有之、運路近き場處より取寄、夫ニ而も埋石不足ニ候はゞ、江戸表幷近郷々々より取集メ等者、夏島烏帽子島を初め、相州二總房州之山々取崩し候はゞ、十分ニ可有之、御入用金の儀者近頃鍋島侯願候て築立に相成候御臺場、橫三町長三里、其入用三拾萬兩餘與承り及申候、此度之御臺場者、洲之上江築立候へば、御手輕可有之、併不容易御入用者申迄も無之候、江戸市中之人數六拾万餘と承り及申候、右壹人ニ付百文ヅヽ上納仕、其上富優之町人共は、分限に應じ上納仕候はゞ、江戸中ニ而も餘程の上納金ニ可相成候、尤三百年近き太平に樂み候町人共に候へ者、國家の大事と申諭し候はゞ、難有上金可仕、其上江戸近海へ異船乘入御手合ニ相成候はゞ、類燒にて難澁可仕、其段不便ニ思召、異船不乘入、江戸町中安穩ニ御取立ニ相成候御臺場之理解有之候はゞ、傾產にても上金可仕義と奉存候、其上御不足之分、大坂、奈良、堺等江被仰付候はゞ、又々四五拾万兩者出來可仕、御臺場御取立之殘金ニ而小船御拵候はゞ、千艘位は出來可仕、土石竹木運送仕候者、近海相房の漁船は勿論、江戸舟乘渡世仕候者共、ハシケニタリ家根屋形之遊山船ニ至迄屋根を取捨御用可相勤、次ニ御譜請方、町方與力同心、江戸名主共人數引纏、貳拾万人も一時ニ取掛り、晝夜相勤候へ者、壹ヶ月位ニ者手堅出來可仕、尤江戸中出火相守候儀者、夫々被仰付、御旗本幷武家火消實意を以て、無油斷市中相廻り候樣仕度、右御普請中、近郷市中騷動可仕候へども、右者壹ヶ月も過ぎ御出來に相成候はゞ、江戸は一ト先安穩と相成、萬民安心可仕、異船內海江乘入候騷動ニ比候へば、雲泥之相違と奉存候、尤右御臺場出來之後、內海江乘入候儀者

外交意見

安心と奉存候、其上ニ而外海ニ而濱々浦々江上陸候儀者、前書之通り短彼に在て、長此方に御座候義與奉存候、臺場之義御手延ニ相成候へ者、兎角御入用之沙汰ニ及び、姑息之御說ニ拘はり泥み仕候而者國家一大事ニ及可申候、呉々急卒ニ仕度、萬一內海ニ乘入り、三百年來之御威光ニ障り候而者幾百萬之御金御座候而も、人心者金にては買得間敷、萬々一御武備之爲め御勝手御不廻りに相成候而も、人心不動ニ候はゞ、御治世者萬々年と奉存候、併し御武備御國政之外者無益之御費は省き度事と奉存候、萬々一異人願筋御聞屆ニ相成候得者、尙更此御臺場無之候而者不相成事と奉存候、

江川太郎左衞門○又見二海防彙議一

〔嘉永明治年間錄二〕嘉永六年六月十日、水戸齊昭卿、不可和之十箇條ヲ建白ス、

御別紙一昨八日の箇條へ註致候樣に御申聞も有之候故、拙老拙聞取置き、昨夜腐眼にて認候故、御見せ申候、尤清書の間も無之、下書の儘にて候へば、追て御返し可給候、御存寄も候はゞ承度候、猶又西城上金云々の事も、昨日申進候處、今日御用の透も御座候はゞ、御一同へ御逢被成、御了簡振承度存候、十日福山殿○老中阿部正弘

御許と有、

海防愚存、和戰之二字御決著廟算一定、始終御動無之儀、第一の急務と存候事、本文和戰の利害、戰を主と致し候へば、天下の士氣引立、假令一旦敗を取候共、遂には夷賊を逐退け和を主と致し候得ば、當座は平穩に服し候ても、天下の人氣各々ゆるみ、後には滅亡に至り候儀、漢土歷史の上に明證有之、古今識者の確論有之候へば、委細は申に不及候へ共、今試みに其大略を論候に、和すべからざるの筋十ヶ條有之候、扨神國は幅員廣大ならず候へ共、外夷にて恐れ候は、畢竟往古神功皇后三韓御征伐、中古弘安の蒙古御退治、近古文祿の朝鮮征伐、慶長寬永の切支丹御禁絕等、御明斷御武威海外に振入居候故に有之、然るに此度渡來のアメリカ夷制禁を心得

ながら浦賀へ乘入和睦合圖に自旗差出し、推て願書を奉り、剩へ内海へ乘込、空砲を打鳴らし、吾儘に測量迄致し、其驕傲無禮の始末言語同斷にて實に開闢以來の國恥共可申候、城下の盟は國の恥と承候處、右の通り御制禁を犯し、大城程近の内海へ乘込、我を劫し彼を要し候夷賊、御退治無之耳ならず、萬一願の趣聞濟に相成候樣にては、乍憚御國に於て相濟申間敷、是決て和すべからざるの一箇條に候、切支丹宗の儀は、御當家御法度の第一に相成、國々末々迄も高札建置候處、夫にてさへ御仕置に相成、邪教の毒蔑に御油斷は不相成候、況アメリカを新に御近付相成候はゞ、何程御制禁有之候ても、自然右宗門再起し、勢必然の儀、乍憚祖宗の神靈に被爲對御申譯無之、決て不可和之二箇條に候、我金銀銅鐵有用の品を以、彼の羅紗硝子等無用の物に換候儀、大害有て小益無之候、和蘭の交易さへ御停止にても可然時勢に候、却て和蘭の外に又々無用の交易御開に相成候はゞ、神國大害此上は有間敷是決て不可和三箇條に候、ヲロシヤ、アングリヤ等、先年より交易を望候得共御許容無之候處、アメリカ夷へ許容被遊、萬一ヲロシヤ等より願候はゞ何を以て御斷可被遊候哉、是決て不可和の四箇條に候、異國人は其外に惡無之、交易さへ御許容有之候はゞ、何等の次第無之旨、世話に申候へ共、初は交易を以て因を求め、遂には邪教を弘め、又種々の難題申懸候儀、彼等が國風に有之、遠くは寛永以前邪宗門の憂、近くは清朝鴉片烟の類前車の覆轍にて是決て不可和之五箇條に候、萬國形勢往古と相違いたし候處、我神國已に鎖國の趣意を守り、大海に孤立いたし候儀、始終無覺束候間、矢張外國へ往來いたし、廣く交易の道を通じ候方可然との說、蘭學者流などひそかに唱へ候哉に候へども、神國の民心固結、武備充足、中古以前の國勢にも回復いたし候はゞ、外國へも押渡り恩威弘め候事に相成可申候へ共、當時太平遊惰の風俗、外國より僅に數隻の戰艦渡來候てさへ、人心恐怖致し候て、彼に要せられ候て交易始候樣にて、外國へ渡り遠略を施候事抔、眞に席上

の虛論、是決て不可和の六箇條に候彦根會津等へ守衞被仰付、既に此度などは會津家來共炎天を犯し七八十里の遠路、日夜兼行馳付候由、其外内海警衞被命候大名、速に人數繰出しの向も相聞、奇特の事に候處、夷賊内海へ乘入、我儘に測量等致し候ても、打拂の儀不相成、諸國の士民虛く奔走にのみ疲れ候樣にては、人々解體可有之、是決て不可和の七箇條にて候、長崎海防、黑田鍋島へ被仰付候儀、清國和蘭へ御手當のみには無之、擔て外夷の御手當等に可有之處、浦賀近邊にて、外夷の願書御受取に相成候樣にては、間道の往來を御許し、右兩家は無用の御關所番に被仰付置候姿に相當、兩家の氣受如何に可有之哉、是決て不可和之八箇條に候、此度夷賊の振舞眼前一見致し候もの、匹夫にても心外に存より、かく迄無禮の夷賊御打拂も不被爲遊候ては、御臺場御備は何の御入用に可有之哉と、内々相歎候もの有之由、實地にて夷賊驕傲の振舞を見ては、いか樣右樣被存候、若小民ながらも、さすが御國恩に沐浴いたし居候故と、實に賴母敷事に候、無智の匹夫さへ右樣相歎き候、打拂の處御決定に不相成、餘り寬宥仁柔の御所置にては、下々にては御懷合は不分候故、奸民共御威光を不恐、異心を生じ候も難計、是決て不可和の九箇條に候、夷賊打拂の儀は祖宗の御明諭、殊に文政の度重ての被仰出候儀に候得ば、御懷合は固より戰の方に御決定に相成候て、何を申すも太平打續き、武備御備兼候故、容易に夷賊は氣傲候はゞ、其禍難計、其節に至り不得已和議御取結に相成候樣にては、益御威光を損候故、先々當節は扞て御恩夷賊の氣をも御なやし被差置、其内專ら武備御世話被爲在、追て御手當御全備の上、彌舊法の通嚴重可被仰出と申も、尤の論に候へ共、當時宴安姑息の人情、朝暮御勵しに相成候てさへ、必死の人氣に相成兼候況上より武事を御示不被成候はゞ、幾年を歷候ても、諸家の武備相整候儀何共無覺束、既に寬政蝦夷騷動御武備御世話御座候へ共、御行屆に不相成、又去る寅年打拂御宥豫被仰出畢竟先外夷の氣を御寬め、其内武備御調の御趣意

と相見候へ共、十二ヶ年の間、諸家の武備格別に行屆候とも不ㇾ被ㇾ存、此度夷賊渡來に付狼狽致し、夷船滯留中、少々本氣に相成候ものも有ㇾ之候へ共、歸帆に相成、平日の通心得候樣被ㇾ仰出候へば、一統又々無事安じ、俄に相集り候武器も直樣散失致すべく風情假令ば椽の下へ火の廻り居候に不ㇾ心付、火防の手當も忘れ居候同樣の姿にて、實に淺間敷士風に候、廟堂にても聊も和議の御含有ㇾ之候へば、日々御勵に相成候ても人氣引立不ㇾ申、從て臺場其外の手當も皆文具にて軍用に適し申間敷、今日にも彌打拂の方に御決定被ㇾ成候得ば、天下の士風十倍致し、武備は不ㇾ令して整候儀、影響よりも早く可ㇾ有ㇾ之、左候へば征夷の御大任にも被ㇾ爲ㇾ叶、諸國一統武家の名目にも相當可ㇾ致候、是決て不ㇾ可ㇾ和の十ヶ條に候、尤肝要の急務に候、〇下略

〔嘉永明治年間錄十〕文久元年十二月十六日、長州侯開鎖論ヲ建白ス、

近年外國より種々難題申立候趣相伺、不慮の變も出來、內外とも御煩慮の御時節と奉ㇾ恐察候、勿論廟堂の御籌略は、外向より可ㇾ奉ㇾ伺樣も無ㇾ之御歷々御評議御遣策可ㇾ有ㇾ之とは不ㇾ奉ㇾ考、彼是以事ヶ間敷申立候ては、越俎の御譴責奉ㇾ恐入ㇾ候得共、當時勢皇國の御榮辱に相拘り候儀も、可ㇾ有ㇾ之哉と奉ㇾ存候に付ては、區々の鄙衷日夜雜忘不ㇾ得ㇾ止事、無根之世論を以て心を留め、迂僻の議論を取、御政體にも相拘り候儀申立候ては、猶更恐懼の至に御座候得共、右鄙誠の處被聞召、不ㇾ惡御取計被ㇾ成下ㇾ候樣奉ㇾ願候、右申上度旨趣は、先年以來度々申立候通、討異の御良策は、公武御一和、叡旨御遵奉に基き可ㇾ申、數年相含候鄙見に御座候處、去午〇安政五年以來、公武の御間御議論齟齬の儀有ㇾ之、於ㇾ世上ㇾ奉ㇾ伺、種々雜說紛興仕、段々御手煩も指起、餘程御配慮にも相成哉と奉ㇾ伺候、竊に事の所由を愚見仕候處、先年外國へ和交御差許條約御取替に相成候儀は、素より無ㇾ御據御場合有ㇾ之候ての儀に候得共、癸丑〇嘉永六年甲寅〇安政元年以來、大奮激の人氣一旦屈摧仕り、偸安の人情一日の無事を貪り、終に一統退縮の世風に相成、御國體更張の期無ㇾ之樣相成可ㇾ申哉、氣節を負ひ慨歎を抱き候者、外威の威力に壓れ、安を偸し、戰を忘れ候俗情より、斯樣相成候儀と存詰、猥に公儀の御處置を如何敷批判仕り、叡慮の旨は、鎖國の御舊規を御確守被ㇾ遊候樣相唱へ、破約戰爭の義を主張仕り、壯年血氣者の憤言激行を釀成し、且又彼我形勢を考へ、彼の巧利枝術を味候者、開國の說を主張仕、猥に我國の正氣を拆き、商賈貪亂の風より、染漬の議論紛々兩端に分れ、一旦攻擊の形をなし、人心恟々土崩瓦解の勢とも可ㇾ申哉、天下の勢ひ、合へば強く離れば弱し、此支離解散の人心を以て、夷虜に御當り被ㇾ成候ては、御心遣の儀と奉ㇾ存候、然る處に、右鎖國開國と申候は、征夷の御大體關係重く候得共、其根本より見候得ば、是等枝葉の說とも可ㇾ申、公儀の議論、草野の可ㇾ伺知事には無ㇾ之候得共、斯枝葉の是非を以て、御違却の儀出來仕候筋には有ㇾ之間敷哉と奉ㇾ存候、其故は、能可ㇾ守して是を攻、能可ㇾ攻して守る者、兵家の常典、鎖す事能はざれば開くべからず、不ㇾ能ㇾ開ば鎖すべからず、御國體不ㇾ相立ㇾ彼が凌辱輕侮を受くるは、鎖も眞の鎖に有ㇾ之、開も眞の開に無ㇾ之、開鎖の實は御國體の上に在べし、御國體相立候得ば、開鎖和戰は時の宜に隨ひ、守株膠柱の儀は有ㇾ之間敷、然るに又御國體を相立候基本と申候へば、大倫大義を明らかにし、天下の議論統一、人心和恰の御處置に可ㇾ有ㇾ之哉、右物議紛々相起候本意を熟考仕候にも、公武の御間純然御合體にて、御國體相立候外有ㇾ之間敷、種々雜說御手煩も差起り候は、其末弊に可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候に付、其源を塞ぎ、其流を御治被ㇾ成候は、御鎭定強て手間被ㇾ爲ㇾ取候儀は有ㇾ之間敷候、往昔草昧の世と違ひ、當御治世以來、厚き御恩澤を以て、文敎大に開け、理世の時にて、君臣の道を可ㇾ崇事は、三尺の童子も口に藉候樣相成候に付、是迄とても聊無ㇾ御疎遠御事には候へ共、天下の大經を被ㇾ爲ㇾ立候儀は、万々御厚重に被ㇾ爲ㇾ在度事に付、此時勢に當り候ては、今一際天朝を御崇奉し、御取扱振世上へ相顯れ候はゞ、天下の人心感服仕、右物議御鎭靜容易に御整、御國體の基本も相立可ㇾ申哉、右基本被ㇾ爲ㇾ立候上は、和親を被ㇾ差免候は、乍恐

枝葉の御處置共可申哉に付、速に大國の御大規摸被相立、御國體嚴然と相立候樣、御國論を被相立候事と奉存候、左候ては、御手を下し候處は武備益々御張擴にて、航海の術廣く御開き、人心膽を練り、智識を發明する道に向ひ、諸藩夷情熟知の上は、彼を恐るゝに足らざる處を知り、我も恃むべき良策も相立可申、此非常の時に當り、中興の御大業も被爲立候事には候へ共、人心の折合方深く御案じ被爲在候由、過る巳年御沙汰の趣も有之、制度御改め、航海の術御開き等の儀は、疾に御評決被爲在、今更當否利害等不及申上儀に可有之、其後追々御沙汰の趣も奉伺候て、乍憚御趣意筋奉恐察候、然る處、今以御國内一統耳目一新仕候樣御沙汰無之候ては、何か御深謀被爲在候事可有御座哉の段、可奉伺筋に無之候へ共、宇内の形勢は年序を追て相開候に付ては、今日の如く御國論御變革の機會に臨み候も、自然の勢ひに可有之、若舊習に泥み、漸く時勢被押移、無據御變革相成候ては、御手後に相成のみならず、却て人心の折合にも相拘り可申哉と、深く奉恐入儀に付、右御國論速に御決定相願候儀に御座候、右之通り御合體の御取扱、顯然と相成り、天下の人心感服御國體嚴然の御國論被相立候はゞ、定て叡慮も可被爲在、素より開鎖の體へ御泥み被爲在候儀に有之間敷候に付、何卒叡慮より被爲起、右御國定の旨勅諚を以て被仰出、右を御遵奉被遊、台命を以列藩へ御沙汰相成候はゞ、義理判然、人心感服仕、退縮の氣一旦進張に相改り、偸安の陋習も奮發仕り、神州億兆の人心、一國の正氣に相成り、前後種々の物議も氷解仕り、毫末内顧の御患無之、御國威凛然と五大洲へ相振候御大業も成就可仕哉と、迂僻の私見に御座候、右は御廟議の上に於て、大海の涓滴にも相成度心懸候にも無之候得共、數代無限御寵命を奉戴、御國澤に溢れ居候に付、兼々報效の心得に罷在候、不圖時勢感發仕、不顧僭妄申立候は、唯々食芹の味進獻仕度、區々鄙誠、不悪御亮察被成下、不都合の儀も御座候はゞ、御聞捨被成下度、重疊奉願候、委細の儀は、演說書を以可申上候以上、

上書請王政復古

〔嘉永明治年間錄十六〕慶應三年九月、松平容堂、王政復古ノ旨ヲ建白ス、

松平大膳大夫〇毛利慶親

誠惶誠恐謹テ建言仕候、天下憂世者、口ヲ鎖シテ敢テ言ハザルニ似タリ、誠ニ可恐ノ事ニ候、此ノ懼ハ我ガ大患ニシテ、彼大幸也、彼ノ策於是乎成候ト可謂候、如此事態ニ陷リ候ハ、其責畢竟誰ニ歸スベキヤ、併既往ノ是非曲直ヲ喋々辨難ストモ何ノ益カアラン唯願フ、大活眼大英行ヲ以テ天下万民ト共ニ、一心協力、公明正大ノ道理ニ歸シ、万世ニ亘テ不恥万國ニ臨テ不愧ノ大根抵ヲ建ザルベカラズ、此旨趣前月上京ノ砌ニハ、追々建言仕候心得ニ御座候ヘドモ、何分阻當ノ筋而已有之、其内不圖モ舊疾再發、不得止歸國仕候以來、起居動作ト雖ドモ不隨意ノ事ニ成至リ、再上ノ儀暫時相調不申候ハ、誠ニ殘憾ノ次第ニテ、唯管此事而已、日夜熱心苦志罷在候、因テ愚存ノ趣一々家來共ヲ以テ言上仕候、唯幾重ニモ公明正大ノ道理ニ歸シ、天下万民ト共ニ、皇國數百年ノ國體ヲ一變シ、至誠ヲ以テ万國ニ接シ、王政復古ノ業ヲ建ザルベカラズノ大機會ト奉存候、猶亦別紙得御細覽被仰付度、懇々ノ至情難默止、泣血流涕ノ至ニ不堪候、

慶應三丁卯年九月

松平容堂

宇内ノ形勢、古今ノ得失ヲ監シ、誠惶誠恐頓首再拜、伏惟、皇國興復ノ基業ヲ建ント欲セバ、國體ヲ一定シ、政度ヲ一新シ、王政復古万國万世不愧ノ政ヲ施行シ、朝幕諸侯、齊ク此大基本ニ注意スルヲ以テ、方今ノ急務ト奉存候、前月四藩上京仕リ、一々建白ノ次第モ有之、容堂儀ハ病症ニヨリテ歸國仕候以來、尚又篤ト熟慮仕候、因テ早速再上、右ノ次第、一々不及ナガラ建言仕候志願ニ御座候處、今日ニ至リテ病症難澁、不得止微賤ノ私共ヲ以テ、愚存ノ趣旨乍恐言上爲仕候、

一天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ朝廷ニ在リ、乃我皇國ノ制度法則、一切万機京師議政所ヨリ出ベシ、

一議政所上下ヲ分チ、議事官ハ、上公卿、下陪臣庶民ニ至ルマデ、公明純良ノ士ヲ撰擧スベシ、

一庠序學校ヲ都會ノ地ニ設ケ、長幼ノ序ヲ分チ、學術技藝ヲ教ザルベカラズ、

一一切外蕃トノ規約ハ、兵庫港ニ於テシ、新ニ朝廷ノ大臣ト諸藩ト相議シ道理明確ノ新條約ヲ結ビ、誠實ノ商法ヲ行ヒ、信義ヲ外蕃ニ失セザルヲ以テ至要トスベシ、

一海陸軍備ハ一大至要トス、軍局ヲ京攝ノ間ニ築造シ、是ヲ朝廷守護ノ親兵トシ、世界比類ナキノ兵隊ト爲ス事ヲ要ス、

一中古以來、政刑武門ニ出、洋艦來港以後、天下紛紜、國家多難、於是政權稍動ク、是自然ノ勢也、今日ニ至リ古來ノ舊弊ヲ改新シ、枝葉ノ小條理ニ止マラズ、大根基ヲ建ルヲ以テ主トス、

一朝廷ノ制度法則、從來ノ範例アリト雖ドモ、方今時勢ニ參合シ、或ハ當然ナラザル者アリ、宜ク其弊風ヲ除キ、一新革メテ、地球上ニ獨立スルノ國本ヲ建ベシ、

一議事ノ士大夫ハ私心ヲ去リ、公平ニ基キ、術策ヲ設ケズ、正直ヲ旨トシ、既往ノ是非曲直ヲ問ズ、一新更始、今後ノ事ヲ視ルヲ要ス、言論多ク實効少キノ通弊ヲ踏ベカラズ、

右之條目、恐クハ當今ノ急務、内外ノ至要、是ヲ捨テ他ニ求ムベキモノハ有之間敷ト奉存候、然バ則職々成敗利鈍ヲ視觀シ、一心協力、万世ニ亘テ貫徹致シ候樣有之度若或ハ從來ノ事件ヲ執リ、辨難抗論、朝幕諸侯、互ニ相爭フノ意アレバ、尤然ルベカラズ、是則容堂ノ志願ニ御座候、依テ愚昧不才ヲ不顧、大意建言仕候就テハ乍恐是等ノ次第、空ク御撿捨相成候テハ、天下ノ爲ニ殘懷不少候、猶又此上寛仁ノ御趣意ヲ以テ、微賤ノ私共ト雖モ、御親問被仰付度奉懇願候、

上書請宮家取立

慶應三年丁卯九月

松平土佐守家來　神山佐多衛
福岡藤次
後藤象次郎
寺村左膳

〔開國起原下〕藝土藩士之上言

今般幕府政權を朝廷江奉還仕候次第、誠以復古之御大業數百年之英斷ニ御座候、御國體御變革、宇宙之間御獨立可被遊御基本御座候得ば、微賤之私共迄も、深く天下之爲ニ奉恐悦候、付而は衆庶議事之意を以、諸藩士共被召出、廉々御下問被仰付之議謹而奉言上候、

一德川家取扱掛之廉々、當時伺出之通被仰付置、召之諸侯衆議之上、御確定被遊可然と奉存候、

一脱走之公卿方、近々上坂之聞有之候趣御座候得共、推而右等之次第ニ相成候儀は有之間敷、召之諸侯會議初發ニ御裁斷被仰出、長防御處置同時相成可然と奉存候、

一外國取扱之儀は、暫時致し方之宜被聞、召之諸侯會議之上、皇國一體を以、朝廷之御條約可被爲結換、尤兵庫開港之處は、今般大改革を以、國體變換之次第談判ニ及び、被差延候而可然哉と奉存候、

右之件々、當時在京仕候三藩之者共同意仕候ニ付、乍恐連名ニ而申上候、書外尚又口上を以言上可仕候、誠恐誠惶頓首謹言、

卯〇慶應三年十月

松平修理大夫内　關山紀
松平安藝守内　辻將曹
松平土佐守内　後藤象二郎

〔折たく柴の記中〕廿七日〇寶永六年正月に參し時に、また封事を奉る、其事の大要は、わが神祖天より勇

智を錫らせ給ひ、奄に天下をたもたせ給ひし御事、幷に是祖宗累世の德を積せ給ひし所によられて、子孫萬世の業を創め給ふことを得られき、されば男女の御子も多く、それが中にはさきだち給ふもおはしませしかど、大國に封せられ給ひし所今も其後の榮給ふ四人までおはしませり、第二代の御子、國に封せられ給ひし所、駿河殿御事ありし後今はたゞ會津殿の御後のみおはします、第三代の御子の封につかせ給ひし所も、二人までおはしまし、第四代○家綱○德川に至らせ給ひ、御世繼るべき御子おはしまさず、かくれ給ふべきほどには、御連枝も前代、○綱吉○德川のみわたらせ給ひけれぱ、御養子の議ありて御世を讓らる、前代のその御世を繼れし初には若君わたらせ給ひしかど、いくほどなくてかくれ給ひ、そのゝちは御子も出來給はざりしによりて、當代○德川家宣の御事をこそ御養子ともなされたりけれ、されば第三代より此かた、天下の大統の繼給ひし事、すでに二たびに至り給ひぬ、神祖の御功德をもて、いまだ百年に及ばずして、その大統のかくおはしまします事、必らずそのいはれなきにもあらじ、ましてや當時は、前代の御子とならせ給ひし御事なれば、某○新井君美ひそかに憂思ふ所淺きにあらず、此時にあたりて、天其禍を悔て、其命維新ならむ事は、神祖の御德を繼れんにぞくべからず、但しそれらの御事は、某二十年がほど進講せし所なれば、今はた申すにも及ばず、それが中、議し申べき一事の候は、元弘建武の間、皇統すでに南北にわかれ、南朝はいくほどなくて絕させ給ひぬ、北朝はもとこれ武家のためにたてられ給ひぬれば、武家の代の榮をも衰をも、ともにせさせ給ふべき御事なるに、應仁の後、世のみだれ打續て、武家すでに衰給ひにし上は、朝家の御事は申すに及ばず、當家の神祖天下の事を去ろしめされしに及びてこそ、朝家にも絕たるをも繼ぎ、廢れしをも興させ給ふ御事共はあるなれ、去かはあれど儲君の外は、皇子皇女皆々御出家の事においては、今もなほおとろへし代のさまにかはり給はず、凡匹夫匹婦の賤しきも、子を生ては必らず其室家あらむ事を思ふ、これ天下古今

の人の情なり、また今農工商の類だにも、男には其資財をわかち、女には其婚嫁をもとむ、ましてや士より以上、ことに〳〵くみなさからざるはなし、かゝる世のならはしとなりて、年久しくければ、朝家には今まで申させ給ふ御事こそなからめ、此等の御事ねがはせ給ふべき所とも思はれず、たとひ又朝家には申させ給ふ御事こそなからめ、これらの御沙汰なからむ事、上につかふまつらせ給ふ所をつくされしとも申すべからず、當時公家の人々家領のほどもあるなれば、皇子立親王の事おはしまさむにも、いかほどの土地をまねらせらるべき、皇女御下嫁の事おはしまさむにも、いかほどの國財をか費し給ふべき、この國天祖の御後のかくのみおはしまさむに、當家神祖の御末は、常磐堅磐に榮えおはしまさむ事を望まむは、いかにやはさふらふべき、されど某が申すごとくならむには、これより後代々の皇子皇女、其數多くおはしまさむに至ては、天下の富もつがせ給はぬ所ありぬべしなどと申す事も候はん歟、古より皇子皇女數十人おはしませし代々もすくなからねど、それらの御後今に至り給ふは、いくばくもおはしまさず、天地の間には大算數といふものゝある也と、古の人は申たりき、これ等の事は、人の智力のおし量るべき所にあらず、唯理の當否をこそ論じ申すべけれ、或は又皇子の御後多からむには、つひには武家の御ため、不利の事ども出來ぬべきなど申す事もあるべきにや、高倉宮の令旨によりて、諸國の源氏起りし事もあれど、これは平相國入道のひが事のみ多くして、家滅びぬべき時にあたれるなり、もし此等の事を以て誡とすべきも、高時入道滅びし時に、令旨なされしは、梨本の御坊にはおはしまさずや、さらばたとひ御出家の御身といふとも、それらの事あらじとは申すべからず、これらはたゞ武家御政事の得失にこそかゝり給ふべけれ、すべて此等の事よく〳〵御心せさせ給ふべき所也と申せし也、此封事御覽の後、仰下されし事、ふたゝび三たびののち、申所そのことはりあり、されどこれ國家の大計也、よく〳〵御思惟有べしと仰下されしに、やがて今の法皇○東山

の皇子秀の宮○直仁、閑院宮始祖、とか申す御事、親王宣旨あるべき由を申させ給ひたりけり、其後また前代に皇女御薨降の事をも仰定られき、これらの事ども、我此國に生れて、皇恩に報いまゐらせしめ所の一事也、されど我ひそかに憂思ひしごとくに、前代のかくれ給ひて、つひに天下の大統絶させ給ひし御事は、人力のよくすべき所にもあらず、されどまた我これらの事ども申せし事もあれば、萬歳の後の御事ども、深く遠くはかりおかれしごとくに、當代御繼統おはしませし事、これまた天下の大幸とこそ申すべけれ、秀の宮の御事、やんごとなき人のむかしより親王家たいせふ事なくて、公家に申させ給ひしと聞ぬ、誠にど此事まさしく某に仰聞かせ給はぬ所なれ、難き由なのたまひとゞめ給ひしかど、用ひさせ給ひしごとくに、當代御繼統おはしませし事、これまた天下の大幸とこそ申すべけれ、給ふの事は、なければ、本文にはあるまじ。此封事には倭漢古今の事共をあはせ論じたりければ、文殊に長く、また其事淺學の人の、ことゞくにさとりわきまふべき所にもあらねば、こゝにはたゞ其大要をのみ志るしたり、此封事は、將軍宣下の事にあづかれる事のあれば、此時に奉りしなり、

○按ズルニ、閑院宮ノ事ハ、帝王部皇親篇世襲親王條ニ在リ、參照スベシ、

上書請學校創造

〔春葉集附錄〕謹請蒙鴻慈創造國學校啓

荷田東麻呂誠惶誠恐頓首頓首謹聞、伏惟、神君勃興山東、覇功一成、平章天下、紳上之風、孰越君子之志、維新之化、始建弘文之館、庶矣且富、又何之加、明君代作、文物愈昭、光烈相繼、武事益備、濟濟焉、蔚蔚焉、鎌座氏之好儉、庸何及于斯乎、郁々乎、斌斌乎、室町氏之尚文、豈同日之談哉、應此昇平之化、天生寛仁之君、以其天縱之資、國見不嚴之教、野無遺賢、倣陶唐之諫鼓、朝多直臣、擬有周之官箴、上尊天皇、專不譎之政、下懷諸侯、而來包茅之貢、道齊有暇、則傾心於古學、教化不周、則深治於先王、購奇書於千金、天下聞達之士、嚮風、探遺篇於石室、四海異能之客、結軾、臣嘗遊都下之日、幸蒙射策之捷、忝不顧謬劣之義、偶有校書之命、浴于忘布衣之恩、誰爲爲之、誰介聽之、子遷氏之言、深有取焉、雖有智慧、不如待時、鄒孟子之意、良有以也、當時既有意於賴幕府之威靈、起此大義、借大樹之庇蔭、達臣素願、而不敢者、私心竊以、趑趄少不已、跛鼈千里、犬馬之年、未滿六十、今日之美、安知不爲異日之醜、後進之知、豈識不如先

輩之能、愚而自用、難免螳斧向車之謗、賤而自專、似忘燕石衒人之羞、有志而不遂、千里遲遲歸、豈圖、卒有採薪之憂、斯驥徒伏櫪櫪之間、何意、爲造化小兒苦、鴻鵠長繫樊籠之中、口不能言、同陳仲子之居於陵脚、不能行、似卞和氏之在楚山、爲世廢人、噬臍何及、遇時窮阨、嚬眉獨泣、天之將喪斯文也、命也、天之未喪斯文也、時也、時之不可失、不敢不告也、今也洙泗之學、隨處而起、畢曇之教、逐日而盛、家講仁義、步卒廝養、解言詩、戸事誦經、閭童壺女、識談空、民業一改、我道漸衰、紀土州嘗嘆焉、田園競捨、資産傾盡、善相公深痛矣、臣竊以、是亦足以見太平日久之象、唯有爲可痛哭長太息者、在我神皇之教、陵夷一年甚於一年、國家之學、廢墜存十一於千百、格律之書、日就滅復古之學、誰云問、詠謌之道、敗闕大雅之風、何能奮、今之談神道者、是皆陰陽五行家之說、世之講詠歌者、大率圓頓四教儀之解、非唐宋諸儒之糟粕、則胎金兩部之餘瀝、非鑿空鑽穴之妄說、則無證不稽之私言、曰秘曰訣、古賢之眞傳何有、或溢或奧、今人之僞造是多、臣自少無寢無食、以排擊異端爲念、以學以思、不與復古道無止、方今設非振臂張膽、辨白是非、則後必至塗耳塞心混同邪正、欲退則文已漂巳晦、欲進則老且病且憊、猶豫無所決、狼狽失所爲、伏此請望、或京師伏陽之中、或東山西郊之間、幸賜一頃之閑地、斯開皇國之學校、然則臣自少所蓄秘籍奧牒、不少至老所訂、古記實錄亦多、盡皆藏于此、備他日之考索、僻邑之士、爲絕難及者、或有寒鄉之客、有志而未果者、間多借之讀之、才通一書、百王則盡敬王之道不委于地、若出琢玉之器、則柿本氏之教再奮於邦、六國史明、則豈翅官家化民之小補乎、三代格起、則抑亦國祚悠久之大益哉、萬葉集者、國風純粹學焉、則無面牆之譏、古今集者、謌詠精選、不知則有無言之誡、夫本邦設施學校、權輿于近江朝廷、主張文道、濫觴於嵯峨天皇、菅江家有分彰院、源藤橘和繼起、太宰府有學業院、足利金澤延及、然所藏三史九經、陳俎豆於雍宮、其所講四道六藝、薦蘋蘋於孔廟、悲哉先儒之無識、無一及皇國之學、痛矣後學之鹵莽、誰能歎古道之潰、是故異敎如彼盛矣、街談巷議無所不至、吾道如此衰矣、邪說暴行乘虛入憐、臣愚衷、創業於國學、鑑世倒行垂統於萬世、

首創難成功非經國大業邪繼續易用力眞不朽盛事哉臣之至愚何之知不敢自讓者語釋也國字之多紕繆後世猶有知之者與籍猶存古語之少解釋振古不開通之者文獻不足國學之不講實六百年矣言語之有釋僅三四人耳其爲巨擘新奇是競極無超乘骨髓何望古語不通則古義不明明則古學不復焉先王之風拂迹前賢之意近荒一由不講語學是所以臣終身精力用盡古語也伏以斯文之興廢固在此舉之取捨願閣下留意幸察臣東麻呂誠惶誠恐頓首頓首謹言

〔玉手繦九〕大人嘗て國學校を創立する志ありて、上書して執事に啓するに、未報あらずして歿せり、其志は遂ざれども、其言は傳べし（崎人傳に、國學の學校を京師に開かむとて、官の許をうけ、既に地を東山に卜するに及びしが、病に罹りて年をなれども、成らずして終れり、惜むべし、今の東本願寺の墓地のことぞと云へり、本文に云へるとは異す事にし有れば、內々は其指揮をも受られけむが、故にかゝる命なを承らぬ間にぞ歿られけむ、故にかゝる說は有るにこそ、）

上書彈劾姦曲

〔折たく柴の記中〕九月〇正德二年十一日、荻原近江守重秀、其職を奪はれて召籠らる、世の人大きに悅びあへれども、其故をばしらず、實は此年の春三月より、昨日の十日に至りて、我封事を奉りし事三たびに及びしが故なり、其由は事ながければ一二をばこゝにゑるしぬ、前代〇德川綱吉の御時に、重秀天下の財賦を掌れるよりこのかた、祖宗の良法ことごとくやぶれて、士民の怨苦ゑきりに生せし事ども、世の人あまねくしれる所なれば、今はたいふにも及ばず、〇中略朝鮮の聘事をも、重秀仰を蒙りて其事にあづかれり、申行ひし事ゞも、國體においてしかるべしとも覺えぬ事どもなり、客使迎送の料の鞍馬の一事は、某議し申すことありて、諸國大名の役には仰下されたりける、〇略註そののち月を追ひて改造りし銀の事ども、世の人申す所ありて、諸物の價も平ならず、此事は過にし營造の御事と、朝鮮の聘事によれりとぞいふなる、古には三載功績を考るなど聞えしに、御代つがれし後すでに三とせに及べども、天下の事體初政の御時にかはりぬとも見えず、此年の三月これらの事ども論せし封事まゐらせし時に、才あるものは德あらず、德あるものは才あらず、眞材誠に得がたし、今に至りて天下の財賦をつかさどらしむべきもの、いまだ其人を得ず、年比重秀が人となり、才德二つながら取べき所なし、ゑからざる所にはあらずと答仰らる、古より此かた、眞材の得がたき事は申すにも及ばず、重秀がごときは、才德ありと恩召れん事、もつとも然るべからざる事ども論じ申て、かさねて又封事奉りて、勘定所吟味の役といふ職おかれん事を申せし事、前に見えし事の如し、此ほど御料私領の者ども、爭論の事に就て、評定所に召決する事あり、重秀一人私領のものども皆々其罪ありといひしによりて、衆中敢て論じ辨ふる事なくして事決せず、又此ほど評定所に仰下されし事共をも、衆中にむかひて、仰の旨しかるべからず、論じ申べき事ありといひしにつけて、かかる姦邪の小人用ひさせ給ふ事の御あやまり十條をしるして、九月十日に封事を奉る、我言の激切なるを聞召驚かせ給ひ、明れば十一日の朝に、詮房朝臣仰を奉りて、重秀職奪はれし由を告給ひたりけり、〇略中此人すでに黜けられ、いくほどなく身もまた死したりけれど、其餘毒天下に流及びし事いづれの世に除き盡すべしとも覺えず、中にも軍國の儲、その備足らず、財貨の利、其用行はれざる事のごとき、公私の弊害、いかにともすべからず、天地開闢せしより此かた、これら姦邪の小人いまだ聞も及ばず、これらの事ども三十餘年の間、六十餘州の中、ゑからざる人もあらず、されど兩代の際、當家譜代の御家人など聞えし人々も多かれど、上の御ため身を出して論じ申されしは一人もあらず、我わづかに一臂をふるひ、數寸の管を提げて封事を奉る事やまず、既に三たびに至りぬる際に、たち所にこれを決し去り給ひたりき、後代の人主にはありがたかるべき御事也、その明けの月にはかくれさせ給ひたれば、もしなほ緩々の御沙汰もあらんには、後代には論じ申事もありなまし、あやうかりしほどの事也、古の人、舜の功二十が一に居れりなどいひし事もあれば、その時の詮房朝臣の奉書と、我前後の封事の草をば、我後に傳らんもあしか

らまじ、また我後の人々も、當時君臣の際會をば、思ひわかつべき事なり、

〔續視聽草三集一〕成島司直上書

根なし艸

乍恐不才淺學之私、老年及格別之御厚恩奉蒙存附候義不申上候而は、不忠に御座候故、不顧恐懼申上候、かけまくもかしこき大神君御遺訓にも、一人權を執て百事を行ふ時は、年を追て邪曲多くなり、諸人疑ひ恨むる故、主人の威薄くなるとの上意、又たとひ禮法に少々能き事有とても、古法を改むる上に付て、多くは禍の出くるものなりと上意ありしは、ひたと聖人の道に御叶被遊候御教訓にて、書經に、崇信姦回（邪曲之臣に政をまかせると申事）屏棄典刑（代々の規定法度を捨候事）と申候は、卽ち此事に御座候、漢武帝は高祖の法を改め國々に騷動起り、元帝は宣帝の政を改て、漢の代終に衰へ候、か樣の類數々御座候中にも、宋の神宗と申天子は、隨分と政事に心を勵申候良主に御座候處、王安石と申候者一人に國柄をまかせられ候より、安石自分の氣に合候者計をよく取成て、良臣とも申取立、己が氣に不合ざるものは悉く邪佞と申て、追退候故に、呂惠卿李述鄧綰など、申候姦人ども、安石に取入（青○此下恐脫二苗字一）保甲免役など、申種々の新法を工み出して、大祖太宗の古法を改申候、夫を不可然事と諫言申候者は、政事のさまだけに相成候とて、司馬溫公范純仁など、申名賢をば、皆退役又は遠國役人に仕退け申候、扨其新法は、悉く民を苦しめ四民いたみける故、韓琦と申賢人身命を拋て強く諫め候故、神宗も心付、新法を相止可申と内評有之候を聞附、安石立腹仕、病氣を申立引込申候、此時新法を止め、安石が執政の役を召放し候て、宋の代彌太平に有之可申所を、趙朴と申候隨分正直成者に候ひしが彼是と其事を取扱ひ、評義に日數重ね、決斷仕兼候內、王安石出勤致し、新法を益堅く施行仕候得ば、天下萬民皆怨みはて、終には宋の代衰へ、大亂の基と相成申候、當時水野越前守取行候、上地其外御料所改革、大坂上納金等は、衆人万民苦しみ候由、世上專ら風說仕候、既に上地之御沙汰は相止、武家農商迄一同厚思召難有奉存候、何卒外貳ケ條も、御沙汰止候樣仕度奉存候、先日越前守申達候書面に、御由緒御座候とも、先祖武功にて拜領之地所も、加削は當時之思召次第之儀と申候は、全く御舊法にても改候と申趣にて、甚如何に相聞え申候、王安石常々祖宗之法恐るゝに足らずと申候は、能くも似寄候儀と奉存候、同人是迄氣に應じ取用候、井上備前守根本善右衞門、羽倉外記、篠田藤四郎、曾根勘右衞門などゝ、申人物、全く安石が用候呂惠卿、李定等之類と相見へ申候、此節越前守引込候を承り、百姓町人共は、はや退役仕候と心得、一同誠に雀躍仕、歡聲閭巷に溢れ候、か樣に衆人に怨惡まれ候者は、一日も早く御取退御座候方神慮にも相叶、御太平長久之基と奉存候、安石引込候節之如く、同席共評義手間取候內、万一出勤も仕候て、一同心服不仕後には四民共騷立、騷動を引出し可申も難計奉存候、古人の詞にも、古より君たるの道は、人心を失ひては、治る事を圖るべからずと申候、こゝは威勢にても辨說にても、押付には不相成候、折かくの上の御仁心を、中にもさまたげ候者は、早く御取退御座候樣奉存候、か樣の儀差出がましく奉申上、恐入奉存候得共、御爲と奉存、赤心を申上候幾重にも恐入奉存候、敬白、

成島圖書頭司直上

天保十四卯年閏九月

〔續視聽草三集一〕成島司直上書

老のくりこと

有德院樣（吉宗）御代、山下幸內と申浪人者、御政事を批判し、存意を申上しとき、年寄共は一統に、浪人の身にて、ケ樣なる無禮の義申上候事不屆なれば、御咎被仰付べきにやと申上ければ、たとへ下賤の身にて、無用の事申上たりとも、上の爲にと存、申上たる志しをば、稱美すべしと仰ありて、御褒美に白銀を下さる、是等を皆夏の禹王善言を聞たびに揖されしと申聖人の振舞と、千古

上書受賞

上書被罰

同轍の思召にて、難有御事と奉存候、

〔今昔珍說落穗集〕享保六丑年中、浪人山下廣内上書之寫○本文略

右青山住、久保町之浪人也、捧書入評定所箱書類武門大和大乘と云謙信流の軍學者のよし、信用に足らず候得共、申度事少しも無遠慮申上候、然處御黑書院溜の間へ御老中御列座にて、寺社、勘定、町奉行、其外諸役人被爲召、被仰渡候者、廣内は輕き者に候處、奇特に被思召候、ケ樣之義御聞被遊御機嫌ニ被思召候、各事は其役人に候處、終にケ樣之義不申上候、夫に付廣内諫言も爲御見被遊候よし、三奉行方には寫置よしに候、扨々上之御度量廣き事、乍恐奉感候、皆承者さへ推參之申樣などゝ、不快に見へ候處、一向に無御構却而御機嫌に被思召旨御老中諸御役人に被仰渡候事、中々凡慮難計事にて、諸人奉感候、廣内に者御褒美として白銀を賜ふよし、

〔有德院殿御實紀附錄三〕評定所の甌函に投じたる封事ども御覽せられし中には、盛慮にかなひ御用ひありしことも少からず○略中留守居島田彈正忠政辰が配下の山本庄右衞門某といへる老人、御家人の困窮を救はれん事を其司によりて聞えければ、目付木下清兵衞信名をもてこれをたゞされしに、申所ことはりにかなひしかばやがて褒美を賜はりけり、

享保七年十一月、伊奈半左衞門忠達が隷する、角田川小梅村の農民庄藏といへるもの、甌函に三冊の書を投じて、民間の利病、代官の得失を獻言したり、○略中さて半左衞門を召て、汝が支配所の民、こたび甌函に投じて獻言せし事あり、其書の尾に、三日の間は府内にあるよしあれば、いまだ家にはかへらじ、速に汝がもとによびて、よくも神妙に聞えあげたるよし褒詞を加ふべし、あなかしこ、あら〳〵しくないひそとのたまひしとなん、

〔應仁記一〕熊谷訴狀之事

其比近江國鹽津ノ住人、熊谷ト云奉公ノ者アリ、智仁勇ノ三德ヲ兼備ヘテ、文武ニ惑ヲ不懷者アリ、當代ノ御政道ノ不正事ヲ悲テ、密々諫言ヲ綴テ、目安ノ狀ヲ進上ス、義政將軍被御覽、金言忽ニ逆耳ニヤ、大ニ瞋リ、其諫ル處ハ一トシテ道ニ離不違其司ニ非ズシテ法ヲ行ヒ、諫言ヲ納ルヽ條狼藉是也、史記云ク、其人ニアラズシテ其官ニ居ス、是謂亂天下ト、所領ヲ沒收セラレ、熊谷左衞門其身ヲ追放セラレケルゾ淺間敷ケレ、

〔熊澤了介先生事跡考〕憲廟○德川綱吉又先生の經濟に長せし事を聞しめさられしにや、日向侯○古河侯松平日向守信之に命有て、先生を古河に召しめたまふ、貞享四年丁卯秋八月、先生古河にゆく、侯の敬禮益篤し、同年冬十月、江都に封事を奉り、海内の政務を更始せんとす、大に旨に忤ふこと有て禁錮せらる、

首註　天和二年、堀田備中守正俊大老たる時、先生を江戸に召したることありといへど、内密の事なるにや、此書には見へず、貞享二年先生池田綱政朝臣を直訴せしことあり、又此封事を取次し事に付き、大目付田中孫十郎友明、貞享四年十二月九日、御役召放さる、是は先生の門人也、同役河野權左衞門も、同日御役召し放たり、此封事は、今の世に行はるゝ大學或問のこと也と云ふ、

〔先哲叢談三〕熊澤伯繼、字了介、介或作海小字次郎八、後更助右衞門、號蕃山、又號息遊軒、平安人、仕備前侯○略中

明石侯本師尊蕃山、禮遇甚厚、後侯移封古河、蕃山從移之、未幾遂以言獲罪大府、乃被幽于古河、

〔有德院殿御實紀附錄三〕かく下言をもとめられしかど、令にそむき罪せられしものも亦多し、深見新右衞門玄岱儒役が子某、才學あるものなりしが、封事をかの甌函に投じて獻言したるに、凡家人たる者は、おもふことあらば、其司につきて聞え上べき事なり、農商とひとしきふるまひせるはひがことなりとて、重き御咎を蒙り、○略下

雜載

〔植崎氏上書〕右植崎氏之上書天明中、白川侯執政之時ニ建言シ、又白川侯退職ノ後ニ建言シ、遂ニ罪ヲ得テ片桐侯ニ幽セラレ、文化四年ニ泉州小泉ニテ物故セリ、政府殊更ノ撰用ナシトイヘドモ、後來ノ政治、植崎氏ノ言ヲ用ヒ玉ヒシコト少ナカラズ、　大塚靜識

〔鳩巣小說上〕一權現樣〇德川家康御時、誰ヤラン存寄書付候テ、一封ヲ御前江持參アリ、內々申上度義共書付申候、御覽遊サレ候テ下候樣ニト申候ヲ、御聞被遊候テ、夫ハ某ヲ諫メ申趣ニ候哉、唯今夫ニテ讀候得ト被仰候、其時其人封ヲ切テヨミ申候條毎ニ、何ノ事ト申時、必一ケ條〳〵ニ御手ヲ組レ候テ、尤成事ト御感被成候、夫ヨリシテ奇特成事過分ニ思召候、其書付此方エト被仰候テ、御取被成候、其節本多佐渡守モ侍リ、聞被申候、右ノ人立テ後佐渡守ヘ如何存候哉ト被仰候得バ、アノモノニハ相應ニ御座候、ヒトツモ御用ニ立申儀ハ無之候、モトヨリ其節被仰候ハ、イヤ〳〵左樣ニテハ無之候、元ヨリ才ノ及ザル所ハ無是非候得共、多年此方爲ニ可申ト存候テ、ケ樣ニ心ヲ附候事、此方承候得バ、大ニ感ジ不申候テハ叶ヒ不申事ニ候、夫ヲ左樣ニ何ノ用ニモ立不申抔トハ、申間敷候ト仰ラレケル、

〔東照宮御實紀附錄十九〕江戸へうつらせ玉ひし頃、〇德川家康角田河邊へ鷹狩をさせられしに、北條が頃より江戶に住居せし處士何がし、御路の傍に進み出て、己が意見かきし申文を捧たり、これを御覽ありて何とも宣はず、されど御前を憚らざるとて、囚人の事司る石出帶刀が屋敷の內にいましめおき、日數經て後、その者いかゞせしと尋玉ひしに、玄か〳〵のよし申上れば、かれ刑法を犯せしといふにもあらざるを、永く囚獄せしむるは不便のことなり、速に放ち出すべし、かれ我治法の北條が時と變りてよからぬよし、數ケ條書連ねたれども、一條として用ゆるに足らざれば、申文もたゞそのまゝに捨置しなり、何ぞ一條もその中に用ゆべき事あらば、ほめて遣さんとおもひしに、えうなき事のみかいたるはとて、ほゝゑませ玉ひしとぞ、

古事類苑

政治部五十七

下編

印

名稱
朱印
黑印

印ハ後ニ印形、印判、又ハ判物トモ云フ、判物ニ朱印アリ、黑印アリ、印肉ノ色ニ依リテ其名ヲ異ニスルモノナレドモ、希ニハ華押ヲ以テ黑印ト稱シ、此ヲ朱印ヨリモ重シトスルコトアリ、加判、奥判等ハ、專ラ他人ノ行爲ヲ證明スル時ニ捺印スルモノニシテ、縫印、割印ハ豫メ文書ノ錯誤ヲ防グニ用キル、

爪判ハ又拇印ト云フ、拇頭ニ墨ヲ塗リ、爪ニ係ケテ之ヲ印スルモノニテ、專ラ書ヲ解セザル人ノ間ニ用キラル、血判ハ小刀又ハ針ヲ以テ指ヲ刺シ、其血ヲ以テ書券ニ捺スルモノニテ、手印ト等シク之ヲ盟約ニ用キタリ、印ノ事ハ尙ホ上編印篇ヲ參看スベシ、

〔書言字考節用集七器財〕〔印判サンセウ漢官儀二千石以上銀印、其文曰章、〕

〔書言字考節用集七器財〕〔印章サンセウ漢官儀二千石以上銀印、其文曰章、〕

〔名物六帖器財一印章符牌〕〔紅印シュイン明律正宗〕

〔安齋隨筆後編十四〕一朱印と今時いふは誤り也、古は印は皆朱印也、黑印は近代の事なり、黑印といふ詞あり、古は印とさへいへば、いづれも朱印也、されば古書には印とばかりあり、朱の字は無之、〔金澤文庫、佛書には朱印、儒書には黑印なり、黑印も近代に非ず、〕

〔萬金產業袋一印判〕朱印肉拾匁　五度計煎じ、日にさらし、くろみをとりて、〔本朱、八匁おらんだ繼、瓜分ごまの志らし〕

ぼり壹合、蠟と油と一所にせんじ、もぐさ、朱をいれ、よくつくべし、黒印肉もぐさ拾匁、本ゆふ五分、さらし繼貳分、ごまの油壹合五夕、かたべに貳分、調合、右朱印肉同断、

〔機務覽要 二〕寛政十二申年八月二日

一宗對馬守ヨリ御目付松平田宮江問合之由、持傳之印形青肉用候而も不苦候哉之旨、定ニ而も有之哉之旨、答、青肉之儀御定と申儀者無之候得共、公邊ニ用候者、黒肉之方ト存候、

右之通存寄無之哉と自分相談有合河内守佐渡守へも見せ、存寄無之旨及挨拶、

〔信綱記〕一家光公御代、俄に御朱印押候事有之砌、總じて御朱印を押候には、紙の下に木綿わたを敷、押申ねば印肉付にくし、然ども俄に木綿わた無之故、已に町へ可申遣處に、松平伊豆守殿〇信綱閉之被申候、御納戸に長崎より來り候御道具につめたる木綿わた可有是を取出し候樣にと有之て則たづねたくさんに持來是を敷朱印押候へば殘所なし、

〔甲斐國志百十九附錄〕西郡加賀美村法善寺所藏、他寺社所藏御判物者多カラズ、尋常所賜ハ福德御朱印、但取次人名ナキ者ハ稱之御直判ナリ、諸士ニモ賜之、

甲斐國法善寺領加賀美内九拾八貫六百文、寺部内壹貫文、藤田内壹貫百廿文餘、加賀美中條内壹貫五百文等之事、

右所令領掌不可有相違者、守此旨被可抽國家安全之精誠之狀如件、

天正十一年四月十九日　　家康（花押）

〔寺格帳上淨土〕御判物　高九千四拾石　法善寺
同　高千五百石　御靈屋料
同　高貳百石　方丈領　増上寺大僧正
　　隱居領

〔寺格帳下禪〕御直判　高八百九拾貳石餘　京五山ノ上東山深紫衣　南禪寺

〔伊勢貞助雜記〕一御内書に御朱印おされ候事候哉、おもてむきの御内書に、朱印の御事不致覺悟候、又古府案にも不及見申候、琉球國へ御朱印をおされ候御事は、勘合と申て各別の御儀にて候、大唐琉球高麗此三ヶ國へは勘合と號して、彼三ヶ國より調進申、其をおされ候事候、下々にわりふなど、申やうなる儀候、此勘合法住院殿樣〇足利義澄御代に紛失仕たるによりて、式々の唐船無渡海候、然を大唐の勘合ばかり大内家に被預置候、是は各別之儀候、御内書に被捺御朱印儀は、面向に如何と不審候、自然之御用ニ、御印をば慈照院殿樣〇足利義政代に渡唐船の時、大唐にて調進候を貞宗致進上たる旨注置候、御内書に被捺段は不相見候也、

〔幕朝故事談〕公方家

大名在所への御奉書は、老中連印かき判なり、人衆を出し候得との御諚は御黒印也、御黒印と云は花押の事也、文字は御名乘なり、御三卿樣御領地被下の節は御黒印なり、御黒印が御朱印より重し、

〔印章私記〕嘗聞嘉祥寺古文書、昌泰二年〇二年七月同三年〇月有用墨印者、按唐六典、左藏令掌邦國庫藏之事、凡出給先給、先勘木契、然後錄其名數、及請人姓名、著印送監門、乃聽出、若外給者、以墨印印之、疑用此製者矣、

〔甲陽軍鑑二品第七〕古信玄公廿三歳の御時駿州より山本勘介を、百貫の知行と定てめしよせられ、御對面の其座にて、二百貫の朱印を被成下、

〔甲陽軍鑑十九品第五十〕天正元年五月より、其年中に諏訪富士戸隱を始五ヶ國の諸社諸寺へ、勝頼公繼目の御朱印出る也、

〔大友記〕石松源五郎立花ノ城ニ參ラルヽ、事附戸次道雪御老中へ申遣ル口上書之事

宗麟公御上洛ナサレ、秀吉公ニ御目見ナサレ、抑大友ハ、代々九州ノ探題職ニテ候ニ、此八九年ガ

間、龍造寺秋月等ソレガシヲ背キ、己ガホシシ、夕ニハ龍造寺ニコヽロヲアハセ、其身耻ヲモカヘリミズ、表裏バカリニテ侍ノ義理ヲシラズ候中ニ、立花ノ城主戸次道雪、高橋紹運ト申者、名ヲ惜ミ義ヲ專ニシテ、二心ナク數箇年籠城仕候、ハヂアル侍ニテ御座候間、殿下ノ御家人ニモ被成ベク候ヤラント仰アゲラレケレバ、關白ヤガテ可被召出トノ御朱印ヲゾ下サレケリ、其後宗麟公御下向マシ〳〵テ、道雪紹運ヘ彼御朱印ヲゾ下サレケリ、誠ニ弓矢取身ノ面目カナト、皆人ゴトニ羨ミケリ、

〔古文書類纂上　御朱印幷御判物〕慶長十三年加藤清正領知宛行狀　肥後北里亥久太郎所藏

宛行所領之事、益城郡赤見村之內を以、百五拾石遣之候、全令所務可抽忠勤之狀如件、

慶長十三年八月廿六日　　清正黑印

北里左馬殿

〔古文書類纂中解〕後水尾天皇元和元年江州諸浦總代願書　近江滋賀郡舊鄉士共有

乍恐申上候

一信長樣御代より、御公儀御役儀仕候ふねは、みなとへさきに著次第、荷物積候へと被仰付、御朱印被成下候御事、

一太閤樣御代にも、如先例御朱印被下候御一御次目の御朱印之儀、先年石見殿迄申上候へば、御氣嫌次第可被仰上とて相延申御事、〇中略

右條々被仰上、御次目の御朱印被成下候はゝ、忝可奉存知候、以上、

卯七月日

進上御奉行樣

〔武家嚴制錄一〕新院御所御條目　〇條文略

承應四年正月十一日御黑印

〔伊達家文書〕被仰付御法度之覺〇中略

右之通之仰渡、慥ニ承申候、此組中ニて、右之御法度相背申者御座候者、則可申上候、爲其連判仕、書物上申候、以上、

明曆貳年二月十四日

紺野半十郎黑印花押

松木正九郎黑印花押　〇以下二人略

堀越甚兵衞殿

柳生權右衞門殿

〔享保集成絲綸錄十三〕寬文五巳年三月

覺

一御當家御三代之御朱印所持之寺社之輩勿論、御兩代之御朱印頂戴之分迄、不依寺社領之高下ニ繼目御朱印可被下之事、

一御一代之御朱印頂戴之寺社領者、先五拾石以上之分、御朱印可被下候事、

一寺領無之、境內計之御朱印雖在之、於一宗之本寺は、繼目御朱印可被下之事、

右之通被仰出候間、面々領分在之寺社之輩、今年六月中、江戸江先御代之御朱印持參候樣ニ可被相觸之候、紙面之外者、重而可爲御沙汰之間、不及參府之旨、堅可申渡之者也、

三月〇略中

寶永七寅年十二月

覺

一萬石以上之面々江、領知之御判物御朱印被下付而、安藤右京進、〇寺社奉行　松平備前守、〇奏者番可相改

旨、被仰付候事、

一御代々之御判物御朱印所持之面々者、御判物御朱印に寫を差添出之、右兩人御本書拜見之上、寫を可留置候、勿論國郡鄕村高辻注帳面可被差出之、御朱印無之面々者、領知之高、國郡鄕村委細書注、兩人江可被相渡之事、

一御加增拜領、或所替之面々、或御判物御朱印高之內、領知分候面々、其旨具書注、兩人迄可被達之事、

右之外可相伺儀者、兩人江可被承合候、以上、

十二月〇略中

寛保元酉年九月

御勘定奉行江

淺岡彦四郎御代官所
信州水內郡西條村百姓

安之丞

銀拾枚

判物所持罷在候由ニ而、此度差出候權現樣御朱印ニ付、公儀ニ被留置候、依之白銀被下之候、

松前隼人知行所
武州兒玉郡兒玉村

平野治左衞門

銀拾枚

判物所持罷在候由ニ而、此度差出候台德院樣〇德川秀忠御朱印ニ付、公儀ニ被留置候、依之白銀被下之候、〇略中

右之者共、當地江呼寄可被申渡候、松前隼人知行所之者は、隼人方江可被達候、尤御納戸頭可被談候、

九月

寛保三亥年十月

松平大和守

酒井雅樂頭

黑田大和守

右之面々、領知御朱印改可被下候間、郡村相改書付可被差出候、

一右之外々も、村替等ニ而、御朱印改可被下面々有之候ハヽ、人別書立可被相伺候、

十月

松平秀之助　土岐丹後守　牧野備後守

榊原小平太　松平越中守　太田攝津守

松平福次郎　戸田大炊頭

〔寺格帳上　天台〕

高五拾石

御朱印高五拾石と申傳、地面ハ有之候得共、御朱印寛永十二亥年、自火ニ而燒失無御座候、其後御書替相願候得共、御書替不被成下候、天和二年、又々自火ニ而燒失故、留等無御座候、御書替願候節之譯不相知候、

〔甲州巨摩郡若神子村正覺寺御朱印燒失一件〕口上覺

上州德川　永德寺

一大猷院樣　御朱印

一御代々樣　御朱印

都合九通、高五石、

右者甲州巨摩郡若神子村正覺寺儀、去十月六日夜七ツ時頃大雨中、何ニもの之所業ニ候哉、同寺庫裏江建置候寶藏之壁伐破り、內江火を附逃去候ニ付、住持禪峯折節病氣ニ有之候得共、早速心附、御朱印等持出度與存、火煙之內江駈入探鑓仕候得共、猛火一面ニ相廻り氣絶仕、前後不弁、漸被引出、終ニ寶藏燒失仕候ニ付、近末擅中摠代竝村役人一同立會燒失之品々取調仕候處、燒殘之品茂有之候得共、第一頂戴仕罷在候御朱印之儀、二重箱ニ御納大切ニ守護仕置候得

共、御箱之儘所在一切無御座、乍恐焼失ニ候哉、紛失ニ候哉、何ニ共難決、深恐縮仕罷在、禅峯儀者、素々病氣之處、大切之御朱印、右樣之次第ニ付、心痛之餘り、病氣差重り狂氣同樣之姿ニ罷成、無徐岐代兼末寺摠代同國同郡穴平村見明寺等、甲府御代官加藤徐十郎殿江、別紙寫之通御届申上候處、御朱印之儀者、早速日限尋方被申付候段、國錄廣嚴院大泉寺江届出候間、右住持禅峯儀者、深慎申付置、右當寺ゟ別紙寫之通役僧を以、國錄共心得方伺出、拙寺共ニおゐても深恐入候儀ニ奉存候、依而篤與糺明仕、御届可奉申上儀ニ御座候得共、遠路懸ヶ隔旁急速行届不申、御届向延日仕候而者、別而奉恐入候間、此上如何指揮仕候而、宜敷儀ニ御座候哉、何卒格別之以御慈愛、御指揮之程奉願上候、以上、

亥〇文久三年十一月　　富田　大中寺

寺社御奉行所御役人中〇略中

御咎附之儀

元加藤徐十郎當時福田下總守御代官所
甲州巨摩郡若神子村曹洞宗正覺寺　　禅峯

右天保四巳年、間部下總守寺社奉行之節、伺之上御咎申附候、

御朱印地豆州伊豆權現別當右義眞言宗般若院大空儀、伊豆權現御朱印、幷關東右義眞言宗ニ被下置候御條目、前々ゟ預居候者、大切ニ守護いたし、火之元之儀も精々入念候樣可申付處、内佛ゟ及出火、殊ニ御朱印御條目等迄不殘焼失いたし候次第ニ相成候段、病中と者乍申、右始末不埒ニ付三十日逼塞申付候例ニ見合三十日逼塞與

子〇元治元年七月〇中略　　御咎附之儀

乍恐以書付奉嘆願候

一甲府御代官御支配所、同國巨摩郡若神子村曹洞宗正覺寺禅峯奉申上候、拙寺儀、寛永十九年、同國同郡同村之内高五石、大猷院樣ゟ御朱印奉頂戴、其後從御代々樣、如先規御書替被成下、都合御朱印九通頂戴、乍恐御武運長久國家安穩、長日御祈願無怠慢勤行仕、難有仕合奉存候、右御朱印之儀者、桐貳重箱幷納置長持之内江奉安置、尤同長持之内江寺附大切書類共入置、兼而土藏之内江入奉守護置候、然ル處去ル春中ゟ、拙僧儀病氣ニ而引籠、藥養罷在候折柄、同十月六日夕刻、用事有之、隨侍之僧燈灯持參ニ而、土藏内江出入仕候節、火氣散居候哉、同夜七時頃、右土藏中ゟ及出火、乍病中驚入、早速ニ寺内之者呼立、土藏伐破り、寺中人數取掛り、防方仕候得共、折惡烈風ニ而防兼、乍恐御大切成御朱印九通不殘奉焼失、恐入罷在候、早速右之段、御支配御代官所幷國錄所江相届、同寺ゟ添簡ヲ以、御用番松平攝津守樣江御届申上、尤焼失之砌、拙僧病氣ニ付、代同州同郡穴平村見明寺魯道、末寺摠代清泰寺本曉、村役人摠代名主藤吉、右三人出座仕、於御同侯樣、右始末御調中、拙僧於國許御墨印幷寺附隨意會免牘共焼殘形、灰中ゟ見出候ニ付、乍病中押而出府仕、右品形ヲ以、御届申上置候處、追て御吟味中、御同侯樣被爲遊御退役候ニ付、當御奉行所ニおゐて、右始末再應御吟味之上逼塞被仰付、深相愼罷在候處、去九月十二日御免被仰付、難有仕合奉存候、右御朱印御書替御下ゖ之儀御願奉申上候、茂深奉恐入候得共、拙僧儀拙寺開山以來先代歷住、暨末代迄之不幸、此上茂無御座候、向後寺務相續茂難相成、拙僧儀も多病ニ御座候得者、餘命難計、旦夕種々心痛仕候ニ付、不顧恐多奉願上候、何卒格別之以御慈悲、高五石御朱印御書替頂戴被爲仰付置候樣、偏ニ奉願上候、前條之始末柄被爲聞召譯、以御憐愍何卒御書替頂戴被爲仰付被下置候樣幾重ニも奉歎願候、通、御聞濟被成下置候はゞ、生々世々、廣大之御仁惠如何計歟難有仕合奉存候以上、

元治元甲子年十二月　　甲府御代官御支配所　甲州巨摩郡若神子村曹洞宗正覺寺

寺社御奉行所御役人中〇略中

同〇慶應元年二月　廿七日

一今日采女殿内寄合江出席可致處於増上寺有章院樣御法事ニ付、同所江相詰候ニ付左之申渡、表以手紙頼遣ス、

訴訟

若狹守掛

一

去亥十月中、自坊主藏より出火之節、御朱印焼失ニ付、御書替被下候樣仕度願之儀ニ付、御老(朱書)中江伺上、追而御序之節可被下置、掛(朱書)り出席無之ニ付、其旨掛江可届、

〔駿河國西伊太村靜居寺御朱印染汚出來候一件〕子十二月廿一日

一左之通持參

役人請取置

奉伺口上書之事

一拙齋支配下、駿州志太郡山西伊太村靜居寺儀、去十一月廿八日寅之上刻頃、本堂講經中、何もの歟忍入、方丈之床ニ置候御朱印箱持出し、御本紙取散し、内壹通御當代樣御分染汚相出來、奉恐入候段、別紙書付之通届出申候、

右者不容易御品ニ付、如何取計仕候而可然哉、乍恐御伺申上候、何卒宜御指揮奉願上候、以上、

禪峯印

甲州巨摩郡若神子村曹洞宗正覺寺病氣ニ付代　普門寺

出席　富田　大中寺

可睡齋

元治元甲子年十二月

寺社御奉行所〇略中

同〇慶應元年六月　廿七日

一左之通、於評席直申渡畢而於證文取役人出席、請證文爲讀聞、印形取之、

申渡

其方儀於本堂讀經中、何ものニある哉、居間床上ニ差置し御朱印持出し、終ニ染汚出來る次第ニ至ル段、畢竟心附方等閑故之儀、右始末不埒ニ付、急度叱り置、

但御朱印者、其儘大切ニいたし置べし、

右申渡之趣證文申付ル、

遠州可睡齋印

駿州西伊太村　靜居寺　天成

遠州可睡齋代　龍昌寺　大宗

右之通申渡ス間、得其意、證文江奥印いたすべし、

〔徳川禁令考六十戸籍〕人別送之事〇略中

本文名主共、實印可仕儀ニ御座候處、一體是迄他國江追々數通印形差出置候儀、何共追年心配仕、殊送書ハ當人相渡差遣候儀ニ付、可相成候ハヾ、押切印形仕置申度、一同再應勘辨仕候上、此段御聞濟奉願上候、

組々名主共

六月

下ケ札　〔書面申立候趣一應尤之筋にハ候得共、在方免許、狀等之見渡も有之候間、實印之方可然候、〕

〔御定書百箇條〕御料一地頭地頭違出入幷跡式出入取捌之事　寛保三年極追加

一加判人有之、慥成讓狀幷加判人無之候とも、當人自筆にて印形無相違、書面怪敷儀も無之にお

實印

加判

ねては、譲状之通跡式可ㇾ申付、尤格別之筋違に候はゞ、吟味之上、筋目之ものえ可ㇾ申付事、

〔享保集成絲綸録 四十 四〕元祿十四巳年九月

覺

一家屋敷書入之儀、名主、五人組加判無ㇾ之、相對之證文ヲ以、手付金請取之ニ付、二重に書入候も有之、旁不實に相聞候間、向後名主五人組加判無ㇾ之、相對之家質證文之類は、公事相ニ成候共、裁許及間敷事、〇略 中

右之趣堅相守之、令ニ違背ㇾ候はゞ可ㇾ爲ニ曲事ㇾ者也、

九月

〔明良洪範 九〕台徳公〇徳川秀忠御代ニ、公家衆參向ノ事アリ、御馳走人ハ山崎甲斐守ニ仰付ラル、此甲斐守ハ、至テ正直成人、心ニ思フ通リヲ辭ニ述ケル故、人ニハ一コク者トイハレケル人也、此度御馳走役相濟ンデ、右入用ノ帳面ヲ御勘定方ニテ仕立テ、山崎甲斐守ニ印形押レヨト云、是ハ先例ナル由、然ルニ甲斐守答テ、御馳走役ハ上意ニ付相勤候へ共、其入用御帳面へ吾印形ヲ押ス事ハ仕間敷候ト云、御勘定方色々申サレケレド、一向承引ナク、入ル出ルノ儀ニ與ル役ハ、我仰付リシ事ナシト云、御勘定方モセン方ナクシテ歸リヘ行キ、右ノ始終ヲ語リ、右ノ儀ニ付、我等印形仕ラズト、立腹ノ餘リアラヽカニ云ヒ、張ヒヂシテ大炊頭ノ顔ヲ見詰テ居ル、此時大炊頭至極落付キ、靜カニ答テ、甲州ノ申サルヽ所至極尤也、上様ニモ、左様ナル儀ヲイカデ貴殿へ仰付ラルベキヤ、夫ハ貴殿方ノ用人ニ印形致サセ然ルベシト云、甲斐守モ心解シ樣子ニ、成程左樣ニコソ有ベキ事ナレト、帳面取寄セ、用人ヲ呼寄セ、印形致サセケル、其時大炊頭再ビ曰、貴殿ノ用人ハ陪臣ノ事故、貴殿奥印有ベシト云、甲斐守、御尤也トテ、奥印シテ相濟ケル、其時大炊頭落付テ靜カニ答シト、又答ノ初ノ辭ニテ、甲斐守ガ立登リタル心モ

代判

鎭リテ、カク滯リナクコト濟シト也、是ハ土井ガ用人大野甚兵衞其座ニ居テ聞シト話サレシ、

〔徳川禁令考後聚 五 制禁布令〕元文五申年

年貢諸役村入用等帳面印形可ㇾ取置ㇾ旨之儀ニ付御觸書

一諸國村々大小之百姓共、年貢 井 諸役懸り物、或村入用等に至まで、毎年名主組頭念入帳面に玄るし、總百姓立合、勘定無ㇾ相違ㇾにおゐては、銘々印形取置可ㇾ申、尤名主組頭も右帳面ニ奥判可ㇾ仕事、

一右者定りたる事たりといへども、端々には年來之仕くせを以、毎年勘定帳面、總百姓印形をも不ㇾ取置ㇾ、出入に及び候儀、間々有ㇾ之候條、自今以後、此旨急度可ㇾ相守ㇾ事、

右之趣、知行村々江可ㇾ相觸ㇾ候、若此以後出入におよび候はゞ、地頭可ㇾ爲ニ越度ㇾ候、以上、

九月

右之通可ㇾ被ニ相觸ㇾ候

〔大坂堺問答 乾〕一出入中異變之事

一相手代判付之者ニ候處、代判致ニ病死ㇾ跡代判極次第願出候樣申渡、出入中代判致ニ病死ㇾ候ハヾ、出入引上代判極候上可ㇾ願出ㇾ旨申渡候、

此儀訴狀差出候處、相手代判致ニ病死ㇾ跡代判未ㇾ極旨斷出候ハヾ對決差日迄ニ跡代判極候樣申渡、代判人極候ハヾ、訴狀帳取替遣、其儘爲ㇾ請申候樣申渡、極候ハヾ、殘日數濟方申付候、都而出入中、代判致ニ病死ㇾ候ハヾ、右切日迄ニ代判極候樣申渡、極候ハヾ、殘日數濟方申付候、都而出入中、代判致ニ病死ㇾ候節は、本人病死いたし候節取計同樣ニ御座候、〇略 中

一代判ニ而之願付有ㇾ之、其者身分ニ付、外吟味筋有ㇾ之、入牢所領等相成候而も、自分之願同樣前ケ

條之通可申付候、

此儀代判ニ而も無差別前ヶ條同樣ニ御座候、

但出入中之方、代判人之身分取引銀出入ニ而吟味筋之方は致代判罷在候家ニ付候儀等ニ候ハヾ、其品ニ寄御書面之通於當表同樣取計申候、

〔大坂要用錄五〕病身ニ付代判附願一件

午恐口上

一私儀町内にて住宅名前之家屋鋪何ヶ所所持仕罷在候處、近來打續病身ニ付、月行司ニ相當り候節難相勤候ニ付、此度親類共相談之上、名前其儘差置（親類續之もの或は別家手代）何町何屋誰と申もの代判ニ仕、万事爲相勤申度奉存候ニ付午恐奉願上候、何卒右代判附之儀御聞屆被爲成下候ハヾ、御慈悲難有可奉存候、已上、

年號月日　　何町　何屋誰

誰　代判人　何屋誰

右之通相違無御座候ニ付、午恐倶々奉願上候、已上、

年寄　何屋誰

御奉行樣

右御月番地方御役所江願上候處、御聞屆被爲成下候、

〔徳川禁令考後聚十二行刑條例〕人別帳にも不加他之もの差置候御仕置之事〇略中

比例罪

安永二巳年御渡

縫印
割印

大坂町奉行伺

養父を殺し附火いたし候一件之內

長堀茂左衞門町佃屋長左衞門家守
錢屋彌助幼少ニ付
代判　次兵衞

〔名物六帖器財一印章符牌〕全印　半印（ワリノイン　スモチカニイン）　角印（ウラノツキイン）共同上〇明律正宗

面印（テモチノイン）仕學大乘、點看例內、一ニ面印、一ニ背縫印、見上　縫印（ツキアイン）未信編、夾入實收、粘連成卷、向下斜用ニ縫印一、收貯備查、律例類抄、其接紙、須用ニ縫印一鈐蓋上

〔室町家御內書案上〕一加賀國石河郡——事

天文十二年十二月二日

高木民部丞殿

左衞門尉在判

大和守在判

校正事、裏ノ續目ニ判形在之、爲兩人可然上衆次第也、就之兩樣アリ

〔徂徠集十五紀行〕峽中紀行下

十五日、〇寶永三年八月　五更發取道板墻、當過惠林寺、訪鹽山上天目一也、〇中略　僧語、此地爲牧莊、或號馬城、始爲源道蘊邑、世所稱二階堂出羽入道者也、道蘊請疎石開山、笏室前心字池卽國師遺蹟、往視右二點、十五日、〇寶永三年八月　五更發取道板墻、當過惠林寺、訪鹽山上天目一也、〇中略　僧語、此地爲牧莊、或號馬城、始爲沙土坍所沒矣、及機山時、從正法請快川來住持、在永祿六年、而封芬署七年、請出觀之、其文詞極恭、量田帳籍心縫處、印福祿二字、圓徑八分許、總計處精字亦圓一寸二分、蓋當時鄉有司所用官印、皆色朱、今俗間所罕見也、

〔知行所申渡條目〕定

一百姓面々作り前之年貢、庭帳ニ其納候分ハ、其所々ニ而其百姓ニ判形いたさせ、名主組頭方よりも、其小百姓方へ度々に請取いたし可相渡候、庭帳之とゞ目にハ、役人幷

名主組頭、其日出合申五人組、内外に急度押切判可仕候事、〇略中

寛保三癸亥年四月

武州入間郡鹿下村〇以下三村略　同國男衾郡甘粕村〇以下二村略　鮎瀬登與次〇以下二人姓名略　右村中

封印

〔地方凡例錄七〕一諸帳面寸法之事〇略中

一御勘定帳　竪壹尺四分　横七寸六分　綴目外七分　紙厚程村、袋綴、

但綴目〇目付切張〇御老中〇調印有之に付平等にて、綴目不高様に致す、

〔紀侯言行錄中〕小笠原右近大夫忠政より壺胡籙贈られし事

御約束ニ而小笠原右近大夫忠政より、壺胡籙矢禦など箱ニ入、封印して被進上、

〔勘契備忘記中〕正徳五未年

元方拂方　御金藏役人納拂等勤方定書〇略中

一御金藏納拂定日者勿論、臨時納渡有之節も、御金奉行相揃可有出勤候、元方拂方共に御藏開候度々、同役立會、封印改之上開可申候、壹人して開間敷候、御用相濟候はゞ、同役中申合、萬事念入申付、御藏幷總圍之門封印共、前々之如く、元方御金奉行、拂方御金奉行立會、念を入相封致置可申候、〇略中

一御藏金銀包紙、又者上箱封印損候節、包改直候事、後藤幷大黒屋長左衞門等御藏へ呼出、於御藏包直、封印をも仕直候樣致少にても爲包改之、町人共へ渡置候儀堅可爲停止事、

〔二條在番中手留〕文政三庚辰年十一月廿二日

一今日御金藏封印切替候に付出雲守同道にて、直に同人小屋江罷越、平服に被成候、無程御門番頭御藏奉行御殿番重野長左衞門、同見習三輪市十郎被參候間、先江罷越候樣申達候處、御門番幷御藏奉行には殘り被居候、我等共御門番衆連印之封、扣共四枚我等方にて認持參致し候に

血判

付、各調印致し候、

〔書言字考節用集九言辭〕血判（クツバン）神文所用

〔貞丈雜記九書札〕一後代世の風俗悪く成りて、偽あるゆゑ、世の人物事うたがひふかくなりしに依て、名ばかり判ばかりにては證據にならずとおもひて、判の上に名乘を書せ名乘の下に判をかかせて取る也、今世にてはそれにても猶たらずとおもひて、名乘と判との傍に印をおさせて取る也、それにても猶たらずして、誓詞起請文には名乘判印の上に血を出してぬる事になりたり、

〔要筐辨志二〕諸家の規則

一御代替之節諸大名誓紙之儀、御老中御役宅、萬石以下評定所、大名衆誓紙之節、右以前ニ公用人、塗盥ニ泔杯持出之、水手を遣ひ候樣申候、夫より直ニ誓詞之事、是被取込候節、血判不成衆抔多ある事也、依而血出易を以、如斯せらるゝ也、〇略中

右何も自分差料之小柄ニ而、誓詞被致候事、

〔甲子夜話六〕誠嶽君諱誠信　松浦肥前守清〇ニ謂ヒ給ヒシハ、我ハ御代替ノ誓詞ヲ、兩度マデ老職ノ邸ニテ爲タリ、其時坐席ニ小刀ヲ用意シテアルガ、其小刀ニテ指ヲ刺セバ、出血コヽロヨカラズシテ、血判アザヤカナラズ、因テ大ナル針ヲ能ク磨キ懷中シテ、是ニテ其事ヲ遂タリ、又豫メ膏藥ヲ懷ニシ、事畢レバ乃コレヲツケタリトノ給ヒタル故ニ、清モ當御代替ノ誓詞ノトキハ、誨ノ如ク針ヲ以テ指ヲ刺タルニ、快ク血出テ血判ノ表モ恥シカラザリシ、其席ヲ退キテ血流止ラザリケレバ、即誨ヲ以テ用意シタル膏藥ヲ疵口ニツケタレバ血止リヌ、慈教カタジケナキコト也、

〔淺野家文書〕端裏書　信孝樣信雄樣江從秀吉樣被露狀之寫

去八日之御書、今日十八日午刻謹而〇而下有ニ脱文一拜見、仍一柴田與我等〇豐臣秀吉間柄、何と哉覽可被成之由、忝奉存候乍去一ツ書幷誓紙血判之筈相違入申

間敷と存候事、○中略
岡本次郎右衞門尉殿
齋藤玄蕃助殿

〔甲斐國志附錄〕天正十七丑年、神祖御國中御法度被定、○中略是年伊奈熊藏九筋ノ撿地ヲ被命、百姓ニ渡タル起請文一通アリ、一條一蓮寺ニ藏セル紙ハ、牛王寶印ノ裏ニ書シ血判ナリ、

〔伊達日記下〕一秀吉公御違例ニ候處、次第ニ重候故、諸大名衆ヲメサレ、御病氣ツヨク候間、御他界モ候ハヾ、秀頼公ニタイシ、逆意存マジキ由、誓紙仕ルベキ由、被仰出候ニ付、熊野牛王ニ血判イヅレモ被成候ヲ、大峯ニヲサメ可申由御意ニテ、聖護院殿山伏多被召連御登山ニ候、

〔御當家令條三十四〕公事裁許役人起請文前書

一奉對兩御所樣、○德川家康其子秀忠御後閣儀毛頭不可存事、○略

慶長十九年二月十四日

酒井雅樂頭
酒井備後守
土井大炊頭
安藤對馬守
水野監物
井上主計頭
米津勘兵衞
島田平四郎
各血判

〔大君言行錄下〕一大猷院樣○德川家光御他界の砌、賴宣君は、熊野牛王の裏に起請文を御書、御血判を被成、黑うるしの筥に納、日光御寶殿に竊に被納置、公方樣江奉對、未來に至までも、不忠不義の御心有間敷との御文言也、是を誰も知ものなし、萬治二年の春の頃、日光社僧中、松平伊豆守信綱に不斗物語有しかば、達上聞、御老中相談に及、日光より江戸江取出し披見有、公方樣江對、不忠不義の御振舞有間敷との御誓約の起證文なりけれども、公方樣は不及申、御老中も扨て大納言殿○賴宣のヶ樣の御心入にて候を、今迄疑申候事愧敷事哉、古今無類の御忠節にて候と奉感、其年在江戸拾年目に御歸國の御暇被進けるなり、

〔柳營秘鑑脫漏十二〕正德六丙申年五月廿一日、御譜代之面々登城、於二之丸一御目見、
一六月十一日、今度御代替○德川吉宗ニ付テ、於御老中宅、各起請文血判被仰付、
〔兼胤公記〕寛延三年六月廿五日、未刻過著布衣、奴袴、同役同道向豐後守役宅先達而雜掌持誓書參彼役宅相待、於廊下取誓書雜掌渡之入懷中、座定之後、御附田中出羽守、山木筑前守候末座、予進出、取出誓書、附豐州、豐州披見、了返之、次硯幷筥蓋等を持來置予前、予摺墨、點筆、披誓書、表包置傍、開書展付疊上、日付三字、名字等書加、次取針、在硯筥中、左手無名指爪ノ上方以針差切皮、名字ノ下ニ加血判、加血判之前、所設之蓋ヲ置前、其上ニ居誓書、乍載筥蓋、取廻進豐後守、次附表包、豐州披見訖、持入奥ノ方、此間撤硯幷蓋等、豐後守還出、述賀詞、申畏存候由、起座歸菴之後、向柳原亭、謝同伴之儀、○中略
誓書調檀紙、以同紙爲表包折かけ豐後守より至來之案文之紙之寸法之通ニ調之、表包も同至來之寸法之通ニ調之、
就傳奏之役儀勤仕、公家武家御爲聊以疎略存間敷候、公武御用之儀付而、相役中惡不仕、諸事申合、依怙最員無之、糺善惡正路可致沙汰候、次御用之儀、各被相尋、子細有之節、不貽心底可申者也、
右於致違背者、可蒙梵天帝釋四大天王總而日本國中大小神祇御罰者也、
寛延三年六月廿五日
兼胤血判

堀田相模守殿〇老中正亮
酒井左衛門尉殿〇老中忠寄
本多伯耆守殿〇老中正珍
松平右近將監殿〇老中武元
松平豐後守殿〇京都所司代資訓

爪判

〔牢獄秘錄〕爪判之事

一町奉行所にて委細白狀に及び、口書差上候時、爪判致候者有之、又强盛にて委細に不申上故、吟味所にて拷問にあふ事也、右拷問にて委細白狀に及び、彌右之口書は相違無之哉と吟味役ゟ申候時、科人相違無之と申時は、右口書相認メ、其末に、只今迄御公儀之御仕置を遁んと存、申陳じ候得ども、此度白狀に及び候通、少も相違無御座候と書、年月日の下へ名を認メ、此下へ爪判

手印

手錠之儘にて、おや〇ゆび〇の爪判を押也、押し候事なり、

〔撈海一得下〕林冲ガ休書ヲカクニ、印ヲシタルト云事アリ、岡島ガ譯水滸傳ニモ解セズ、水滸傳ノ解ニモナシ、近ゝ藏晉叔ガ元曲選ヲ閱ニ、趙盼兒ト云女ガ男ヲタブラカシテ、休書ヲ取タルニ、男覺リテ奪ヒ返サントテ曰、夫休書ハ上手摸印五箇指頭ヲ印シテ證トスル事トミヘタリ、今ノ爪判ノ如ク也、一丁ヲシラヌ者モ、ミレバ休書ニハ五指頭ヲ印シテ證トスルニヤ、

休書ハカヽデ叶ヌユヘニ、指頭印ヲ後證トスル歟、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年七月十五日丙申、神護寺文學房、以關東潤色得院奏之便、去正月廿五日、捧緣起狀申下御手印之後、爲寄附寺領於近國令煩庄薗之由有其聞、二品〇源朝殊依驚思食、釋門人爭現邪狂哉早可停止如然濫吹之由、可令下知給云云、俊兼奉行之云云、

〔吾妻鏡六〕文治二年七月廿四日己亥、爲仙洞御願被宥平家怨靈於高野山被建立大塔、自去五月

印華押併用以印代華押

一日、被行嚴密御佛事、而供料所以備後國大田庄加御手印、今日所被奉寄也、

〔白峯寺緣起〕翌年〇建長五年松山鄉を寄られ、御菩提のため、十二時不斷の法花の法をはじめおかれ、廿一口の供僧勅請として、各廿一通の御手印の補任を下さる、

〔武家嚴制錄一〕條々

一女上下出入の事

一權大納言、衞門のすけ兩人の手判に、あまのぶせん守、大はし越後守うら判にて、出入申付べき事、〇略

右のむねをかたく〳〵あひ守べし、つぶさなる事は、ほう書に仰出さる、者也、

寛永三年十月四日御黑印

〔大報恩寺文書〕尙々散々眼病故、印判を以申候、可被成御免候、以上、

七月十六日　板伊賀守勝重判

知積院御同宿中

〔伊達家文書〕蜂須賀光隆書狀〇文略

二月〇明曆三年五日

松平陸奥守樣人々御中

〔公用雜纂一〕伯父相續願但繼添願〇中略

天明六丙午年十一月

酒井石見守殿〇以下宛名略

〔氏家叢書十九〕一文化七午年七月朔日、井上美濃守樣江持參以御用人差出候處、御附札にて小島義右衞門を以被成御渡候、

手捺ニ付印判計用申候
本多作左衞門印

病中故印判御免可被成候
松平阿波守光隆黑印

丈三郎儀、當午十二歳罷成候、御用召之節御請書江印形相用候方可然哉、書判相用可宜哉、御内意相伺度、此段申上候、以上、

七月朔日

太田丈三郎家來
海津審人

別紙

中川万之助儀、御十二歳に而御書判被成御用候、若年と唱候儀、戸田采女正樣御當番之節御差圖御座候之樣、

松平金次郎樣御十二歳に而御幼少と唱、御印形被成御用候よし、丈三郎義、當午十二歳罷成候、唱方如何相心得可申哉之事、

御付札

十一歳迄を幼少と唱
十二歳より若年と可相心得候

中川万之助例之通、書判可被相用候、

〔諸例集五〕天保十三寅年六月

初鹿野美濃守答

幼年ニ而家督仕候得者、幼年中御請書類書判不仕、印形計相用申候、〔略〕中

右之通ニ御座候處、拾五歳ニ相成候得者、其段御届申上、都而兩判相用置、直印之證文ニ而差出申候、然ル處拾五歳以下ニ而も奉願御目見、相濟候節者、御届申上、都而兩判相用、直印之證文ニ而差出候而不苦儀ニ御座候哉、兼而相心得罷在度、此段奉伺候、

六月二日

有馬滿丸家來
牧中駿平

附ケ札

造印
改印

書面之通相心得可然存候

〔萬金産業袋一印判〕印判の形、字の體には、さして極りたる定法もなければ好にまたがふ、繪入あるひは十二支入から草入等は、つまり安く、押すによろしからず、すき透水牛を以て製すべし、もし又社家、寺がた、醫師などの包紙の封印等は判形大きければ、多くは黄楊の木口彫也、尤水牛も有べけれども、大略は木印也、その外儒家釋家に用ゐる印ども品々多し、判形大きなるにまたがひて、黄楊または櫻にても用ゐる也、

〔桂林漫錄上〕龍虎之印附小西行長印

武田信玄ノ龍ノ印ハ、後藤黎春ガ著ハセル古今沿革考ニ載セタルモノヲ寫セリ、未眞物ヲ見ザルヲ憾トス、虎ノ印ハ予ガ弄藏ノ北條氏政ノ文書ニ踏タルナリ、眞物ヲ去ルコトワヅカニ一紙ヲ間ルノミ、行長ノ印ハ、浪速ノ中井氏秘藏ノ珍器ナリ、天野行藏ナル者ヨリ印紙ヲ得タリ、蓋大明ヨリ豐公ヲ日本國王ニ封ズル時贈レル物ナリト云フ、印材ハ象牙ヲ用フ、鈕ハ詳ナラズ、

〔北條五代記十〕三浦三崎寶藏山舊跡の事

天正四年の比ほひ、三官と云唐人、氏政の虎の印判をいたゞき、もろこしに渡り、三年目の戊寅七月二日に、黒舟三崎の湊に著岸す、

〔續南行雜錄〕信長欲彫印而請其文於澤彦、澤彦呈布武天下之四字、公賞之賜二百貫文之領知、及古法眼所畫秋野百菊屏風一雙、

○按ズルニ、造印ノ事ハ、文學部印章篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

〔地方拾集錄義〕改印御届書

私印形欠損候ニ付、改印仕候間、別紙印鑑七枚相添、此段御届申上候、已上、

長　九月〇天保十五年七日

勝田次郎

程村
竪五寸壹分
横貳寸八分

印鑑　〇　御代官　勝田次郎

中村源右衞門殿

拙者改印いたし候ニ付印鑑壹枚相達申候、
辰九月日

〔公務手當向扱方〕慶應元乙丑年十月小印相改候節届書

小印相改候ニ付御届申上候書付

右是迄用來候小印、欠損候間相改申候、依之小印相添、此段御届申上候、以上、
丑十月

小印　〇　藪内於菟太郎

藪内於菟太郎〇函館奉行出役

勝田次郎

本紙四ノ内半切八ツ切

是は定役元〆近藤與兵衞殿江差出

〔名物六帖器財一牌〕僞印僞ニセ唐律、以僞印印文書施行、會典、擒下僞造寶鈔及僞印者上具奏陛用、

假印（ニセイン）明律類抄

〔御當家令條三十一〕覺

一印判ほらせ候儀、外之印判之押領にてほり候事、彌堅停止可仕候、繪本之樣に書候而、印判あつ

僞印

印判師

らへ、其ごとく少も相違無之ばほり申間敷候、何文字を何分四方になど、誂申分は勿論不苦候、是は若印判をすき寫候而あつらへ、似せ印判不仕爲に候間、其旨相心得、疑敷儀を誂候はゞ、

一切仕間鋪者也、
戌〇元祿七年十月日

○按ズルニ、僞印ハ又謀判ト稱ス、謀判ノ事ハ、法律部中編及ビ下編ノ詐僞篇ニ詳ナリ、

〔人倫訓蒙圖彙五〕印判師　水牛をもつてこれを作る、又繪墨跡の印は、石をもつて是を彫、又韻經を考、字を反して、名乘をあらためてもほるなり、野人小兒これを調法とす、京極通二條上ル町井上大和、其外所々にあり、大坂は堺筋平野町にあり、江戸京橋四丁目、銀町、乘物町、

〔渡邊幸庵對話〕一昔芝に印判屋の庄三郎といふ者あり、前には道具屋を渡世にせしが、夫もはかどらず、故に細工能印判を彫て職人と成る、しかも上手也、

〔元祿五年板〕萬買物調方記〔京之分

印判や　寺町さはら木より五條迄
同　四條坊門寺町下ル丁
同御小細工所　同御ふた引　井上大和
四條ぎをん町　山口市郎右衞門
同　せいぐわん寺町　塚本六郎右衞門
同　御かう町　湯淺嘉右衞門〇中略
二條寺町

江戸之分

印ばんや　京ばし南四丁目　小林近江
同　同所　清左衞門

同　　（かん田のり物丁　銀町）　作兵衛

同　　今津丹後

其外日本橋通町南北にあり○中略

大坂之分

印判屋

同　　（かういばし　さかいすぢ　ふんさいばし）　細字十兵衛

同　　ひらの町さかいすぢ　井上作兵衛

同　　同三丁目

雑載

〔古文書類纂上條目〕後陽成天皇文祿五年、石田三成條目、（近江國伊香郡古保利村字東柳野弓削善次郎所藏）

伊香郡○近江國之内東柳野村掟條々

一千石につめ夫壹人とあひさだむる也、此外つかふ事あらば、此印判にて、いくたりいだし候へと申つかわすべく候、然者奉行人を申付おくべき間、十二月廿日に、當村之年中の印判の書物あつめあげ可申候、すなはちはん米をつかはすべき事、○略

文祿五年三月朔日　　治部少（花押）

〔明良洪範十七〕紀伊大納言頼宣卿、御内用ニ金子御入用ノ節ハ、硯箱ヨリ御判ヲ御出シナサレ、御鼻紙ヘ押シテ御側ノ者ニ持セ遣ハサレケレバ、金奉行金子ヲ渡シ越ス也、或夜マタ金子入用ノ事アリトテ、例ノ通リ硯箱ヨリ判ヲ取出シ、鼻紙ヘ押シテ側ノ者ニ持セ遣ハシケルニ、金奉行見テ、是ハ御判相違致候ヘバ金子渡サレズトテ云、御使ニ來タル御側士不審シ、イツモノ御硯箱ヨリ御取出シ、御判ニ相違ハコレ有間敷ク、ヨク見給ヘ、變リタル形チハナシト云、金奉行イヤ形チハ變ラヌド、中ノ文字イツモノ文字ニ非ズト云、御側士ハ文字ニ心付ザレバ、左樣カナト云テ持歸リ、其趣キ申上ケレバ、頼宣卿御手ニ取テ御覽ナサレ、成程イツモノ判ニ非ズ、夜分ノ事故取違ヘタリトテ、押シ直シテ遣ハサレケル、其後頼宣卿御雜談ノ節、其事ヲ仰出サレ、奉行ヲモ勤ル者ハ、左樣ナケレバ成ラヌ筈也ト仰セラレシ、其時御判ヲ間違ヘテ押シ遣ハサレシハ、實ハ奉行ノ心ヲタメシ見給シナラン、其後アゲ用ヒテ政事職ニ加ヘラレ給フト也、

〔甲斐國志二國法〕御印判ト云ハ、武田文書ニ壬午時、織田家ヨリ出セル禁制書ニ、御判錢、取次錢、筆耕料、不及出之ト銘々書添アリ、諸家共ニ時ノ風ニテ、毎事ニ役錢ヲ采ルト見ユ、御印判判衆モ其類ナルヤラン、

附　華押

華押ハ後世書判若シクハ判形トモ稱ス、固ヨリ手書スベキモノナレドモ、後ニハ木ニ彫リテ用キルモノアリ、而シテ其字體ノ如キモ、多クハ下ニ一ノ字ヲ加ヘテ之ヲ割符樣ト稱ス、古ハ官府、社寺等ノ外ニ印ヲ用キルコトヲ得ザリシカバ、華押ノ用、頗ル廣カリシガ、後ニハ濫ニ私印ヲ用キ、華押ノ外ニ印ヲ用キルコトモアリテ、印ノ用益、廣ク、華押ヲ用キルコト漸ク稀ナルニ至レリ、

〔書言字考節用集八言辭〕書判（カキハン）本名花押、又近世下加ニ文字形ニ者、謂ニ之割符樣一、

〔秉燭譚五〕花押ノコト

今時ノ人、花押ノ上下ニ一文字スルコト、明ニ出ルト云コトヲカタリオカズ、近比群談採餘ヲ見レバ、第二卷ニソノ事アリ、國朝押字ノ製、上下多用一畫、蓋取地平天成之意ト云々、コノ外ニモマタ本書アルベシ、

〔甲子夜話五〕昔ノ花押ハ、人々異體ニシテ、イカニモ五雲體ノ起本ヲ失ハザリシガ、偃武ノ御世トナリシヨリ、下ニ必一字ヲ引コト法ノ如ク成シハ、列祖ノ御押ニ效フヨリ昉レリ、因テ世ニ其形

華押體

ヲ徳川判ト稱ス、後水尾帝ノ御押二樣アリ、武家ノ御風ニ倣ヒ玉ヘバ、ソノ以下ハサアルベキコト勿論、コノ一ツニテモ、風靡ノ大ナルヲ見ルベシト林氏話、

〔康富記〕文安六年四月二日壬子、後聞、是日自室町殿、伊勢因幡守爲御使、被仰下云、今月可有御判始、然御判事、御名字草被書成之儀有之、以別字被作候儀有之、以何字可被用哉、可撰進之由被仰之、雖然先々此事不蒙仰歟、不注置也、若又記傳儒など被撰進歟、被仰合傳奏者可然歟、只亦就使可選進之由、重可被仰下歟、可有御計之由返事被申、其後未無被仰出之旨云々、鹿苑院殿、（義滿）足利普廣院殿、（義敎）足利兩代者義字也、勝定院殿（義持）足利御判者慈字也、

〔柳葦雜筆四〕武家にては鎌倉右大將賴朝卿の消息に、（略）かく遊ばされたり、草名は賴字の扁と、朝字の旁とを合せたると見ゆ、鶴岡にある賴朝卿の草名、金剛峯寺杵築社等に傳はるものを見て考ふべし、

〔常山紀談十〕朝鮮より諸將連判の書を太閤に奉る時、清正（加藤）の花押殊に筆畫かさなり、やゝひまいりしかば、福島正則笑ひて、病重くなりて遺言の時の狀あしからんといはれしに、清正我はさは存せず、戰場に屍をさらすとも、きたなく逃て褥の上に死んとは思ひ設けず候、されば遺言狀何かし候べきと答られしかば、正則詞なかりけり、

〔明良洪範十〕神君ノ御花押ニ、ノノ字ヲ書セル、凡書ヲ繼グモノハ、辭氣書ノ難ニ象ドル、春秋傳、項氏家說ナンドニモ、サマザマノ字法アリ、尤モ目出タキ字ナリト語ラレシナリ、此ノ說ハ、モト本據ヲシラズシテ附會ノ談ナリ、夫レノノ字ノ御判ハ、元來御家ニ傳來ノ字大黑トテ、一筆ガキノ天神ノ書畫アリ、神君ソレヲ摸セラレ、御花押トサシ玉ヘリ、ソノ繪樣ハ今以テ尾州家ニ有リトイヘリ、

〔翁物語前集三〕或人ノ物語ニ、淺野彈正判形ノ物ニ、穿鑿ノ子細有ケル時、手跡ヲヨク似セ、判形モ無疑、淺野彈正越度ニ可極ト、太閤モ被思召ケルニ、彈正、此判ヲ見テ、是ハ我判ニアラズト云、其證據ハトタヅテ玉フニ、此判ハ我心覺ニ、大ノ月ニ仕ル判也、大小ノ月ニ依テ點格アリ、我手形ノ物數多集テ見玉ヘ、大小ヲクリテ、其證據ヲミセ可奉ト、大小月ノ判形數多引合、無據理ヲ立、點格ヲ顯スニ依テ、申分立テ、運ヲ開ク、是判形ノ心持ノ能證據也、近代モ、武功之大將ハ其心入有ニヤ、陸奥守正宗ノ判形ヲ見ルニ、中々似セル事ニ非ズ、作文之計策ハ、如何ニモ成間敷事也、少モ物ノ頭ヲシ、又ハ役人ニ成ル人ハ、大小共ニ分別工夫ノ入所ナル、

〔吾妻鏡一〕治承四年六月廿二日癸卯、康清歸路、武衞（源賴朝）遣委細御書、被感仰康信之功、大和判官代邦道右筆、被加御筆幷御判云云、

〔源平盛衰記十九〕文覺入定京上事

佐殿（源賴朝）ハ、我軍ニ勝テ日本國ヲ手ニ把バ、一國二國ヲモ乞ニ依ベシト宣ヘバ、文覺ハ手ニ取得ツレバ必惜事也、ナキ物ハ惜カラズ、國モ廣博也、唯所知ヲ十餘所寄進シ給ヘトテ、紙硯取向テ、丹波國ニハ、新莊、本莊、雀部、宇津、繩野、播磨國ニハ、五箇莊、土佐國ニハ、高賀茂鄕ヲ始トシテ、十三箇所ヲ撰出シ、ソレ〳〵ト云ケレバ、佐殿鼻ウソヤギテハ被思ケレ共、寄進狀ヲ書判形ヲ加テ文覺ニ給フ、

〔源平盛衰記二十七〕周武王誅紂王事

越前國ニハ平泉寺長吏齊明、威儀師稻津新介、越中國ニハ、野尻、河上、石黑黨、加賀國ニハ林富樫ガ一族ヲ始トシテ、寄合々々評定シテ云、（中略）急ギ木曾殿ヘ參ラント議シケレ、此儀尤可然トテ、三箇國ノ兵皆我モ〳〵ト馳參ズ、木曾ハ各參上ノ條神妙々々、但召サヌニ參事大ニ不審平家ノ方人シテ、義仲ヲ計ラン爲ニモヤ有ラン、誠ノ志御座バ、義仲ニ腹黑アラジト、起請文書ベシト宣ヒ

ケレバ、命ニ隨テ起請狀ヲ注シ、判ノ形ヲ添テ奉ル、

〔吾妻鏡 六〕文治二年十月一日甲戌、賀茂別當（當恐雷誤）領出雲國福田庄、石見國久永保、參河國小野庄等、成御下文、被遣社家、當宮事、二品御歸依異他之故也、此外院宮貴所以下權門領事、爲被停止地頭新儀、先日自公家被下日錄訖、仍連々被尋究子細、成御下文、今日被進京都云云、

其詞云（略○中）

十月一日　　頼朝

進上　帥中納言殿

私啓

造大神宮御遷宮、明年歟、明後年歟、無其要候ヘドモ、可承事候テ所申候也、可仰給候、兼亦遼遠之間ニテ候ヘバトテ、如此奏覽狀ニ判ヲシテマヒラセ候、而廣元盛時ガ手跡ニテ候ハザラン時ハ、判ヲ可仕候也、是一筆ニテ候ヘバ、今度ハ判ヲ仕ラヌニ候、恐々謹言、

〔吾妻鏡 八〕文治四年五月十七日壬子、遠景已下御使等、渡貴賀井島、遂合戰、彼所已歸降之由所言上也、而宇津宮所衆信房、殊施勳功云云、爰信房近江國領所者、去比被付非違別當家領訖、就此大功、可返給歟之由言上、次鎭西庄者、成勝寺執行昌寬眼代成妨之間、召昌寬返狀、雖下賜、猶以不靜謐、企濫行之趣訴申云云、仍彼是有沙汰、大理者依爲寵臣、不限件庄可止地頭之旨、被下綸旨之間、關東爭被泥申哉、執行眼代事者可被加判、但雖再三訴申之、於關東國、不可成自由勘發之由被仰云云、今日被定云、御愈劇之時、御教書不可被載御判、可爲掃部頭（親能○中原）判、若故障之時者可爲盛時（平○）判之由云云、

〔吾妻鏡 二十一〕建暦三年五月三日癸卯、巳刻被遣御書於武藏以下近國、有被仰下可然御家人等事、相州、大官令連署之上、所被載御判也、

〔吾妻鏡 三十八〕寬元五年（○寶治元年）六月十日辛卯、今日被召戰士等勳功賞所望歟狀、相積而及數十通、又此程致警衛勤之士、面々注著到、就令獻覽之、左親衛（○北條時賴）加判形、被返本人云云、

〔融通念佛緣起繪 下〕去正嘉のころ、疫瘡おこりて人おほく病死にけり、其時武藏國與野郷に一人の名主ありけり、年來念佛信心の人にて、世間の疫瘡をのがれんがために、家うちの老少をすゝめて、明日より別時念佛をはじむべきにて、番帳を書て道場におきけり、その夜の夢に、異形の者ども、その數むらがりて行たるが、此家の門のうちへいらんとするを、あるじ出むかいて云、是は家中の男女心をひとつにして、別時念佛を始べきにて、結番してすでに彼番帳をきたり、亂入する事なかれといふ、こゝに疫神のいはく、汝がいふことまことに玄かり、然ば番帳を披見すべしといふ、主すなはち是を見するに、疫神隨喜せる氣色にて、結衆の名字の下ごとに判形を加てけり、（略○中）其夜あけて番帳をみれば、實に名字の下ごとに判形あり、いろはの字を書損せるがごとし、其色燒繪をゑたるに似たり、

〔薩戒記〕應永三十三年三月廿七日辛酉、內府（○藤原滿季）申文被用判、定有所存歟之間撰入了者、予（○藤原定親）曰、此事有例、判者草名字也、仍不爲難由見舊記者、後日大內記爲清朝臣來臨、談曰、內府申文加草名事、右府（○藤原兼良）被仰云、宿德大臣間有例、故成恩寺殿（○藤原經嗣）准后之後、一度有此儀、而今內府者可極相國之人歟、然者內大臣又爲二位、年齡四十未滿（三十云々）也、只今如此之儀不甘心事也者、後日大外記師勝朝臣同示此旨、

〔大館常興日記〕天文十一年二月十二日、攝州來臨、伊勢太神宮御近所之寺之事、御奉加帳御判申之、御代始にも被成之候、然共御判かわり申間、又申請度候由申之、可爲如何哉之由、御內談衆に被尋下之云々、更不苦奉存候、いかにも重而御判を被成て、可然御祈禱と奉存候由申之、各其分也、仍證名いつものごとくくはへ申也、

〔光源院殿御元服記〕一天文十五年十二月二十日、新將軍若君義勝御評定始御判始等有之、〇中略
一其後又各々如元著座有テ、御判始有之、〇中略〇中略〇中略御判スヱラレ畢テ、管領蓋ニ入貞孝ニ被渡之、
〔甲陽軍鑑十品第三十五〕源藤齋申は、信玄樣萬事御念入候間、口上ばかりをもつては、いかゞに御座候、信虎樣御一筆を被進之候樣にと申、信虎公被仰は、文にていふならば、其方をよぶべきか、必書物は大事の儀にせぬ物をと被仰、源藤齋申は、さらば信虎公御判を一ツ御する、被成被下候はゞ、それを御目にかけ、證據にいたし、御臆意申上べく候、我等諸國へ、御使に參候へ共、何たる御行の御吉事にも、信玄公はふまへ所のなき事をば、少もまことになされず候と申上るにより、そこにて信虎公御直判を、日向源藤齋に御渡し被下候、
〔甲陽軍鑑十二品第三十九〕信玄分別の事は、總別五年已來より、此煩大事と思ひ判をすへおく紙八百枚にあまり、可有之と被仰、御長櫃より取出させ、各へ渡し給ひて、仰らるゝは諸方より使札くれ候ば、返札を此紙にかき、信玄は煩なれ共、未存生ときゝたらば、他國より當家の國々へ、手をかくる者有まじく候、某の國取べきとは、夢にも不存信玄に國とられぬ用心ばかりと何も仕候へば、三年の間、我死たるをかくして國をしづめ候へ、跡の儀は四郎むすこ信勝、十六歳の時家督なり、
〔渡邊幸庵對話〕一權現樣は無筆同事の惡筆に候〇中略夫故御判もきたなき御判にて御座候、
〔槐記續編〕享保十八年三月廿三日參候、入道殿へノ御話ニ、日本ニテ誰ノ御判ト書コトイカヾナリ、尤判ハ連判ト云コトモアレドモ、ソレハ今云判形ノコトニアラズ、幾人モナラベテ書トキ、面面ノシルシヲ書コトヲ云ノシルシ也、判ニアラズ唐ニテモ判アリ、華押叢ニモ出タリ、天子ノ御判ニハ御押ト書テアリ、太上天皇御押ト書テアリ、イカヾアルベキヤト仰ナリ、入道殿カシコマリテ、御尤サモアルベキニテ候ト申サル、日本ノ書ニイマダ其例ヲミズ、押ト書タルコト稀ナリ、判トハ度々出タリ、然レドモ判トアルハ近代ノ書也、古キ書ニハイマダミズ、定家時代ノ書ニハ毎

毎出タリ、御前ニ御押トアソバサレンニ、何條コトノアルベキト申上ラル、今ノ世、武家方ニ判形ノ上ニ實名ヲカクコトハ、全クナキコトナリ、判ハ實名ノシルシ也、名乘アレバ判ナク、判アレバ名乘ナキ筈也、仙臺中將ヨリ獻上ノ文ニハ、終判ハナシ、名乘バカリ也、イカサマニモ家柄ニテサスガ也ト仰ラル、
〔柳亭記上〕袖判　奉書附手紙
文書の紙の前後白く書殘したるを袖といふ、門の左右を袖塀といふ類なり、そこへ印を押たるを袖判といふ、裏へ押すを裏判といふ意に同じ、袖判は前のところへ押ものとぞ、
〔和簡禮經五〕一御下文事
發端ニ下ト云字ヲ書出ス、此時ハ必御袖判也、〇中略
一御判物事
御袖判之時ハ宛所ヲ不書、名字官名乘、悉文章之内江書載申候、御下文モ袖之御判ナレドモ、ソレハ書樣替也、
假令御判愛ニアリ
武藏國富久庄事、所宛長谷中務少輔清長也者、守先例可致沙汰之狀如件、
應仁元年十一月十五日
御袖判
下播磨國福井庄住人
補任地頭職事
藤原經兼
〔吉川文書一〕

右人可ㇾ爲ニ彼職一、但於ニ庄務及年貢課役者、不ㇾ成ニ濫妨一可ㇾ致ニ沙汰之狀如ㇾ件、以下、

正治二年正月廿五日

〔古文書類纂上　御判御教書〕後小松天皇應永八年足利義滿御判御教書　京都八阪神社所藏

袖判　義滿

祇園社御師職、幷執行以下所職所帶等事、任ニ顯深法印讓與之旨一、顯範領掌不ㇾ可ㇾ有ニ相違之狀如ㇾ件、

應永八年十月四日

〔古文書類纂上　補任下文〕稱光天皇正長元年補任下文　山城國葛野郡川島村革島瀨左衛門所藏

袖判

下　山城國革島南庄

補ニ任下司職一事

愛玉丸

右以ニ人所補任永代彼職一也者、本家御教書如ㇾ此、有限御年貢以下御公事、不ㇾ可ㇾ有ニ懈怠一之狀如ㇾ件、

日下判

庄家宜承知敢勿ニ違失一、故以下、

正長元年九月三日

〔陰涼軒日錄〕長享二年三月十六日、文首座話云、大內左京大夫息次郎、當年十二歲、以ニ先規一白名乘見書義與之二字、袖御判有ㇾ之、

〔和簡禮經五〕一御判物事

日之下御判事

宛所アレバ御判必日下也、文體ニ名字官已下不ㇾ被ㇾ載ㇾ之兩御判共ニ年號月日書續ㇾ之也、

武藏國比企郡事所ニ宛行一也者守ニ先例一可ㇾ致ニ沙汰一之狀如ㇾ件、

應仁元年正月廿八日御判

左衞門佐殿〇中略

一兩判事、右筆之仁必日下判形タルベシ、上卷ニモ右筆ノ名乘モ可ㇾ書也、〇中略日下者兎角右筆也、

連判之衆中幾人モアレ、位高クテモ、日下右筆之判形タルベシ、御下知狀ニモ本奉行人日ノ下、則上包ニモ本奉行官名乘ヲ書也、

連判

〔宗五大草紙下〕書札之事

一兩判のとき表卷には、等輩の時は右筆の人位高く共、日の下に名をかくべし、一方上衆ならば、表卷には上衆の名を書べし、縱ば奉行と評定衆の時、表卷には評定衆の名を書べき也、自餘准之、又連判は何十人もあれ、奧次第あがり成べし、

〔家中竹馬記〕連判並裏判之事、連判は奧を上判とす、上判の人の名乘をうは書に書也、但奉行之奉書などは、本奉行書あけて、日の下に判をする也、此時はうは書にも、本奉行の官名字を書也、事に依て准之儀も有べし、又宛所を二三人へもするには、是もおくは上判也、裏の時奧と云は、裏よりすかして見れば、文のはしの方也、

〔和簡禮經五〕一連署連判事〇中略

連判ハ名乘ヲ書、肩ニ稱號官ヲ書付則表ニ判形仕候、是ヲ連判ト申候、

連署連判共以奧アガリ也、畢竟判形表ニアラバ連判也、判形ナク、有トモ裏ナラバ連署ト云ベキ也、式正之時、無ニ稱號一無ニ判形一實名判形同意之故歟、

或說ニ、充所多ヲ連署ト云、此儀不ㇾ宜、

〔御成敗式目追加〕一常在寺與ニ朝倉六郎繁清一、檜葉近江守滿清一、相ニ論近江國田上內堺一湯起請失事、〇中略

永享十一年六月八日

〔大内家壁書〕定

條々

赤間關、小倉、門司、赤坂のわたりちんの事、○略○中

文明十九年四月廿日

裏判

滿親在判
爲種同
增悅同
之忠同
元尙同

大炊助判弘ー
近江守同房行
沙彌同宗首
彈正忠同弘規
大藏少輔同弘胤

〔甲陽軍鑑十七品第四十七〕長沼長八是を聞き、○略○中必す各々歸り給へ、歸りましまさずば、此敵討を思ひとゞまり候べしといひければ、四人の者共懷より連判の起請を取りいだし、其方兄弟がさやうに申すべきと思ひ、如此誓紙を仕たりとて、兄弟の者に見する、

〔宗五大草紙下〕書札之事

一文書のうらに判形を居る事、半程より下へさげて、可然奥端へ寄たる見惡き也、近代如此、（但故實共有べし、）又合とある文書には、其下にさげて判をする也、

〔家中竹馬記〕連判並裏判之事、○略○中裏判を連判にするには、是もおくは上判也、裏の時奥と云は、裏よりすかして見れば、文のはしの方也、

○按ズルニ、裏判ハ紙背ニ華押ヲ書シ、又ハ捺印シテ證トスルコトニテ、德川幕府ノ時、目安裏判等ノ名アリ、事ハ法律部下編訴訟文書篇ニ載ス、

〔和簡禮經一〕一御内書御請文之事

去月十九日御内書、今月廿三日到著、謹而頂戴仕候、○略○中恐惶謹言、

十月廿三日

加賀守眞吉上
裏判

進上御奉行所（細川讃州ハ、上文字ノ頓テ左ニ判、被ル居、○中略）

一御敎書御請事

七月十三日御敎書、今月七日到來、畏拜見仕候、○略○中恐惶謹言、

永享六年八月七日

但馬守國成上判

進上　御奉行所○中略

又云、上文字計ニシテ、其通ノ紙ノ裏ニ判ヲスユル事モアリ、

〔吾妻鏡六〕文治二年八月五日己卯、就二帥中納言奉書一被レ進二御請文一、是新日吉領武藏國河越庄年貢事、幷長門國向津庄狼藉事等也、平五盛時染筆云云、六月一日御敎書、七月廿八日到來、謹以令二拜見一候訖、○中略

賴朝裏○ニ○御判○

八月五日

〔吾妻鏡八〕文治四年九月三日丙申、宮内大輔重賴不法事、就レ被レ下二院宣一、早可レ被二停止一之由、被レ仰二遣重賴一、又勅願寺領年貢濟否事、雖レ被レ尋二面々地頭請文等一、遲々之由同所レ被レ申也、

若狹國司申、松永宮河保地頭宮内大輔重賴、不レ隨二國命一事、可レ停二止非法之由一、成二下文一令二進上一候、○略○中

右件事、いかにも御定可ㇾ有候也、〇中略　頼朝恐々謹言、

九月三日　　頼朝在ニ裏判一

〔淺間神社文書〕甲州社人一宮二宮神産山八幡窪八幡、大御所様御目見へニ参罷帰候間、上下拾九人分御裏判、被成可ㇾ被下候、但内貳ハ山伏以上、

十二月〇年未詳代十九日

本上野殿
成隼人殿
安帶刀殿

裏ニ
右無相違可ㇾ被相通候以上、

安帶刀黒印
成隼人黒印
本上野黒印

人留御役所中

〔京都御役所向大概覺書ニ〕京都馬借馬持人數次飛脚幷拜借之事

御次飛脚之譯〇中略

一道中五拾三次宿々江御傳馬人足爲御用米五千俵寛永十酉年ゟ毎年被下來候、京都之分貳拾七石九斗八合、兩奉行裏印ニテ、小堀仁右衞門ゟ相渡ㇾ候、

〔人見私記〕寛永十五年九月廿日關東中在々所々、野山相論有之旨、目安差上ル所々ノ儀番頭組頭遂穿鑿可ㇾ相濟之、若滯儀有之ハ、目安致裏判、今度被差遣候、檢使ノ衆へ可相渡之旨、遠江守對馬守

島清左衞門　□□花押
日半兵衞　□□花押

申渡、

〔寶暦集成絲綸錄二十五〕寶暦四戌年二月

御勘定奉行江

高家衆
長崎奉行

右御足高御役料、只今迄、各裏印ニ而相渡候得共、向後直判手形ニて受取候樣申渡候間、得其意、其段書替奉行へ可被申渡候、

木刻華押

〔同文通考三〕押字

チカキホドハ、世ノ人事グサシグクナリユクマヽニ、ミヅカラ判ヲ署スルニ堪ズシテ、多クハソノ形ヲ木ニ刻ミテ用フル事ニナリタリ、此物モトミヅカラ署スル事ヲ得テ、其信ヲ示スベキ所ナルニ、カクソノ本ヲ失ヘル事、クダレル世ノ俗、誠スクナキガ故ニヤアルベキ、サレドモカヽル例異朝ニモアリシ事ナルベシ、此事輟耕錄ニ見ユ

〔輟畊錄二〕刻名印

今蒙古色目人之爲官者、多不能執筆花押、例以象牙或木刻而印之、宰輔及近侍官至一品者得旨則用玉圖書、押字非特賜不敢用、按周廣順二年平章李穀以病臂辭位、詔令刻名印用、據此則押字用印之始也、

〔古今要覽稿姓氏〕草名刻木

判を木にえりて用ること、今は盛なり、西土にては、元の時よりありとみえたれども、皇國にては實に近世のことなり、判の本意は、前文はたとひ代筆を用るとも、これのみ眞蹟を以、信を示すことなれば、意得あるべきことなり、新井君美の引し、輟耕錄、後周の李穀が故事を以、權輿とすれど

も、これはその由來を尋しのみにて、誠の花押にはあらず、只名を刻し印のことなり、
〔柳莽雜筆四〕木を以て押字を彫て、墨にて捺たるも、古河の御所高基朝臣の狀に見えたれば、文明の末、天文の前に起れるにや、

〔憲法類編二十二印章〕戊辰〇明治元年十一月廿八日、諸侯へ御沙汰、
花押ハ自書之證ニ有之候處、文飾之弊習ニ仍リ、往々彫刻之分ヲ相用候事、其主意ヲ失ヒ、無謂次第ニ付、向後花押ヲ相用候書類、凡テ自筆ニ相認可差出旨、御沙汰候事、

〔氏家叢書十七〕一天保七申年三月十一日、御用番水野越前守樣へ差立之、
私書判此度相改申候、此段御聞置可被下候、以上、

三月十一日　堀田備中守〇中略

天保九戌年十月廿三日、宗門御改、土屋紀伊守樣江、宗旨借文ニ添差出ス、
拙者儀、書判相改申候、此段申入候、以上、

十月廿三日　毛利讃岐守

右書判相改候ニ付、御用番樣、幷大目付樣御目付樣、共一切取計向無之、文政二卯年、家ニ例有之、

〔明良洪範二十二〕紀伊大納言賴宣卿ノ御身近ク召仕ハレシ者有ケリ、賴宣卿ノ御袖判ヲ寫シトリ、似セヲ拵ラヘ金銀ヲ借リ取ケリ、

〔柳莽雜筆四〕寛永十三年刻本節用集に、判形吉凶を論ず、木性は穴數八つ三つ吉四九五十凶、火性は穴數二つ五つ七つ十は吉、一四六凶、土性は穴數五つ十は吉、三凶、金性は穴數四つ九つ吉、水性は穴數一つ六つ吉と見ゆ、蓋五行生數成數に依て云ごとく知るれ共、當時世に用ふる人も無りしにや、水戸の中納言光圀卿は、寛永五年戊辰に誕生ましく〳〵木性なるに、御花押は四穴なり、四は凶と云を用ひ玉はず、尾張の中納言綱誠卿は、承應元年壬辰に誕生ましく〳〵水性なり、御花押

改華押

鴛華押

判形吉凶

は四穴なり、高松少將賴重朝臣は壬戌水性なり、又押字四穴なり、世に用ふる說ならんには、衞門大夫正則は辛酉木性にて、押字三穴吉と云に協へども、身早世して子孫斷絕せり、然らば押字の吉凶は論に足ず、去共判兵庫とても穴數一つ六つ吉と見ゆ、蓋五行生數成數に依て云ごとく知るれ共、當時世に用ふる人も無りしにや、水戸の中納言光圀卿は、寛永五年戊辰に誕生ましく〳〵木性なるに、御花押は四穴なり、四は凶と云を用ひ玉はず、尾張の中納言綱誠卿は、承應元年壬辰に誕生ましく〳〵水性なり、御花押は四穴なり、高松少將賴重朝臣は壬戌水性なり、花押は四穴を用ふ、同少將賴常朝臣は壬辰水性なり、又押字四穴なり、世に用ふる說ならんには、件の方々態と凶と云數を用ひ玉はんや、福島左衞門大夫正則は辛酉木性にて、押字三穴吉と云に協へども家を滅し、蒲生忠郷癸卯金性にて、押字四穴吉といへ

雜載

〔明良洪範四〕綱吉公御若年、萬治ノ頃、判ノ兵部トテ、印判ノ吉凶ヲ見ル事神ノ如シトテ、大小名カレガ判談ニ因テ印判ヲ定メラルヽ、或人此旨申上ケレバ、仰セニ、夫ハ信ズルニ及ザル事也、假令甲府殿御見セ有共、我ハ見セ間敷也、幸ヒ今年日光參詣ナレバ、神慮ニ任セ御定メ有シト也、シトテ、御判三ツ居ラレテ、神慮ニ任セ御闕ノ上ニテ極ムベ

〔紀侯言行錄中〕賴宣君御判卜者占ひし事

山崎之普明院とて、曆道之名師、亦判の占の妙を得たるもの有、紀州より御使に京へ參るものに、御家老番頭の判形、左に賴宣君の御判を取まぜて持せ遣し見せけるに、普明院曰、此判は出家ならば大僧正か國師判、俗ならば貴人高位の判也、但其本人の居たる直判にあらず、賤敷もの、寫シ居たる判也、然共、其ことの外に貧なる判也と占、彼御使京より歸り、此段申上ルに、殿之御判形を貧なる判と占たるは、占の相違也と笑ふ、賴宣君のいはく、占は上手也、此判は近習小野木長十郎に寫させ直の判にてなし、亦貧なる判と占ふ事、猶以占の當りたる也、我身東照宮之御子に而、數箇國を可領知身が、僅に五拾萬石餘不足の祿に而居るは貧なる所也、普明院は占の名人哉と被仰ければ、聞人感じけり、

○按ズルニ、判形吉凶ノ事ハ、方技部觀相篇判占條ニ在リ、

〔古今要覽稿姓氏〕草名具名

西土にては、書牘の類に名を書し、終に押字ぜのするよし癸辛雜識見えて、宋人佛光國師名の下に花押を書る、花押藪にあり、皇朝にては、古よりもあることにて、押字考に引たる古文書、幷に承久元年、弘安九年、正和二年の度牒、又長寬元年在地署判、攝津國島上郡眞上村の文和四年の文書等多くの連署皆花押の上に名を具せり、是平生の例にはあらずして、たま〳〵あることなり、思ふにその名と判と具すること、名はもとより識すべき所以、判は後代の證となるべき爲に用ること

ならんか、然るに今のごとく當座の書札に用ることも、京都將軍の比よりありことにて、伊勢貞孝の書狀にも見えたり、さて名と判と具するもの時も、必別に制するにあらずして、草名にて用らるるもあり、別字にやと思はるゝもあれども、南嶺が草名の外に判と云ものありといへるは、通論にあらず、後代の證の爲に判することは、消息耳底抄、弘安禮節問答等に見えたり、南流別志、同文通考、押字考等に、近代のことにて誤のよし見えたるは、考索の委しからざるなり、弘安禮節問答に、公家にはなきことなりと見えたるは、古をうかがふことの廣からざるなり、花押藪、古押譜載る所名と花押と具せる數多あり、枚擧にいとまあらず、慶長以後に至ては、武家はことに〳〵く名と花押と具せり、これは此に云所の證にはなりがたし、されども今は又風俗となれるなり、

〔柳葊雜筆四〕京都將軍家にも、草名の上へ又御名字を題さるゝことなし、是は他に混るべきに非ればなり、管領も又姓名を記すことなし、管領の名を記すは、細川勝元朝臣より起るか、（花押藪に、義將と名を記して、草名を題せしも疑ふべし、）但法師は姓なく官なければ名の下に押字を記して證となすこと、日蓮上人、大乘坊、玄證蘭溪、道隆竺僊梵仙、みな名と押字と併せ記せり、但出家ならでも、官位なき人は、姓草名のみにて證と爲べきにあらねば、姓名を記して押字を題せしなり、鹿島の寶庫の文書をみても知べし、然るに享德の亂より、京鎌倉和せず、應仁の難に至り、英雄一隅に割據し、地を爭ひ堺を侵し、勇士を招くに重聘を惜まず、死士を養ふに厚祿を以てす、是に於て感狀證文の體一變して、將帥の名と押字とを幷せ題して、以て勳功を證するに至る、

〔花押藪一凡例〕一凡此書、上自天子下至連歌師、分類立部、各以年代爲次第、或一家同部者不拘年代、鱗次出之、以便觀覽、

一凡此書姓名旁註其家號、下註其父名及其官位卒年、以便考證、

一凡此書所載花押、皆臨其眞跡、或雖有傳寫、其原本有來歷、不涉疑似者也、坊間刻一本名曰判盡、其

所載皆中古將士之花押也、今以眞跡質之、其狀皆異、蓋輕薄之徒、巧僞妄作、以眩俗眼焉耳、今悉不取、

〔刊謬正俗〕簽押類

今人或署押、而又下印、漢亦有其法、代醉編引雜誌曰、王文恪留守西京、日長水縣申請買木錢數百千、王視其狀、丞呼吏作教下縣令、追買木一工人、械送府、既至皆以屬吏、吏問其故、王曰、凡公文皆先書押而後印、故印在書上、此乃先印後書、必有奸也、鞫之果重疊冒請、盜印爲之者、洛人服其精明、

〔細川頼之記〕丹波丹後若狹ノ國ノ動亂止事ナシ、丹波ヲバ山名治メタリケレドモ、國人山名ガ成敗ヲ不レ請、依レ之山名都近キ國ナレバトテ、將軍ヘ歸シ奉ル、武州〇細川頼之是ヲ請取テ、故將軍尊氏、直義義詮御教書ノアル所領ヲバ皆返シ與フ、御教書ナク師直ガ私ノ狀ノ有シヲバ沒收シテケリ、三代ノ將軍ノ御教書有テ雙方ノ論所ナルヲバ、先判ヲ破テ後判ニ歸シテケリ、サレドモ忠節トモ其品トニ依テ用ヒザルモアリ、又後判ヲ破テ先判ヲ立モアリ、理ノマヽニ行ヘリ、

〔武家嚴制錄二十〕一萬事兩樣之仕成にて、文書に先判後判之出入可レ有レ之、先諸商賣借物、其外受當之義は、前判可レ爲二道理一、又師匠父母之讓狀などは後判を用ゆべし、〇中略

年號月日

〔撰要集法度〕文久二戌年十一月

町中素人ニ而奉公人之受ニ相立候儀、親類同國好み之外、一切不レ相成、假令親類同國者たりとも、拾人より多く受判致間敷旨、前々より度々相觸候處、近來兎角番組人宿共外散判、蔭判と唱、組合等ニも無レ之、多人數奉公人之受ニ立、人宿ニ紛敷、自儘之渡世致候もの有レ之、不埒之事ニ候、〇下略

〔慣習例〕當用便覽

遠國印狀。

一紙品幷認方等之事

附調印之事

一右印狀差出方之事

一答下ゲ札紙品幷認振之事

古事類苑

政治部五十八

下編

使者

名義

鎌倉開府以來、事ニ臨ミテ主命ヲ奉ジテ諸方ニ使スルモノヲ、總テ使者、使節、又ハ御使ト稱ス、而シテ足利德川兩幕府時代ニ在リテハ、將軍家ノ使ヲバ、特ニ上使ト稱シタリ、蓋シ上使ノ名ハ、南北朝ノ頃ヨリ見エテ、朝廷武家ニ通ジタル稱ナリシヲ、後ニハ專ラ幕府ノ使ノミヲ謂ヘリ、

軍中ニアリテ使命ヲ行フモノヲ軍使ト云フ、戰國時代ニハ、使番使役等ノ稱モ見エタリ、而シテ使番ハ、德川幕府ノ時ニ至リテ常設ノ役名トナレリ、其他使ニハ檢使、檢見使、內檢使、檢注使、巡檢使等ノ名アリ、此等ハ多ク鎌倉足利幕府時代ニ見ユル所ニシテ、德川幕府ニ至リテハ、巡檢使ヲバ多ク巡見使ト書シタリ、卽チ將軍代替ノ時、使ヲ諸國ニ遣シテ、地方政事ノ良否、民衆ノ休戚等ヲ糺察セシムルヲ常トセリ、

〔易林本節用集人倫〕使者（シシヤ）　〔書言字考節用集四人倫〕使价（シカイ）使者義同　使節（シセツ）　使令（シレイ）　使僧（シソウ）　信使（シンシ）文選註、誠信之使也、指南、使二異國一曰二信使一、　正使（シンシ）上義同　從（ジウ）事、外使一等　信使

〔俚言集覽志〕使者　使者は、俗につかはしめと云事を使者と云、鳩を八幡の使者といふ等也、行人を使者といふは去聲也、つかはしめの使者は如字也、○中略論語三、使者出、子曰使乎使乎、

〔武家名目抄 職名三十三上〕按使者といへるは、もと定まれるつかさにはあらず、事に臨みて主家の命をうけ給はり、他方に使するものゝ總名なり、されば侍雜色の分別なく、事の大小に隨ひて、使節をつとむることなる故に、時にとりて人がらの尊卑はありけるなり、幕府より大名小名に至るまで、何れも使者といふ唱はありけるなれど、幕府の使節をば、御使上使などよべるが、大かたのならひなるよしは、前の按中〇使番條に辨ずるが如し、もとより使命をはづかしめざらん爲に、其人しなをばえらばれしとみゆ、はじめは大名諸家なべて臨時の職掌なりしを使番を定置なるひとなりし頃より、この使者の職をも常に設置ことゝなれり、但使番たるもの常非常の差別なく、使をうけ給はる家もあり、また兩職を並置て、常と非常とをわかち命ずるかたもありしなり、其由は既に使番の條にのべたり、

〔甲陽軍鑑 品第十七〕武田法性院信玄公御代總人數之事

諸國へ御使者衆四人　一秋山十郎兵衛　一西山十右衛門　一雨宮ぼんてん

〇中略御使いたすは、大方むかでの差物の衆也、

〔明良洪範十三〕土岐山城守ハ相撲好ニテ、關西ニ名ヲ得シ伊郷十郎右衛門ト云抱ヘノ相撲有シカ、追々年ヲ取リシカバ、今ハ家士トナシ、使者役ヲ勤メ居ケル、

〔易林本節用集 人倫〕使節（シセツ）

〔倭訓栞 中編十志〕使節と書り、節は節刀の節の如し、符節の義也、庭訓に入部使節と見ゆ、

〔庭訓往來〕被仰下條々具以承候畢、〇中略抑御下文御教書嚴重之際、入部使節無異儀莅彼所令遵行候訖、

〔貞丈雜記 四役名〕一使節（シセツ）と云ふも使者と云事也、使者といふよりは使節と云は、少賞翫のよし、貞衛說也、

定使

〔運歩色葉集 知人〕定使（ヂヤウカイ）

〔易林本節用集 人倫〕定使（ヂヤウブガイ）

〔松屋筆記 九十〕定使（ヂヤウブガヒ）

俗に定使といふものあり、常使とかけり、盛衰記十八廿三丁オに定使と書たり、

〔源平盛衰記十八〕文覺清水狀天神金事

領送使國澄モ、今コソ始テ貴キ人トモ思知ケレ、常々對面シテ物語シケル中ニ、國澄問云、抑當時世間ニ鳴渡雷ヲコソ、龍王ト知テ侍ルニ、其外ニ又大龍王ノオハシマス樣ニ仰候ツルハ、イカナル事ニテ侍ルヤラントイヘバ、文覺答テ云、此等ニ鳴雷ハ、龍神トハ云ナガラ、庇弱ノ奴原也、アレハ大龍王ノ邊ニモ寄ツカズ、履ヲ取マデモナキ小龍メラナリ、〇中略タトヘバ、諸國ノ人民百姓ガ許ニ、職士定使トテ、庇弱ノ奴原ガ、家園ニ鳴廻レバ、怖恐テ相構テ僻事ヲセジ、理ヲ失ハジトテ、所ヲ治メ家ヲ治ムレドモ、實ノ十善ノ君ノ玉ノ臺、日ノ御座ニ御渡アルヲバ、下臈ハ知リ進セヌ定也、〇下略

〔新編追加 雜務〕一諸國庄公領所地頭相論之時、糺定兩方之處、於地頭非法者、被處罪科、至領所定使者、雖有非據不及別沙汰之間依無所恐、國々所務嗷々之間、異論連々不絶歟然者爲絶向後濫訴、領所定使等有非法之時者、可被改易彼職之旨、可被兼仰下之由、可被言上二條中納言家之狀、依仰執達如件、

文曆二年七月廿三日　　武藏守　判

駿河守殿　　相摸守　判

掃部助殿

事使

〔經厚法印日記〕天文元年十月廿四日、岩滿ガ家沽却ニヨリテ、買得ノ主、請足地子錢等ノ爲ニ、丈數ヲ可ㇾ定由申之間、以ㇾ使定筑前打之、

〔源平盛衰記十九〕兵衞佐催ㇾ家人ㇾ事

去程ニ、北條ヲ召テ平家追討ノ院宣ヲ給リタレ共、折節無勢也、イカヾスベキト宣ヘバ、時政悦申ケルハ、〔略中〕千葉介經胤三浦介義明ハ、其性有ㇾ義不ㇾ戻、其心有ㇾ信不ㇾ頽、爲ㇾ一族之長、已爲ㇾ衆兵之頭ㇾ何ㇾ遣ㇾ專使ㇾ院宣之趣ヲ可ㇾ被ㇾ仰合、〔略下〕

〔建武以來追加〕一國司領家年貢對捍地事〔眞和二十二十三、沙汰、〕

就ㇾ眞永式目ㇾ有ㇾ其沙汰、〔略中〕次非分押領輩事、載ㇾ其名字ㇾ難ㇾ成ㇾ施行ㇾ歟、領主治定之程、先仰ㇾ專使ㇾ令ㇾ撿納ㇾ有ㇾ限年貢、可ㇾ勤ㇾ渡本所雜掌ㇾ矣、

兩使

〔梅松論上〕後醍醐院逆鱗にたへずして、元弘元年の秋八月廿四日、密に禁裏を御出有て、山城國笠置山へ臨幸あり、卿相雲客少々供奉、畿内の軍兵等を召れ催さるゝの間、天下のさはぎ申も愚也、〔略中〕同年關東の兩使上洛して、今度君に與力し奉る卿相雲客以下、與黨の罪を糺明して、所犯の輕重にまかせて罪名を定て、〔略下〕

〔光明寺殘篇〕條々　元弘元年八月

八月廿五日、主上御ㇾ座山門ㇾ之由、被ㇾ聞食定ㇾ之旨、以ㇾ兩御使ㇾ御雜色ㇾ合戰之口口被ㇾ申了、御使〔雜相田十郎〕賀隼人佑、以ㇾ兩人ㇾ被ㇾ申ㇾ關東ㇾ云々、

〔太平記十六〕將軍筑紫へ御開ノ事

將軍〔足利尊氏〕ハ遽テ宗像ガ館へ入ラセ給フ、次日大貳入道妙惠ガ方へ、南遠江守宗繼豐田彌三郎光顯ヲ兩使トシテ、特ムベキヨシヲ宣ヒ遣サレケレバ、〔略下〕

〔成氏年中行事正月〕一同六日從管領御引出物、以ㇾ兩使ㇾ進上、

制度
使者緩怠

〔甲陽軍鑑九品上第十八〕正月〔天文七年〕廿日に板垣信形をもつて、信虎公より嫡子晴信公へ仰せつかはさる、〔略中〕重而飯富兵部〔一本作ㇾ飯富板垣ㇾ兩使にて、信虎公仰らる、趣は、〔略下〕

〔建武以來追加〕一諸國守護人以下使節緩怠事〔康永三七四、御沙汰、〕

或可ㇾ沙汰付下地ㇾ之旨、被ㇾ仰下ㇾ、或可ㇾ催ㇾ上論人ㇾ之由觸遣之處、遵行遲行之條、甚以不ㇾ可ㇾ然、向後於ㇾ難澁使者ㇾ者、須ㇾ令ㇾ收ㇾ公所帶ㇾ矣、〔略中〕

一寺社本所領事〔親應二六十三、御沙汰、〕〔略中〕

次使節事、守ㇾ御敎書日限、沙汰付下地、可ㇾ執進ㇾ請取狀、令ㇾ遲怠ㇾ者、於ㇾ守護人ㇾ者改ㇾ補其職、至ㇾ御家人ㇾ者可ㇾ被ㇾ分ㇾ召所領三分一ㇾ矣、〔略中〕

一寺社本所領事〔文和元十一十五、御沙汰、〕

嚴密可ㇾ遵行之子細、去七月以來載ㇾ兩度事書ㇾ之上、就ㇾ面々訴ㇾ雖ㇾ被ㇾ成ㇾ御敎書ㇾ寄ㇾ事於世上物忩ㇾ云ㇾ守護ㇾ云ㇾ使節尙緩怠之間、多以不ㇾ事行ㇾ云々、

使者事書

〔室町家御內書案上〕一爲ㇾ御使ㇾ某遠國へ下向之時ハ、事書相ㇾ調之ㇾ、其裏ニ加ㇾ判、下向人へ渡之ㇾ、近年不ㇾ及ㇾ其沙汰ㇾ、

〔室町家御內書案上〕一御元服要脚、越前國段錢事、爲ㇾ使節ㇾ令ㇾ下向ㇾ守ㇾ事書之旨ㇾ守護使相共相ㇾ懸之ㇾ、來二月中嚴密可ㇾ被ㇾ致ㇾ執沙汰ㇾ之由所ㇾ被ㇾ仰下ㇾ也、仍執達如ㇾ件、

天文十五年二月廿三日

松田對馬守殿

使者作法

〔今川大雙紙上〕太刀等に付て式體之事

一他所他家へ御使に參候時は、若太刀有ば、事の子細をよく〳〵申上て後に進上可ㇾ申也、若又同

道衆有ば、參る時次第に參りて、歸る時は下座より立ものなり、〇略　中

躾式法の事

一主君の御使を申時は、能々心をしづめて仰を聞べし、扨なまぎゝ成る事をば、押返して不審を申物也、又奏者として、我が主人の名乘官名などを申上たるに、縱御對面有とも、主人の名をば申べからず、又人に物を申候時は、片膝を少たて、人の顏に息のかゝらぬやうに出合て、少かたむきて物を云物也、就中夏などは、ふわ〳〵として人前に出合事有べからず、

一主君の御使に家へ行て、相構て主人の官にても、又名乘にても、努々正印などゝはいはぬ物也、又大人大名、又は主君の一族、殊更賞翫の御方へ參りては、直に物を申さぬなり、奏者を持て申上る物也、但又直に御尋有時は、申上ても不苦也、扨又歸る時も、貴人を先だて申て、其後歸ると也云云、

〔宗五大草紙上〕使節可二心得一事

一今川貞世書れたる大雙紙と云ものに、餘所へ遣候使節の可二心得一事、詞たしかにてうしをも聞しり、可然仁を可用なり、先よく〳〵主人の仰を心をしづめて承りて、一事も不審の儀をば返して尋申、心得すまして可勤、主人の詞を申おとさじと、口移しに申よりも、義と理と心根とたがひて對面あらば、中座へ出て、片膝を立て、畏て可申候、返候はゞねば、詞は替ても苦からず、先人して申て、義理を慥に可心得一、事など久しければ、夫は居なをりても承り候、是も不審あらば返して尋申て、義理を慥に可心得一、うか〳〵と人のかほまもり、又座鋪見めぐる事不可有之、又狀あらば文箱より取出して、うはがきをうへになして、名乘の方を人にまいらすべし、封付たらば箱ながらまいらすべし、又小者中間は封不付共、箱共に出べし、

一餘所よりの使兩人ならば、必こなたにも兩人して可承候、但一人して聞事も候、又兩人の內、いひ口は前より定まるべし、當座にあなたこなた方樣より諸家へ被仰出候事、さとしたる事には、奉行兩人に伊勢名字壹人そへられ候猶かど有ことには伊勢守そへられ候、其時も申口は奉行人なり、常は奉行兩人又三人の事もあり、

〔家中竹馬記〕一諸家へ御使に參ては、先御使之旨を奏者して申入て、見參もあれば、其禮の後又奏者に始て伺候仕候御禮を可申由を云て、自分の太刀を奏者に可渡、馬太刀なる事も有べし、其由を披露して、又對面有也、今案自分の太刀をば直に進ずる人も有べし云々、謂は公方樣へ諸家御太刀進上有時、直に御進上あり、然上は諸大名へ對して、他家の宿老衆直進べき事、尤之儀也、但尋常は奏者に渡も、猶慇懃の禮か、さるに寄て、奏者もたゞ直にと云ゑしやくをする也、か樣のよりのぎは、又自然の程々に寄べし、凡先此趣なり、總じて公界の儀は斟酌のあるは越度すくなし、但斟酌が越度に成事も有べし、

一兩使三使にて物を申時は、申し口を先定めて、扨申時同道の人に一往禮をして云べし、他家などへ出て、傍輩の中、申口をゆづりあひて、つかゆる體成は不可然、兩使三使の出る次第は、常の前後の次第にて、申口は其中に功者などにいはすべし、又兩使三使來時は、奏者も二三人出べし、一しては不可聞、

〔德川禁令考十四殿中禁令條目〕寛永元甲子年五月廿五日

條々

一殿中祇候之輩、不形儀之體有之砌、御尋ニ被遣候御使之者、其座之親類知音好之者之儀たりとも云共、依怙最員なく有體ニ可申上事、

一御使ニ被遣候者、其座之體有樣ニ於不申上者、科之輕重ニより、其當人よりも可爲曲事事、

一御使之者、其座之儀を不存樣ニ於有之者、一座之者ニ被成御尋、有體不申上者、一座之者可爲曲

事事、

一一座之内ニ存候通、有様ニ申上者有之之處、相殘輩申かくすにおゐては、別而可爲曲事事、

一御使之者、其座之様子乍存、不存様ニ於申上者、其一座之者ニ被成御尋、御使其座之體存候を有様ニ可言上之、申掠におゐては、猶以可爲曲事事、

右之條々可相守之、自然令違背輩あらば、科之輕重をたゞし、或は其年之知行切米被召上、或は御改易流罪、又は死罪ニ可被仰付者也、

〔諸使者奏者之次第〕一使者奏者上中下ノ事、第一上官ノ使者ノ時ハ、太刀折紙ヲ渡時、奏者ヨリ使者へ御持參ト云事モ有之、時宜有、使者御取次ト云、其時奏者太刀折紙ヲ請取、脇ニ置、各々字ヲ問テ後、御待候へ、御使者ノ通可爲申聞ト云、使者ヲ請ジ罷立、主人へ右ノ通申上ル、主人對面有之時、偖太刀折紙ヲ持出候、主人ソレ中位ナレバ座敷ヲ少下リ、使者ト互ニ居テ、中ニテ太刀折紙ヲ奏者ヨリ請取、戴納ル也、但使者自分ノ禮ヲ仕ラバ立退キ、奏者へ太刀ヲ渡ス、右ノ如ク自分ノ禮ヲ打下リ御禮申也、

一右名代ノ禮ノ時、奏者取不次シテ持參ノ禮、口傳有之、右是ハ一段上官ノ使者也、

一第二、同輩ノ使者ノ事、太刀折紙ヲ右ノ通請取、座敷エ出、敷居ノ内へ入、太刀ヲ持ナガラ、使者ヲ敷居ノ内へ入偖太刀折紙ヲ行ニ置退ク、主人ト太刀ノ間近ク置、此時主人ニヨリ被戴事モアリ、御手許掛ラルヽ事モアリ、戴ク中ニモ上中下有之、偖退キ自分ノ禮右同前、

一第三、下輩ノ使者ノ時ハ、太刀折紙ヲ請取、太刀ヲ主人ノ前ニ置、偖使者ヲ呼出ス也、太刀折紙ノ置所モ、事ノ外下テ置也、自分ノ禮右同前、上中下口傳有之、

〔使者談〕一使者常例談

一、使者は上下を著用す、

二、使者は必馬に乘、鎗を持する、

三、使者を勤之時、先様屋敷之門前に至り、十間計り、手前に而馬より下り、潛りより入、主門内江從へ入者は、若黨草履取計也、

四、雨天にも他の門内は草履をはき、手傘をさし、雨衣は門外にて取る、

五、式臺へ上る時、押捲之上にて刀を取り、若黨に持せ置候、

六、式臺を上り、使者間江行とき、廣間番の侍中へ時宜する事無之、出入ともに同じ、

七、口上を述る時、儐者ニ向て先様主人の名を申し、次に我主人の名をいひ、扨口上を演說す、

八、口上を述終る時、儐者使者の名を問、使者も儐者の名を問也、

當時武家何れの使者も、必此八條を不離、

〔人倫訓蒙圖彙一〕使者役は、公界に出す第一の面道具なれば、其器量をえらび、發明にして辨舌あざやかにて、禮式をしり文字をしりて、片言をいはざるを上とすべし、奏者又同じ、

〔使者談八〕使者問答八中略○

七、問て云、使者儐者之爲人を擇ぶに、早く近くいはゞ何を以て肝要とせんや、

答て云、使者儐者に肝要と云は辨舌爽にして、口上分明に聽分、文字能知り、特に記憶の切なる、實に其任に堪たりと謂つべし、偖又顏面容貌の不賤、威儀公望の嚴なる又可取なり、

按ずるに、此に容貌の美を云李白これを聞ば、凡市不擇其香味と云んか、良將の取人や必在智而不在貌に、昔し孫臏魏に刖られしも齊王これを用ひて元帥とし、遂に馬陵の功あり、然れども使者は至而晴業なり、男振よく辨舌よく仕成よければ、八難を藏すと云、此言甚だ俗見といへども又理也、

八、問て云、譬へば世上に技藝者を撰ぶには、先其技を試み、能其任に堪たるを以て、而して後職に

就、因て其事に當て、自由を得、能其業を辨ず、今使人の如きも、座作進退法なきに非ず、然るに其法を討論する者少く、又其器を擇ぶにしも非ず、然れば先にしては如何計の君命を恥しむも知べからず、されども先は稍埒の明が如きを見れば、使者は十歳の童子も可ㇾ成ことに被ㇾ存候、答て云、以今時平にして、使事皆平易の所作也、一旦の應弔禮謝の如きは、誠に十歳の童子も容易に似たり、凡そ武家の兒は、幼より君臣禮義の鄕に長じて、使事の進退應對生れながらにして習熟す、是を以て使事に應ず、到る處宜きを得ずといふ事なし、然れども多くは是碌々たる凡庸、所ㇾ謂開ㇾ人成ㇾ事と云もののみ也、若夫賢者は錐の囊に處が如し、一言の應對穎脫未見必人の聞を聳ん、子曰、使乎使乎、誠に使价の本志をいはゞ、晏子が器、子產が博物なくんば不ㇾ能、蔺相如が完ㇾ璧、申包胥が哭ㇾ於庭牆ㇾ可ㇾ謂誠に使節の主意を得たりと、張騫、蘇武が奉使也、執ㇾ節沒ㇾ身不ㇾ屈ㇾ王命、雖ㇾ古之虜使、其猶劣らんや、諸夫子云、誦ㇾ詩三百使ㇾ於四方ㇾ不ㇾ能ㇾ專ㇾ對、雖ㇾ多亦爰以爲、十歳の童子豈特能之乎、

對捍使者

〔建武年間記〕雜訴決斷所

一反坐事

誣告之反坐、文法已稠重、宜ㇾ任ㇾ本條、被ㇾ加ㇾ嚴禁ㇾ當所衆幷國司守護上使等挾ㇾ私緋ㇾ參差者、其科同前、

略ㇾ中

一違ㇾ背勅裁、拒ㇾ捍國司守護上使等、構ㇾ城塹及ㇾ合ㇾ戰輩事、

守ㇾ先度御事書、固可ㇾ有ㇾ遵行之沙汰、略ㇾ中

建武元五十八治定畢

〔建武以來追加〕一寺社本所領事　觀應三八廿一、御沙汰、

違ㇾ背先日事書、不ㇾ應使節遵行、空令ㇾ馳ㇾ至當年西收之由、多以訴之、造意之企巨ㇾ遁、其咎於ㇾ如ㇾ然之族者、可ㇾ處ㇾ所當罪科之上、縱雖ㇾ立ㇾ忠功、永可ㇾ止ㇾ恩賞、略ㇾ中

御判略ㇾ中　等特院殿

一不ㇾ應ㇾ御教書輩事

背ㇾ被仰下之旨之由、使節令ㇾ注進者、準ㇾ御定違背咎可ㇾ被ㇾ召ㇾ所帶三分一、次對ㇾ使節ㇾ致ㇾ合戰輩事、可ㇾ準ㇾ故戰矣、

御使

〔花營三代記〕永和五年〇康曆元年八月廿三日門眞奉行、日吉祇園北野神輿造營要脚事、

就ㇾ綸旨ㇾ重所ㇾ有ㇾ其沙汰ㇾ也、所詮以ㇾ諸國之段錢ㇾ可ㇾ造ㇾ畢三社之神輿云々、此上仰使節、召ㇾ出國々大田文、段別參拾文、〇略註　嚴密可ㇾ檢納之、若令ㇾ對捍ㇾ者相ㇾ處ㇾ罪科ㇾ云々、交名、云ㇾ在所ㇾ可ㇾ注ㇾ申之、次先度難澁所々事、守護使相共遂ㇾ入部、令ㇾ譴責ㇾ可ㇾ究濟之條同前、

〔武家名目抄職名三十三上〕按御使といへる、もと一職の名にはあらず、使命をうくるものゝ、貴稱なるよしはいふもさらなり、されど鎌倉右大將家、武家を創業ありしより、をのづから御使といふひとつのつかさいできたり、これ後にいふ目附使番など兼たるごとき職掌にあたれり、たとへば其所役の內、追討使と共に軍陣に臨み、又は諸國の形勢を監察し、將士の居動を推知するなどの類、皆目附の職掌なり、又ひとへに君命を傳ふるのみの所役は、卽使番のつかさなり、鎌倉殿の時にも、始のほどは、人がらの尊卑を定められしことも見えざれど、中頃より後は其しなや定まれり、同じ非常の事にても、文官の所作たるべき御使は、大かた奉行人に命せられ、あるは北條家の家令などうけ給はることもあり、又武事を專とすべきことには、其事に堪たる人をもて差充られしさまなり、足利殿の時にも、御使は大かた奉行人の內を用ひらるゝことなりしが、天文弘治の際にいたりては、職員備はらずなりしかば、御使をうけ給はる人がらも、一樣ならざりしなり、さて鎌倉足利の兩家ともに、事だちたる時は、必御使二人を差充らるゝならひなりけ

れば、常の辭には兩使とのみもいふこといできたり、何れにもこの職あづかる所は、目附使番を合せたる程の職掌なり、もとより臨時の所役にして、定日設置れしものにあらず、但假そめなる使者なれども、御使といひしことなきにあらず、それは近臣もしくは同朋などやうの人を用ひられしなり、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元暦二年十八日丁丑、武衞被發御使於京都、是洛陽警固以下事所被仰也、

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治三年四日丁亥、爲鎭畿内近國狼唳、以内膳大夫久經、近藤七國平爲御使、被差遣已訖、而猶在洛武士、現狼藉之由、依令聞及給、爲散叙疑之恐、被言上其子細云云、

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年〇建保元年四月廿七日戊寅、宮内兵衞尉公氏、爲將軍家御使向和田左衞門尉宅、是義盛有用意事之由依聞食、被尋仰其實否之故也、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年〇嘉禎元年五月廿三日乙卯、石清水八幡宮寺與興福寺有確執及喧嘩等之間可計沙汰之旨、被下院宣之由、自六波羅被馳申、是薪大住雨莊用水相論之故也云云、仍被經其沙汰、差遣御使遂實檢就左右可有議定之趣、今日所被仰遣也、

〔新編追加雜務〕地頭等可存知條々

一給分所知之外、任自由近鄰地領押領可停止之、次地頭者、守本地頭下司之跡可致沙汰也、但本下司得分、無下爲之少之所者、隨御使之注申、可令計御下知也、御成敗以前、不相待御計、領家預所鄕司得分、令押領之輩者可處咎事、〇略

一新地頭補任莊園、公領本地頭下司得分、爲御使沙汰可注進事、

一未被補地頭沒收所々、爲御使沙汰可注進事、猶爲守護代等隱籠庄公多之云々、而如風聞者、去年兵亂之時、相從京方輩之所職所領、大略雖注進、在廳官人等、恐守護代詳不注進歟、憚任實正可注申之、若又本下司雖無其咎、沒收之内仁注申之所所有之者、委尋明可注進也、

右條々守仰旨可令下知若猶背禁制之旨、自由張行自由非法之輩者、云守護人云地頭職可被改易也、可存此旨之狀、依仰下知如件、

貞應元年四月廿六日　　陸奥守平　判

〔康富記〕寶德元年八月十日戊午、參局務文第、官務參會（有二一蓋一）局務令語給云、昨日瑞春院殿御逝去、就之室町殿御服假幷御禁忌事、如何樣可有御沙汰哉、可被計申之由、自室町殿以御使布施民部大夫、飯尾左衞門大夫、被仰出傳奏中山宰相中將之間、爲申其御返事、武家近年先例可注給、且可奉意見之由、自傳奏以使者伊賀被示局務之間、注進之云々、三年九月八日壬寅、是日自武家被遣使節於南都、依神木入洛之有聞也、管領畠山左衞門督入道御敎書數通被成之、同被成遣綸旨者可然之由、武家就御申沙汰被成下綸旨於寺門社家等云々、御使奉行飯尾美濃守貞元、同左衞門大夫爲數、松田主計允、是三人也、

〔天明年中行事正月〕晦日關東御使

是は年始御祝儀御使として、高家肝煎三人の内上京あり、參内の日限仰出され、御使所司代衣冠にて同伴、唐御門より參内、諸大夫の間より昇殿鶴の間に著座、傳奏出座、御口上申述有、兩卿言上の後、御對面有べきのよし仰出され、清涼殿御上段へ出御、兩卿誘引、布障子邊に列座、御進獻之御太刀折紙傳奏披露、御使中段において龍顏を拜せらる、次に亞相公御進獻の御太刀折紙披露の次第前に同じ、次に貫首申次にて、御使所司代自分の御禮、御太刀折紙壹人ヅヽ、御中段へ持參有、ひさしにおいて龍顏を拜せらる、次に天盃下され、中段にて一人ヅヽ、頂戴畢て鶴の間へ退き御禮申退出也、

〔孝亮宿禰記〕元和十年正月廿三日戊寅、武家年始之御使上洛、今日參内、大御所御使織田兵部少輔、（白銀百枚御進上物同上有之云々）大樹御使吉良佐兵衞督、御進上大御所云々

上使

○按ズルニ、毎年幕府ヨリ年頭ノ御使ヲ朝廷ニ上ル事ハ、歳時部年始祝篇ニ詳ナリ、

〔武家名目抄　職名三十三上〕按、上使は卽御使の事なり、されど鎌倉殿の時に此名稱あることをきかず、室町殿の時にいたりては、上使とも御使ともとなへたれど、上使といへるは、公方家の使者に限れる名となり、御使といふは、大名諸家にも相互によべるならひなりき、但元龜天正の頃にいたりては、諸家にても、内々には、主人の使者を上使とよべることもありしなるべし、職掌等の事は御使の按中にのべたり、

〔東寺百合文書ク一ノ四〕表書　建武元年

注進　備中國新見庄東方地頭御方損亡撿見幷納帳事○中略

一散田分○中略

六斗六升四合　國司上御使入部ノ時雜事下行之、別紙在之

一斗一升五合　宗道井料下行之、寺家上御使四郎共出返抄畢、

貳斗二升　爲宗井料、同上御使返抄在之、

三斗八升五合　横見井料、同上御使下行之、返抄在之、

〔大乘院記錄　建武應永引付〕春日御社領亂入河口御庄、○越前坂井郡　致惡行狼藉交名人事、

一上御使　熊谷　片山兵庫助　子息孫次郎○中略

右大概注進之狀如件

建武二年正月廿六日

〔松田系圖〕義通　波多野次郎、○中略嘉應元年二月十五日死、六十二歲、

實綱　十郎　御使　同

〔鶴岡事書案〕佐坪書下案　就當年所務、上使兩人被著下候條々、申含子細等候、年貢等急速加催促可被皆濟之旨、

廣澤　實方

實高

廣澤新三郎、備後國上御使、

實村

被申付候、

一兩使在鄕之間、厨雜事百姓中事者、雖同扁候可致其沙汰候、於堂被分者、壹遍可勤其役候、

一兩使上用途事、一人分壹結宛、合貳貫文、爲雨村役可致其沙汰候、

應永二年閏七月五日　　法印在判

佐坪鄕政所殿

〔建内記〕正長二年○永享元年七月七日、欲馳參室町殿之處、別當僧正一乘院照圓僧正也注進狀○註略到來、與福寺艮方若輩衆等有確執事、及合戰之企、於寺門有人々籌策之子細、万一不靜謐者、其時重可注進、早被下上使於寺門可被加制止之由也、

〔南禪寺文書〕請狀申狀之事

一風損時、國中平均、鄰鄕ひつかけとあるべく候、其餘に申まじく候、

一當年水入河押の事、上使けんはうに見わけられ、可預御成敗候、雖水入候不損ざる在所におき、掠公方申べからず、次に諸政所江無理なる訴訟申公事坊士留事、於向後あるまじく候、及大訴者、寺家江歎申べく候、

一寺領御年貢、元は糠米壹石の分、榛原以九合本米八斗分雖致沙汰、地下之侘事、嘉吉三年より、上使寮江本米榛原以九合、漆斗宛にて如其納上候、若水糠入事候者、堅可預御罪科者也、

右條々於守護所落居候上者、子々孫々ニいたるまで、不可有異篇之儀候、仍請狀如件、

文安貳年八月十六日

〔康富記〕寶德二年七月廿五日丁卯、飯尾與三左衞門尉之種今曉令下向美濃國爲段錢上使者也、吉田社之造營料被寄之國也、

〔親元日記〕寛正六年三月廿六日癸酉、就二一色兵部少輔殿御所望之御狀整之、以蛯掃部申之、御案有之、

越中國新河郡布西保就二申分之儀一、自二兵部少輔殿一被レ下二上使一候、自然之時、宜可レ有二存知由一候、恐々謹言、

今日　貞——

蛯川越中入道殿

〔應仁記〕武衞家騷動之事附畠山之事

次ル年文正元年ノ夏ノ比、頻リニ貞親申ニヨリテ、義廉無二罪而出仕ヲ可レ被二停止一、剩ヘ勘解由小路ノ家ヲ義敏ニ渡スベシトノ上使頻波ナリケリ、

〔齋藤親基日記〕文正元年十二月廿日午刻、自二右京兆門前在家一出火、〇中略爲二御倉一緘井相國寺鎭守之東警固一駈二集御所中一、外樣衆被レ差レ遣之一、爲二上使一布野州、幷親基罷向、依レ加二成敗一無レ爲、

〔親長卿記〕傳奏奉書案

當社領越中國倉垣庄上使職事、申二付氏人景定之處一、百姓等令同意一、有レ限去年月宛神事定等、號二損免一不レ致二沙汰一云々、爲二事實一者、太以不可レ然、就二中同庄田四ケ村之內白石名事一、氏人景盛本役事、年々一向不レ及二其沙汰一、抑留之條、言語同斷、次第也、各放二氏人職一、可レ處二罪科一、若有二子細一、急度令二參洛一、可レ明申之由、可レ被二下知一給之由、被二仰出一之旨候也、恐々謹言、

十月十〇文明十五年　六日　親繼判

鴨祠宜三位殿

〔大內家壁書〕堺目相論之時餘地幷餘得之事

諸人知行分、堺目相論自二地內一及二御沙汰一以二上使一被二檢地之一時、各所レ給之地過二分限一有二分土餘地幷餘得事一者、此餘地餘得之事、以二中途之儀一、可レ爲二公用之由一御定法也、諸人爲二存知一、壁書如レ件、

延德三年九月十三日

〔經厚法印日記〕天文元年十一月十一日、就二一向堂年貢米之儀一、高畠與十郎被官內田、柳原源七郎衆、彼百姓へ使ヲ入、林垣幷一向堂又太郎所へ付之云々、昨日自二彼上使一共爲二案內一來了、

〔駒井日記〕文祿二年十二月二日

一尾州國中八郡、太閤樣御知行被レ遣、並關白樣御添上使被レ遣出立、〇中略

一爲二郡奉行一御上使被レ遣事〇下略

〔長曾我部元親百箇條〕掟〇中略

一御上使幷御下代御下國之時、馳走之儀、可レ爲二精魂一、御振舞、送馬其外念を入令二奔走一、於レ抽二餘仁一者、可レ加二褒美一付、其時案內者相添者、申次第萬可二氣遣一事〇中略

慶長貳年三月廿四日　盛親在判　元親在判

〔柳營秘鑑〕上使之次第

一御三家方御參府之節、上使老中被レ遣之、御暇之節も同斷、

但賜物無レ之、爲二御禮一登城之時分、於二御前一は、御腰物被レ進之、

一國持大名參府之時、上使右同斷、御暇被レ下節同然、白銀卷物被レ下レ置、爲二御禮一登城之節、於二御前一御馬拜領、但陸奧佐竹は馬所ニ而御馬獻上候故拜領無レ之、歸國之上、爲二御禮一使者を以、御樽肴等獻上之、右使者登城之節、謁二老中一退出する也、同御暇被レ下之節も、於二殿中一奉書被レ相渡之、使者江卷物被レ下レ置之、惣國主之面々の使者も同然也、外之使者は、謁奏者番衆退出す、奉書は月番老中宅ニ而

被相渡、勿論使者賜物無之、○略中

一準國主之面々參府御暇、共ニ上使奏者番被遣之、

一宗對馬守は雖爲國持、參府之時分、上使御奏者番被遣、御暇之節者老中被相越、古來之兩上使ニ而有之を、中興家臣柳川豐前守訴論之事有之より、上使之品を被貶之、參府は御奏者番被遣之由、

長刀御免者、文昭院樣○德川家宣御代之初、朝鮮人來聘之砌御許容也、

一國持は四品といへ共、上使老中被遣之、但家々之格ニより未任侍從內は、上使御奏者番被相越事も有之歟、

一國持之隱居參府御暇之時、上使御奏者番被遣之歟、勿論家々之格例ニ而違有之、

越中一富山城主　松平出雲守利隆

高拾万石　從四位下菅原姓本氏前田

嫡子

嫡子

右出雲守　松平大和守　松平左兵衞督

此三家は、參府御暇之節、上使御使番被遣之、白銀卷物等被下之、御禮之時分、於御前御馬拜領之、

一松平肥後守　松平讃岐守　松平下總守　松平但馬守　松平左京大夫

右參府之節、上使御使番被遣之、御暇之時者、其前日奉書を以召之、於殿中被仰渡之、尤拜領物有之、嫡子ニ者上使無之、

一上使を以御暇被下面々之拜領物は、上使之家來暫先達而持參之、○略中

一御三家御鷹場江之御暇之內、兩番頭之內を以爲上使、御菓子被進之、

〔德川禁令考十八服制〕延享四丁卯年四月達

上使ニ相越候節、唯今迄熨斗目袷著來候得共、常々服紗小袖ニ而相越候分者、向後服紗袷著用之事、

右之趣、大目付御目付江相摸守、水野壹岐守口上ニ而申聞、上使相勤候向々江可被達置旨申渡、御本丸大御所樣、大納言樣御側衆江一通宛、奧向江も一通宛添候而、相摸守渡之、

〔武家嚴制錄十八〕一領主所替之時、上使御下知條々、

條々

一今度所替ニ付而、百石に壹人壹匹出之、二日路可相送事、

一種借之儀、自藏出之、借付儀於無疑者可返辨事、

一借物は可爲證文次第事

一年貢未進可棄捐事

一未進方に取つかふ男女之事、所替之地迄送屆、其上本國江可返之、但過廿箇年者、可爲譜代事、

附、譜代に出し置男女之事、於無其紛者、譜代勿論之事、

右之條々、依仰執達如件、

寬永十九年八月十四日

上使中

〔上使勤方先々手續記〕天保七年申二月六日上使松平金之丞

御鷹之鶴一

對馬守

豐後守

伊豆守

松平加賀守

一門地覆外ヱ家老出居、玄關前下座敷之處迄、先立致案内、
一加賀守玄關敷臺中程迄出迎、著座ニ付、鳥渡下ニ居致會釋、夫〻先立被致案内歸之節モ敷臺迄、
一刀取家來、板縁〻疊縁江移候處にて出居、刀相渡、
　但座敷ニ刀掛有之、次之間床ニ刀ハ差置候、
一熨斗家來持出
一多葉粉盆、薄茶出候而、加賀守出候而挨拶有之、被引候而椀盛菓子出、夫〻吸物膳引替、酒一獻有之、加賀守自身肴持出、挨ミ被呉候而引取申候、獻付致銚子入、濃茶菓子吸物膳ト引替、濃茶出、呑仕舞、薄茶菓子引替候而薄茶出候、右膳椀等引候而、御先手會釋致候得バ、加賀守出御請被申聞候而罷立、
　但、次之間下座ニ而椀盛菓子吸物酒御先手相伴被致候、銚子入候ト、次之間外入側ニ出被居候、濃茶菓子渡、薄茶菓子等ハ相伴無之、
一取持御先手萩野源左衞門
一加賀守盃事有之候由ニ付、斷申度段坊主衆ヱ申聞置候、盃事ハ不致候、
一挨拶、太刀馬代金壹枚、

〔職掌錄〕御使番

御鷹の鳥被下の節上使を勤む、其外大名の家格によつて參勤、御暇之節に上使を勤む、〇略　中　御三家方在國の節、臨時上使勤む、城請取の上使、兩番の内一人差添勤む、其外地方の事は御代官差添勤む、先早朝其城へ入見分あり、町宿へ下り請取渡の人數相揃、上使出て大手前に床几に腰懸、請取方の大名も大手前に陣す、大手の門開くと段々に入替る、入者は門の左、出る者は右也、一人出れば一人入る、幕鑓其外飾道具、右之通に立替る、外の番所より入替段々内の番所へ入替る也、替り仕廻案内次第上使入城、臺所前の床几に座す、（但御使番計也、其外は數葦を用ゆ、）請取方の大名、其所に敷葦を設け座す、夫より盃出、上使より始て、城請取の大名へ指し引渡出、盃事終て其所に箭立る、城主は臺所口より入、上使は玄關より入、城主出迎て、書院へ通し、料理出る、但料理は町宿よりの仕出し也、

〔幕朝故事談〕卿士　侍御　侍中

老中病氣の節、鱚の生乾は、老中の書にて輕き御家人持參、其後鯛の味噌漬被下候節は、御小納戸上使也、左衞門佐は不送迎、親類酒井左衞門は對客の間迄出迎、西尾隱岐守は玄關迄出迎、子息は不出、公方樣より三十枚、御臺樣より七枚、若年寄上使也、〇略　中

御老中樣方國持へ上使の時は、主門閾之外迄出、門内に待居る、駕より出る時閾之外に出る也、仙臺などにても、家老の門外へ出る者もあり、又白洲にならび居もあり、諸大夫は留守居各披露をする、其時上使顧畏する而已、送りの時も主人の出る處同じ、御刀は主人の家來持之、泉州樣、加賀守へ上使の時、加州病氣にて、分地の出雲守出迎同じく門閾の外迄也、名代の貴賤にはよるべからず、又上使なれば老中上使にても、番頭にても、御使番にても、皆主人玄關の式臺迄出る事なり、田安樣小次郎樣へ菖蒲かぶとを被下候時、大屋遠江守御小納戸頭取にて上使に來、其時田安樣式臺迄御出迎なり、其時下座筵の際迄草履をはき付候とて、わるく言たる事なり、御老中樣方は却て不然、四五間前より草履をぬぎ、腰をかゞめて御出被成候、此大屋遠江守、後に御家老に被仰付、是は竹口勘左衞門、御領地の御取箇を上ゲ、御領地の百姓騷動する故御家老のかひなきゆゑなりと思召、御小納戸頭取より、大屋遠江來る、御輔佐時分の遠江是也、御三家樣方は、上使の節御出迎は御ぬぐひ板迄、御送りは御式臺迄なり、〇略　中

諸侯

加賀守死去の節、御香奠銀五十枚、御悔の上使の節被下、上使は奏者番也、病中初の上使は奏者番、二度目の上使御小姓衆也、佐渡守は病中、奏者番の上使一度也、御香奠も又奏者番三十枚也、御請は高家前田信濃守を儀也、〔略〕中

雁被下、皆御使番上使なり、陸奥加鶴なれ共、御使番なり、御三家様は番頭なり、有鶴無雁、藝州にて松平遠江守様、御方角御勤め、出火有之日、雁被下の上使有之時、若殿名代に上使を受當主は火事場へ出候事、

〔類例略要集〕近年上使改替

安永十丑年四月御暇ヨリ老中、伊達遠江守
文政七申年ゟ參勤御暇共御老中、南部大膳大夫
文化六巳迄御暇計御使番、夫ヨリ參勤御暇共御老中、〇中略　津輕越中守
同十二亥年ゟ參勤御暇共御老中、〇中略
文化六巳年二月ヨリ御暇計御使番上使被仰出、元七十五萬又廿六萬又五萬
同十三子年ヨリ參勤御暇共御奏者番　松平越後守　復十萬石
中古御暇計御使番、文政元寅、二、七ヨリ復古、向後參勤御暇共御老中、　松平備後守
文政四子十二ノ廿七、向後御暇計御使番、
文政七申十ノ廿六、參勤御暇共上使御奏者番被成下旨、羽州御宅御書付、　松平淡路守
前々御暇計御使番、天保七申六廿五ヨリ參勤御暇共御老中、　松平大和守
天保六未四ノ十三ヨリ參勤御暇共御奏者番　松平左兵衛督

〔嘉永明治年間錄十五〕慶應二年七月十六日、棚倉白川ト封地ヲ換ベキノ上使ヲ川勝中務等ニ命ズ、

御使番川勝中務、御小姓組井上越中守組田中主計、陸奥國白川城爲引渡被差遣候間、可致用意候、御使番小出織部、御書院番土屋豐前守組川副鉦五郎、同國棚倉城爲引渡被差遣候間、可致用意旨、出雲守申渡之、

十二月廿五日、棚倉川越ト封地ヲ換ベキノ上使ヲ命ズ、

金二枚ヅヽ、御使番土方兼三郎、陸軍奉行並支配勤仕並間宮虎之助、右は、武藏國川越城爲請取渡罷越候ニ付、御暇拜領物仰付らる、入念可相勤候、御使番小出織部、陸軍奉行並支配勤仕並川副鉦五郎陸奥國棚倉城爲引渡罷越候に付、拜領仰付らる、入念可相勤候、右河内守申渡之、

〔武家名目抄職名三十三下〕按軍使といふは、卽使番のことにはあれど、前にものべし如く、家々の定にて、使番には常非常の差別あるも聞ゆ、殊に非常のかたは、軍務に熟せる者を以て、臨時に定めらるゝことなどありて、常の使番よりも、猶さら其器をえらばれしなるべし、且由良家傳記、見聞雜錄等に、目附横目の職たるものをも、軍使に補することあるを思へば、正しくなべての使番の一名とのみはいひ難かるべし、されど使番の内にて非常の務をうけ給はる輩は、軍使といへるに異なる事なし、又播州征伐記惟任征伐記等にみえたる軍使は、首將の命をうけ給はり、一軍の部將たる人をよべるものにして、常の軍使の類にあらず、征夷使征東使などの使の意に同かるべし、但當時正しくしかとなへしにや、或は記者の筆すさみにや、はかりがたけれど、二書みな大村由己の筆記にして、共に其世のものなれば、必其稱なりしともいひがたかるべし、

〔由良家傳記武家名目抄職名三十三下所引〕軍使、是は不斷は、使番目付など、世上にて申候、此者は軍に心懸、器用勝れ、健にして懸引物馴たる士の、無欲なる者可被仰付候、

〔甲陽軍鑑十上品第二十九〕晴信公軍中にて、御使の衆十二人は、むかでの指物しない也、白地には墨にてかく、黒地には朱にて書、黒地に金にても、青地に金にても、面々覺悟次第、此二十人は軍の時の御使衆也、

使番

〔荒山合戰記〕能州石動山軍附石動山燒失事

大衆等モ二王門ノ軍ニ皆被討取タリト聞エシカバ、其實ヤラン、又敵ノ謀ニヤ有ラン、實否ヲ極ント、軍使ヲ遣シトスル所ニ、軍兵共ハ此左右ヲ聞テ、元來落心ノ付タル者共ナレバ、ナジカハ少モ怺ベキ、吾先々々ト、四角八方へ逃散ケリ、

〔惟任退治記〕將軍者、相具信忠於京都御動坐重而惟任日向守光秀爲軍使、早早令著陣、與秀吉可相談、依合戰之行可有御動坐之旨、嚴重也、

〔播州征伐記〕毛利輝元、小早川隆景、成可見續三木城之行、艤數百艘而夜中盪上明石浦魚住、軍使乃美兵部丞、兒玉内藏大輔、此外雜賀士卒成加勢、堅壘居陣、

〔武家名目抄職名三十三上〕按使番といひて定置事は、もと將軍家にはじまりしにあらず、又古き世よりの所職にてもなし、これは應仁文明の際より、天下の亂うちつゞき、諸家各戰陣の務を專とすることゝなりしより、才幹もありて、こゝさら軍事に便なる者をえらみ、使番となして、軍中の使節を役せしむることゝいできたり、但甲陽軍鑑清正記などにみえたるごとく、家によりては、常の使番と非常の使番とを分をけるかたもありしなり、今の世にも常と非常とをわけ置家もあり、又分ざるもあり、もと此つかさは、鎌倉殿室町殿の時、臨時の所職に御使とよばれし職掌の一端なる事は、既に御使の條に述たるが如し、猶使者軍使等の條をも合せ考ふべし、

〔明良帶錄後篇〕御使番千石高若支菊南御敷際

此場は、武功第一の場數覺の者の勤場にて、五の字の九四半幟に母衣を掛、敵陣に使して君命を辱しめざる主役也、夫ゆへ、當時も遠國の御使、御目付代、御代替り國巡見等鴈雲雀上使、御規式御成の節隨身の役、火事場出役、非常の節何にても出合なり、御番桁五十程有之、火口番、御城番、御老中附など有り、此場御役替、正月十一日御吉例によりて被仰付之、

〔德川禁令考十七使番〕使番累代武鑑ニ、慶長五子年、家康公關原御陣、同年秀忠公信州上田御陣、幷慶長十九寅年、家康公大阪御陣、元和元卯年、同地夏御陣ト題シテ、每陣ニ數名ヲ列ス、其末ニ曰、右之面々非ニ定役一、臨時其器量ニ依而被ニ仰付一歟、以上ノ使番ハ軍中ニ於テ、公儀ヲ憚リ、使番ト號ス、

〔別所長治記〕平山合戰

軍卒多ケレバ六カシトテ、武勇ノ者ヲスグリ七百餘騎、イサミニ勇ンデ押出シ、前ナル川ヲ打渡シ、鶴翼ニ陣ヲ取、シヅマリカヘッテ備タリ、秀吉山ヨリ見下シ、敵ヨセ來ルゾ押出セヨト、以使番觸ラル、○略下

〔太閤記六〕丹羽五郎左衞門尉長秀志津嶽之城へ籠入事

秀吉公は夜の明るを待兼、木の本をまだほのくらきにをし出し、志津がたけ城の南に御旗を立させられ、弓鐵炮のかしら分共に、堀きりのこなたなる勢は、只今已ノ時引取と見えしぞ、急ぎ走著、うたせよ〳〵と使番母衣の者を以仰付られしかば、心得候といひもはてずひしと引附、○略中

北莊表被寄陣事

翌日廿二日、北莊へをしよせらるゝ、勢之次第、堀久太郎を先として、其次取出々々、番手の次第に任せ打候へと定め給ふ掟之事、

一進退其外何事も、母衣之者幷使番次第可守其法事、○略中

右條々、無相違可相守此旨者也、と五六十通調させ給ふて、夜半以前にふれ給ふ、

〔板坂卜齋記〕慶長五年九月十九日何方の人にて候や、可然武具かぶとはきず、黑き具足鹿毛の馬にのり、金箔おし候さいづちのさし物にて、御先へ被參候衆と前後うちまじり通り候、先へ被參候衆は、先年の大名衆の使番にてもあるべきかと、心をつけ候人もなし、家康公御乘物の内にて、間は廿町もあるべきに、金箔のさいづち光るを御覽じ、改候へと御意にて、改候へば落人也、

○按ズルニ、使番ノ事ハ、官位部德川氏職員編使番篇ニ詳ナルヲ以テ、此ニハ軍中臨時ノ使番